

令和7年度 江東区保育園等入園のしおり

◆令和7年4月入園一次募集受付期間・場所
(11/10(日)を除き土・日・祝日は受付していません)



江東区観光キャラクター
コトミちゃん

郵送受付①期(※)	令和6年10月15日(火) ～ 10月22日(火)	江東区役所保育支援課保育サービス係 (必着)
郵送受付②期(※)	令和6年10月23日(水) ～ 11月21日(木)	江東区役所保育支援課保育サービス係 (必着)
電子申請受付(※)	令和6年10月15日(火) ～ 11月21日(木)	マイナポータル(必着)

窓口受付①期	令和6年10月29日(火) ～ 11月1日(金)	豊洲シビックセンター11階区民広場
窓口受付②期	令和6年11月10日(日) ～ 11月21日(木)	江東区役所7階71～73会議室

※郵送受付①期(確認票返送有)と郵送受付②期・電子(確認票返送無)では、ご提出頂いた書類の取り扱いが異なりますのでご注意ください。詳しくはP.13、19～20をご確認ください。

※窓口受付各期の開始日は受付会場が混雑することが予想されます。お時間に余裕を持ってお越しください。書類の先着順で選考が有利になることはありません。

※窓口受付①期の期間中は、豊洲シビックセンター3階での窓口相談は実施していません。

区役所3階12-13番窓口またはお電話にてご相談ください。なお追加書類の提出先は、全期間を通じ区役所3階保育支援課保育サービス係です。(郵送可)

<区ホームページについて>

区ホームページ <https://www.city.koto.lg.jp/> > こども・教育 > 保育園・保育施設
> 保育園等の申込をされる方へ > 令和7年度保育園等入園の申込み手続きについて



▲区ホームページ

- ◆内容の追加・訂正・削除が生じた際には、随時、区ホームページよりお知らせします。
- ◆必要書類や記載例の参照・ダウンロードができます。
- ◆お申込み手続きに関する詳しい解説を掲載しています。

〒135-8383 江東区東陽4-11-28

◆**保育園ナビゲーター：保育園入園に関する相談(江東区役所3階13番窓口)**

TEL：03-3647-9809(直通) ※つながりにくい場合、下記保育サービス係へお問い合わせください。
平日 9時00分～17時

◆**江東区こども未来部保育支援課保育サービス係(江東区役所3階12番窓口)**

TEL：03-3647-4934(直通) / FAX：03-3647-9290 (FAXでの書類提出は不可)
平日 8時30分～17時(水曜日のみ8時30分～19時)



スポーツと人情が熱いまち 江東区

目 次

1 お申込みにあたって

- クラス年齢……………P.2
- お申込みできる方と利用可能期間…P.2
- 令和7年度からの主な変更点……………P.3
- お申込み前に必ずご確認ください…P.3
- よくあるご質問(Q&A)……………P.7

2 保育施設

- 保育施設の種類……………P.10

3 保育の必要性の認定・ 保育時間・延長保育

- 保育の必要性の認定について……………P.11
- 保育時間について……………P.12
- 月極延長保育とスポット延長保育……………P.12

4 保育施設へのお申込み

- 令和7年度4月入園一次募集……………P.13
- 令和7年度4月入園二次募集……………P.13
- 4月入園一次募集の空き状況……………P.15
- 令和7年度5月以降の入園申込み……………P.17
- 出生前申込み（4月一次募集のみ）…P.18
- 転園申込み……………P.18
- 郵送受付……………P.19
- 電子申請受付……………P.20
- きょうだいで申込み場合……………P.21
- 育児休業の延長も許容できる方……………P.22
- 医療的ケア児のお申込み……………P.23
- 他自治体からのお申込み……………P.25
- 他自治体へのお申込み……………P.25

5 申込書類

- マイナンバー手続きについて……………P.26
- 申込書類について……………P.27

6 特色ある保育園

- 分園を設置している保育園……………P.30
- 認定こども園……………P.30
- 小規模認可保育園……………P.31
- サテライト保育……………P.32
- 居宅訪問型保育（障害児向け）……………P.33
- 障害や疾病等のある児童について……………P.33

7 待機となった場合

- 有効期間と取下げについて……………P.34
- 追加書類について……………P.34
- 保育園ナビゲーター……………P.34
- 待機児童向け事業……………P.35

8 利用調整

- 利用調整会議について……………P.36
- 選考方法……………P.36
- 指数付けや優先順位の注意点……………P.37
- 転職について……………P.38
- 育児休業の取扱い……………P.39
- 短時間勤務制度の取扱い……………P.40
- 基準指数……………P.41
- 調整指数……………P.42
- 優先順位……………P.43

9 保育料

- 保育料の決定……………P.44
- 保育料の納付……………P.44
- 延長保育の保育料……………P.44
- 保育料の無償化……………P.45
- こどもが複数いる世帯の保育料……………P.45
- ひとり親等世帯の負担軽減……………P.45
- 保育料の減額と免除……………P.45
- 保育費用と経費……………P.46
- 保育料基準額表……………P.47

10 区立保育園（公設民営 含む）について

- 改築・改修計画……………P.49
- 区立保育園の民営化と今後の予定……………P.50

11 その他の保育事業

- 病児・病後児保育事業……………P.51
- 休日保育事業……………P.52

12 保育施設一覧

- 保育施設定員一覧表……………P.53
- 保育施設MAP……………P.59

1 お申込みにあたって

クラス年齢

令和7年度クラス年齢早見表 ※クラス年齢は令和7年4月1日現在の年齢で決定します。年度途中で変わる事はありません。

クラス	該当生年月日 ※（ ）内は西暦	卒園年月日
5歳児クラス	平成31年4月2日（2019年）～令和2年4月1日生（2020年）	令和8年3月31日
4歳児クラス	令和2年4月2日（2020年）～令和3年4月1日生（2021年）	令和9年3月31日
3歳児クラス	令和3年4月2日（2021年）～令和4年4月1日生（2022年）	令和10年3月31日
2歳児クラス	令和4年4月2日（2022年）～令和5年4月1日生（2023年）	令和11年3月31日 (南砂第五・小規模認可 令和8年3月31日)
1歳児クラス	令和5年4月2日（2023年）～令和6年4月1日生（2024年）	令和12年3月31日 (南砂第五・小規模認可 令和9年3月31日)
0歳児クラス	令和6年4月2日（2024年）～	令和13年3月31日 (南砂第五・小規模認可 令和10年3月31日)

お申込みできる方と利用可能期間

保護者が以下の状況にあり、児童の保育が必要な方がお申込みできます。

保護者の事由	利用可能期間
①就労している場合 (1日4時間以上かつ月12日以上)	各事由に該当しなくなるまで
②疾病や心身に障害がある場合	
③介護をしている場合(※1)	
④災害復旧する場合	
⑤母が出産する場合	出産予定月及びその前後2か月の5か月以内
⑥求職中の場合 (1日4時間未満、月12日未満の就労も含む)	3か月以内
⑦就学している場合 (1日4時間以上かつ月12日以上)	在学終了月末まで
⑧就労・就学内定の場合(※2)	(各事由が開始することを前提として) 事由に該当しなくなるまで
⑨申込児童の育児休業から復職予定の場合	就労事由に該当しなくなるまで ※ただし、 入園月の月末までの復職が必要 です。 復職後2週間以内を目安に「復職証明書(区様式)」をご提出ください。
⑩申込児童以外の児童の育児休業を取得中の場合	育児事由に該当しなくなるまで ※復職後2週間以内を目安に「復職証明書(区様式)」をご提出ください。

※1「介護」は、被介護者の年齢を問いません。被介護者が入園申込児童と別の方であれば対象となります。

※2「就労・就学内定」は、入園希望月中に①または⑦の事由に該当することを指します。

◆集団生活に慣れさせたい、幼児教育を受けさせたいといった理由でのお申込みはできません。

◆原則として江東区に住民票がある方のみお申込み可能ですが、申込時点で江東区に住民票がない場合でも、江東区に転入予定がある場合や、勤務地がある等の要件で申込みできる場合があります。(P.25「他自治体からのお申込み」参照)

◆利用事由に該当しなくなった場合、該当しなくなった月末で退園となります。詳細は、区ホームページ掲載の「在園ハンドブック」をご確認ください。

令和7年度からの主な変更点

項 目	内 容	参照ページ
未申込児童を保育している場合の調整指数（－2点）の廃止	同一世帯内の未就学児童で、保護者または親族が未申込児童を保育している場合に適用していた調整指数（－2点）を廃止します。	P.42
「優先順位3番」における単身赴任の該当要件の緩和	「優先順位3番」における単身赴任の該当要件を、 <u>入園希望月から6か月を超えて継続して不在であることが、「就労証明書（区様式）」で確認できる場合に緩和</u> します。	P.43
転入予定の方の申込みにおける必要書類の変更	江東区に転入予定で申込みをする場合に必要書類としていた転入年月日・転入先住所が確認できる書類を、「転入予定申込に関する同意書（区様式）」に変更します。	P.28
入園後、下の子を出産して育児休業を取得する場合の上の子の在園要件の撤廃	入園後に下の子を出産して育児休業を取得する場合、在園中の児童（上の子）が継続して在園できる期間を限定しておりましたが、その限定を撤廃し、在園できる期間を最長で卒園までに変更します。	P.40
4月一次募集の空き状況の周知方法の変更	4月一次募集の空き状況を、年度更新に伴う定員数の差（確実に募集となる人数）から、定員数と実際の入所人数の差（予定募集人数）に変更します。また空き情報の周知方法を、ホームページ上での公開に変更します。	P.15
医療的ケア児の優先的な利用調整	医療的ケア児を優先的に入所できるよう、利用調整します。	P.23

お申込み前に必ずご確認ください

書類について

- ◆必要書類を全て揃えてからお申込みください。なお、**FAXによる受付は行いません。**
 - ◆申請書の希望保育園等の名称や園コードに間違いがないか、また、保育可能年齢や年齢制限について必ずご確認ください。
 - ◆提出された書類は返却できません。**提出前に必ずコピーをとり、保管してください。**入園内定後、各施設から独自に就労証明書等の書類を求められる場合があります。
 - ◆郵送で書類を提出した場合、未着や同封漏れなどについて、区は責任を負いません。
 - ◆各証明書は、**証明年月日から受付日（到着日）を基準として3か月以内のものが有効**です。なお、令和7年4月の入園申込みを行う場合、証明年月日から3か月以内の書類を既に（きょうだい入園児の書類や、令和6年度中入園の申込みのために）提出している場合でも、再度取得し、申込みの際に提出してください。
- ※令和7年度4月申込みと令和6年度12・1月申込みを同時に行う場合は、書類を兼用として提出することが可能です。令和7年度4月の申込書類一式と、令和6年度12月・1月申込用「令和6年度 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」をご提出ください。（必要書類や選考の基準などは、各年度の入園のしおりをご覧ください。）



お申込み後について

- ◆お申込み後、保育園等の入園までに家庭状況（就労状況・家族構成・保育状況等）に変更があったときは、指数が変更になり、入園の内定取消しや退園になることがあります。変更が生じそうな場合は、速やかに保育支援課保育サービス係まで連絡してください。
- ◆お申込み後、保育園等の入園までに児童の健康状況に著しく変化があったときは、安全な集団保育ができないといった理由から、保育園等で受入れができない場合があります。速やかに保育支援課特別支援保育担当（03-3647-8464）へ連絡してください。
- ◆保育所等利用申込書の有効期間は年度内（令和8年1月入園が最後）です。ただし、育児休業復職予定・求職中でお申込みされ、待機となった場合、書類の提出がないと自動取下げとなる場合があります（P.34参照）。
- ◆申込時の保護者の状況により、以下の内容にご注意ください。

保護者事由	注意点
就労内定	就労を開始した場合は、証明日が就労開始日以降の「就労証明書（区様式）」をご提出ください。
就学（内定含む）	在籍校の卒業月の月末で教育・保育給付認定期間が終了します。 就学内定でお申込みされる方は入学後、在学証明書及びカリキュラムをご提出ください。（学校教育法に定める学校（大学・大学院等）や職業訓練校に在学されている場合は、カリキュラムの提出は必要ありません。）
出産	出産予定月及びその前後2か月の5か月以内が教育・保育給付認定期間となります。

- ◆認定期間が切れた場合は、自動的に申込みが取下げとなります。
- ◆希望園の変更は、変更希望月の受付締切日までに「申込み希望園の変更届（区様式）」（区ホームページよりダウンロード可）を記入し、保育支援課保育サービス係まで提出してください。（郵送可・締切日必着）
- ◆お申込み後、入園・転園の意思がなくなったときは、各月の受付締切日までに「保育所等利用申込取下書（区様式）」を提出してください。

転園について

- ◆転園申込を行い、**転園が内定した場合、元の保育園等に引き続き在園することはできません**。転園の内定を辞退しても、現在在園している保育園等は退園となります。
- ◆転園申込を行い、待機となった場合、年度中は申込みが継続します。そのため、**当初の転園希望月以降に内定となる場合がありますので、転園の必要がなくなった際は、各月受付締切日までに「保育所等利用申込取下書（区様式）」を提出し、申込みの取下げを必ず行ってください**。この期限を過ぎて、転園の申込みを取下げることとはできません。

利用調整について

- ◆**申込時の指数（就労先・就労日数・就労時間）が、入園後も継続するものとして利用調整します**。入園内定後または入園時点で、転職等により指数が下がった場合は、内定取消しや退園となる場合があります。（転職についての詳細は、P.38をご確認ください。）
- ◆指数付けの基準日となる日付（＝指数基準日）は、4月入園一次募集を除き各月の受付締切日です。指数基準日までに追加書類、不足書類等が保育支援課保育サービス係で確認できない場合、各書類の提出がないものとして利用調整を行います。
- ◆**利用調整は、入園希望月の受付締切日までに提出された書類で行います**。それ以降の提出については、次の指数基準日に該当する利用調整に反映されます。
- ◆5月以降の入園内定の連絡は、入園月の前月14日頃から電話連絡後、「利用調整結果通知書」を発送します。
- ◆入園内定後は、入園内定した保育園等で、登園開始日までに必ず面接と健康診断を受けてください。受けられない場合や、健康診断の結果によって集団保育が難しいと判断された場合は、入園内定を取消すことがあります。

(続き) お申込み前に必ずご確認ください

内定辞退について

- ◆内定辞退後、改めて保育園等の入園を希望する場合は、再申込みが必要です。
- ◆再申込みをする場合は、改めて申込書類一式のご提出が必要です。

転入予定でのお申込みについて

- ◆入園希望月の初日（初日が土日祝の場合は翌開庁日）までに江東区に転入し、保育支援課保育サービス係で入園申込みの手続き（本申込）をしてください。手続きを行わない場合は、内定取消しや申込み取下げとなります。（P.25参照）

小規模認可保育園について

- ◆小規模認可保育園は、一部の施設で土曜保育を行っていません。（P.53～58の「保育施設定員一覧表」をご覧ください。）
- ◆P.42「調整指数9番」及びP.43「優先順位5番」については、連携施設等の整備状況によって、無くなる可能性があります。なお、既に卒園後の連携施設が設置されたことから、下記表に該当する方は、2歳児クラスの卒園に伴う翌年度の4月転園申込時に、上記調整指数及び優先順位の対象外となります。

＜2歳児クラスの卒園に伴う翌年度の4月転園申込時に調整指数及び優先順位の対象外となる方＞

入園時期	対象施設
すでに在園されている方	おうち保育園とよす おうち保育園しのめ たかもり保育園 おうち保育園門前仲町 Kid's Patio 江東おひさま園 もりのなかま保育園 亀戸園 キャリー保育園にしおおじま もりのなかま保育園 北砂園 もりのなかま保育園 東砂園 小鳩スマート保育所 冬木

その他お申込みにあたって

- ◆「教育・保育給付認定決定通知書」は、「利用調整結果通知書」と併せて発送となります。
- ◆保育の利用基準に該当しなくなった場合は、申込みの取下げの手続きが必要です。
- ◆親族が就労している保育園等の入園を希望することはできません。
- ◆お申込みの内容が事実と異なるときは、入園の申込無効、または内定取消しとなります。
- ◆施設によって、保育料以外の負担を求められることがあります。詳細につきましては、各施設にお問い合わせください。
- ◆各施設の保育内容・状況を了承した上での申込みとなりますので、可能な限り、事前に見学等を済ませてください。

★園舎の広さや園庭の有無などの施設概要一覧表は、区ホームページに掲載しています。

区ホームページ＞こども・教育＞保育園・保育施設＞保育園等の申込をされる方へ

＞認可保育園等の紹介＞認可保育園・認定こども園・小規模認可保育園の概要一覧表（PDF）



▲区ホームページ

- ◆令和7年4月開設の施設の場合、お申込みまでに施設の見学はできません。事前に運営事業者保育内容等をよく確認してください。
- ◆卒園児を含む兄弟姉妹の保育料の滞納がある方は、必ず支払いを済ませてください。各月の指数基準日時点で滞納があると、利用調整において不利になります。（P.42「調整指数18番」参照）
- ◆区立認可保育園の月極延長保育の利用を希望する場合は、「区立保育園延長保育利用申込書（区様式）」（区ホームページよりダウンロード可）をご提出ください。提出がない場合、延長保育における利用調整は行いません。（P.12「月極延長保育とスポット延長保育」参照）

(続き) お申込み前に必ずご確認ください

入園後について

◆入園後の手続きなどについては、在園ハンドブックを必ずご確認ください。

区ホームページ > こども・教育 > 保育園・保育施設

> 保育園等に在園されている方へ> 在園ハンドブック（在園中の各種手続きのご案内）



▲在園ハンドブック

◆入園月中に1日も登園しない場合は退園となります。

◆在園中は、教育・保育給付認定の内容を継続的に満たしていることが必要です。

お申込み時の保護者事由	確認事項
育児休業復職予定	育児休業から復職予定で申込みをした場合は、 育児休業前と同一の就労先・就労条件（就労日数・就労時間） で入園月の月末までに復職し、2週間以内を目安に「復職証明書（区様式）」を提出してください。（P.39「育児休業の取扱い」参照）
疾病・障害 介護・災害	事由に該当しなくなった月末で退園です。この場合、翌月から求職事由への変更はできません。
就学	卒業月の月末で退園です。卒業後、すぐに就労を開始する場合は、「就労証明書（区様式）」を提出してください。就労以外の事由に変更される方は、必要書類を提出してください。 （必要書類については、在園ハンドブックをご確認ください。）
求職	入園月初日から3か月以内に1日4時間以上かつ月12日以上就労を開始し、「就労証明書（区様式）」を提出してください。（提出がない場合、退園となります。）

◆お申込時の事由が変更となる場合、変更前に必ず保育支援課保育サービス係へ事由変更の可否をお問い合わせください。原則、変更可能ですが、一部変更ができない事由もあります。

◆入園後、区外へ転出した場合、育児休業中や求職中の方は、継続して保育園等に在園できません。

◆保育・幼児教育施設の二重在籍（認可保育園に在園しながらインターナショナルスクールに在籍する等）はできません。

◆お申込時に提出された書類は、各施設と区で情報共有の為に使用することがあります。

◆継続入園・状況確認及び保育料算定のため、福祉事務所長より請求された各種書類を提出期限までに提出してください。

◆福祉事務所長が、利用調整及び保育料算定に必要な課税状況等の確認をすることの同意をいただきます。

◆保育料は原則として口座振替払いです。内定後、早めに手続きをしてください。また、保育料は必ず納期限までに納めてください。

◆退園される場合は、原則として退園月の5日までに、利用解除届を保育支援課保育サービス係へ提出してください。

※利用解除届は、在籍園、区役所保育支援課保育サービス係及び豊洲シビックセンターの入園相談窓口で入手可能です。



保育施設について

Q1. 認可、認可外、認証の違いは何ですか。

▶ P.10「保育施設の種類」参照

認可保育園とは、国（児童福祉法）が定めた設置基準（1人あたりの面積や、保育士の職員数など）を満たしている認可を受けた施設のことです。認可外保育施設とは「認可保育園」以外の児童を預かる施設（保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含む）の総称です。（加算対象施設については、P.42「調整指数14番」をご参照ください。）認証保育所とは、認可外保育施設のうち東京都が独自に定めた基準を満たし、東京都の認証を受けた保育施設のことです。認可保育園の保育料は市区町村民税によって決まりますが、認可外保育施設の保育料は年齢や時間によって施設ごとに定めています。認可外保育施設には、保護者負担軽減事業による補助制度があります。対象施設はP.10をご参照ください。

Q2. 区立園や私立園の違いは何ですか。保育料は違いますか。

▶ P.10「保育施設の種類」参照

区立認可保育園は区が設置・運営しています。公設民営認可保育園は区が設置し、社会福祉法人等が運営しています。私立認可保育園は社会福祉法人等が設置・運営しており、保育方針や施設の雰囲気などにそれぞれ特色があります。園舎の広さや園庭の有無などの施設概要一覧表は、区ホームページに掲載しています（区ホームページ > こども・教育 > 保育園・保育施設 > 保育園等の申込をされる方へ > 認可保育園等の紹介 > 認可保育園・認定こども園・小規模認可保育園の概要一覧表（PDF））。保育料は施設による違いはありません。施設独自の事業などのかかる費用については各施設にお問い合わせください。

Q3. 月極延長保育とスポット延長保育の違いは何ですか。

▶ P.12「月極延長保育とスポット延長保育」参照

月極延長保育は、各施設の延長保育の時間内であれば、利用時間に関わらず月額一定の料金をお支払いいただきます。一方でスポット延長保育は、区立園の場合15分毎に100円で、私立園・公設民営園の場合は施設ごとに異なります。各ご家庭で延長保育を利用する頻度をお考えのうえ、どちらを利用するかをご検討ください。

Q4. 保育園等の見学はできますか。

保育園等の見学については、各施設に直接お問い合わせください。施設により雰囲気や特色に違いがあります。大切なお子様が毎日通う場所となりますので、施設の保育内容を了承した上で、希望園を選択してください。ただし、令和7年4月開園の保育園は開園まで見学ができません。

申請方法について

Q5. 空きがなくても申込みできますか。

空きのある・なしに関わらず、お申込みできますので、通いたい順番で希望園を記入してください。申込時点で募集がなくても、急な退園や転園により、利用調整中に空きが生じることがあります。

Q6. 各施設の申込倍率や空き状況はわかりますか。

令和7年4月入園（一次募集）については、全てのクラス年齢において、申込倍率の結果公表と内定通知を同日（令和7年1月24日（金）到着を予定）に行います。また令和6年度10月入園から1月入園までの利用調整結果を反映させた令和7年4月入園（一次募集）の空き状況を、区ホームページに随時掲載いたします。（詳細は、P.15をご確認ください。）

その他の各月の空き状況は、入園希望月の前々月下旬頃から区ホームページ及び窓口で公表します。

Q7. 申込みを行った後に、希望園の変更はできますか。

「申込み希望園の変更届（区様式）」（区ホームページよりダウンロード可）を区役所保育支援課保育サービス係にご提出ください（郵送可・締切日必着）。豊洲シビックセンターでは受付できません。令和7年4月入園を希望の場合、一次募集における提出締切日は令和6年11月27日（水）、二次募集の締切日は令和7年2月12日（水）です。年度途中の入園を希望する場合は、各月の受付締切日が希望園変更の締切日です。

(続き) よくあるご質問 (Q&A)

Q8. 申込みを行った後に、就労状況や家庭状況に変更がある場合、連絡は必要ですか。

▶ **P.4「お申込み前に必ずご確認ください」中の「お申込み後について」参照**

指数に影響しますので、必ずご連絡ください。連絡をせずに入園した場合、退園となる場合があります。毎年、連絡が無く転職をしたり、育児休業から復職せずに退職・転職をし、内定取消しや退園となっているケースがあります。変更がありそうな場合は事前に必ずご連絡ください。

Q9. 申込み受付時に指数が何点なのか分かりますか。

利用調整会議の中で指数を決定するため、受付時にお答えすることはできません。

Q10. 申込み手続きを締切日までにしておけば、不足書類があってもその申請は有効ですか。
また、追加書類等の提出は郵送でも可能ですか。

不足書類があった場合、申込みが無効になることや、利用調整で不利になることもあります。必ず締切日までに書類を全て提出してください（郵送可・締切日必着）。追加書類の提出が締切日を過ぎた場合、次回以降の利用調整会議より反映されます。

Q11. 認可保育園と認可外保育施設を同時に申込むことはできますか。

申込むことはできますが、同時に利用することはできません。（どちらも内定した場合、片方を辞退する必要があります。）
また、認可外保育施設は申込期間が施設によって違うため、申込方法等の詳細は事前に施設へ確認してください。

Q12. 令和7年度4月の申込みをする時に、令和6年度12月・1月の申込みも同時にできますか。

申込むことができます。令和7年度4月の申込書類一式と令和6年度12月・1月申込用に「令和6年度 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」をご提出ください。（令和6年度12月入園締切日は令和6年11月5日（火）です。）

選考（利用調整）について

Q13. 先着順や待機期間が長いことで優先されることはありますか。

▶ **P.41～43「保育の利用基準表」参照**

一切ありません。入園希望月の締切日までに提出された書類及び利用基準表に基づき利用調整を行います。

Q14. 希望順位や保育時間は利用調整に影響しますか。

▶ **P.36「選考方法」参照**

「第一希望だから有利、第○希望だから不利」、「第一希望のみだから有利」また「保育短時間認定を希望しているから有利」ということは一切なく、Q13のとおり、入園希望月の締切日までに提出された書類及び利用基準表に基づき利用調整を行います。

Q15. 待機の順番・人数を知ることができますか。

待機となった方の順番・人数は、希望園の変更や新規申込、申込み取下げ等により常に変動するためお伝えできません。

Q16. 0歳児クラスと1歳児クラスはどちらが入りやすいですか。

各施設のクラス定員設定や申込状況が毎年異なるため、入りやすさは一概には言えません。

過去の4月入園の申込倍率・入所指数のボーダー表を区ホームページで公開していますので参考にしてください。

（区ホームページ > こども・教育 > 保育園・保育施設 > 保育園等の申込をされる方へ > 申込倍率・保育園入所指数ボーダー表）



▲区ホームページ

Q17. 転園の申込みを行い内定がでしたが、内定を辞退し元の園に引き続き在園することはできますか。

▶ **P.18「転園申込み」参照**

できません。内定が出た時点で元の園に次に入園する方が決定するため、転園先に通わないのであれば退園となります（年度途中での転園も同様です）。転園の申込みを行い待機となった場合、年度中は申込みが継続します。そのため、当初の転園希望月以降に内定となる場合がありますので、転園の必要がなくなった際は申込みの取下げを必ず行ってください。転園申込みの取下書は、各月受付締切日（P.13～17参照）までに必ずご提出ください。

(続き) よくあるご質問 (Q&A)

Q18. 育児休業中ですが、結果が出た後、何か書類を出す必要はありますか。

▶ P.39～40「育児休業の取扱い」参照

必要です。選考の結果、内定が待機により提出書類が異なります。

内定した場合、育児休業から復職予定で申込みをした方は、育児休業前と同一の就労先・就労条件（就労日数・就労時間）で入園月の月末までに復職し、2週間以内を目安に「復職証明書（区様式）」を提出してください。ただし、入園月の翌月以降に復職した場合（例：4月入園で5月中に復職）や、復職時の就労条件等が申込時と変更となっていた場合は、内定取消または退園となることがあります。

待機となり、認可外保育施設等をご利用され復職される場合は、「復職証明書（区様式）」と「受託証明書（区様式）」をご提出ください。復職せずに育児休業を延長される場合は、育児休業延長後の「就労証明書（区様式）」をご提出ください。いずれかのご提出がない場合は、就労証明書上の育児休業復職予定日の翌月末をもって、申込取下げとなる場合があります。

Q19. 申込締切前に転職した（する）のですが、点数が下がることはありますか。

▶ P.38「転職について」参照

指数基準日に在職している就労先の「就労証明書（区様式）」の提出が必要です。転職先で就労を開始した後に証明された「就労証明書（区様式）」の提出が指数基準日までにあれば、契約上の就労時間と就労日数により指数付けを行います。

申込締切後の転職については、内定取消し・退園となることがありますので、事前に保育支援課保育サービス係までお問い合わせください。

その他

Q20. 引越し予定で、江東区外から申込みをしました。結果が来た後は何をすればいいですか。

▶ P.25「他自治体からのお申込み」参照

引越し予定（江東区への転入予定）で申込みをした場合、入園希望月の初日（初日が土日祝の場合は翌開庁日）までに必ず転入（住民登録の異動）し、保育支援課保育サービス係に改めて保育園等の利用申込み（本申込）を行ってください。この手続きが無い場合、内定については取消しとなる場合があります。また、待機となった場合は自動的に申込みが取下げとなる場合があります。

Q21. 保育料はいつ分かりますか。自分で計算できますか。

入園決定後、江東区から通知を送付します。課税証明書等に記載されている「市区町村民税所得割」の額を保護者2人分足し合わせ、P.47～48の保育料基準額表に当てはめることで、概算することができます。なお、保育料の算定に際し、寄附金控除や住宅取得控除等、適用されない税額控除があります。

Q22. 保育園に入れなかった場合、待機の通知はいつ届きますか。

▶ P.34「待機となった場合（4月及び各月申込み共通）」参照

利用希望月の初月のみ通知します。それ以降の月については、入園内定した場合のみ電話でご連絡します。待機の場合は、電話での連絡はありませんのでご了承ください。

4月の一次募集で待機となった方が、二次募集で継続して待機の場合は、二次募集の待機通知は発行されません。

Q23. 育児休業延長の手続きをしたいです。どうすればいいですか。

育児休業の延長手続きは保育支援課では行えません。就労先や管轄のハローワークにお尋ねください。保育園に関する書類（入所待機通知など）が必要な場合は、いつ時点のものが必要かを把握された上で、保育支援課保育サービス係までお問い合わせください。

入園申込み時点で希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる方は、P.22「育児休業の延長も許容できる方」をご確認ください。

2 保育施設

保育施設の種類

就学前児童の保育施設は、大きく分けると下記のように分類されます。

分類			保育料	選考方法	申込先
保育園等	施設型	認可保育園 (特色ある保育園等についてはP.30参照)	市区町村民税所得割相当額で算定。 (P.47～48) ※認定こども園、小規模認可保育園、居宅訪問型保育の保育料は施設に直接支払います。 ※居宅訪問型保育は、自宅までの保育者の交通費実費等がかかる場合があります。	利用調整 (指数及び優先順位)により決定 (P.41～43参照)	保育支援課 保育サービス係
		認定こども園 (P.30)			
	地域型保育	小規模認可保育園 (P.31)			
		居宅訪問型保育 (障害児向け P.33 待機児童向け P.35)			
認可外保育施設	定期利用保育 (P.35)		基本保育料は、契約時間に応じて異なり、基本の保育料のほか、入園料等が別途かかる場合があります。 施設との直接契約となり、保育料は施設に直接支払います。 ※詳細は各施設に直接お問い合わせください。	定員を超えたら抽選	各施設
	認証保育所				
	区基準運営施設				
	その他認可外保育施設				
保育士の数や施設の広さなど、国が定める一定の基準を満たし、児童福祉法に基づく認可を受けた施設。(区立・公設民営・私立の3種類) (区立…設置・運営ともに江東区 公設民営…設置は江東区、運営は民間事業者 私立…設置・運営ともに民間事業者)					
就学前の児童に幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備える(保育園と幼稚園の機能を備える)施設。(3歳児クラス以降については、2号認定(P.11)の方のみ江東区で利用調整。) ※施設によっては保育料のほかに入園料等がかかる場合があります。					
定員6名以上19名以下で2歳児クラスまでを対象とし、家庭的な雰囲気の中で、児童をお預かりする施設。卒園後の連携施設が設置されていない施設は3歳児クラスになる年度の入園申込みが必要。					
児童の居宅に保育者が訪問し、1対1で保育。 ○障害児向け…障害、疾病等により集団保育が著しく困難な児童が対象。 ○待機児童向け…保育園等の入園が待機となっている0～2歳児クラスの児童が対象。					
保育園等の入園が待機となっている児童が対象。利用できるのは最長で年度末まで、次年度は継続利用不可。 ＜保護者負担軽減事業の対象※1＞					
都の認証を受けた施設。 ＜保護者負担軽減事業の対象※1＞					
江東区の認定を受けた施設。(江東区家庭福祉員(保育ママ)) ＜保護者負担軽減事業の対象※1＞					
都や市区町村の認証・認定を受けていない施設 ◆マンション内託児施設・事業所内保育施設(認可施設も有) ◆院内保育施設・ベビーホテル・ベビーシッター(全国保育サービス協会)・企業主導型保育施設・その他施設 ※一部の施設は、一定の要件を満たす場合に限り保護者負担軽減事業の対象。					
※ 保護者負担軽減事業については、入園のしおりに添付の「認可外保育施設のご案内」をご覧ください。 ＜お問い合わせ先 保育支援課事業支援係 TEL03-3647-9084＞					

※1 保護者負担軽減事業対象の施設に通っている児童が上記の保育園等に入園決定した場合、今まで通っていた保護者負担軽減事業対象の施設には保育園等の入園月初日から通えなくなります。保育園等に入園内定したら、速やかに退園の手続きを行ってください(教育・保育給付認定の対象となる幼稚園等も同様)。また、支払済みの保育料の返金については各施設の判断となり、返金されない場合でも、保育料を支払っていることを理由に両方に在籍することはできません。

3 保育の必要性の認定・保育時間・延長保育

保育の必要性の認定について

認可保育園・認定こども園（長時間利用）・小規模認可保育園・居宅訪問型保育に入園を希望する場合、入園の申込みに加え、「保育の必要性の認定（2・3号認定）」を受ける必要があります。

なお、入園申込みは認定申請を兼ねているため、別途申請をする必要はありません。前年度に待機となった方であっても、改めて入園申込みがあった場合には、「教育・保育給付認定決定通知書」を交付いたします。認定申請の流れについては、P.16～17をご参照ください。

※2・3号認定は、P.41の「保育の利用基準表」の事由に当てはまる方が対象です。

※保育園等の入園は、保育の必要性の認定後、利用調整会議で保護者等の状況によって指数付けを行い、指数の高い方から利用調整により決定します。

（1）保育の必要性の認定

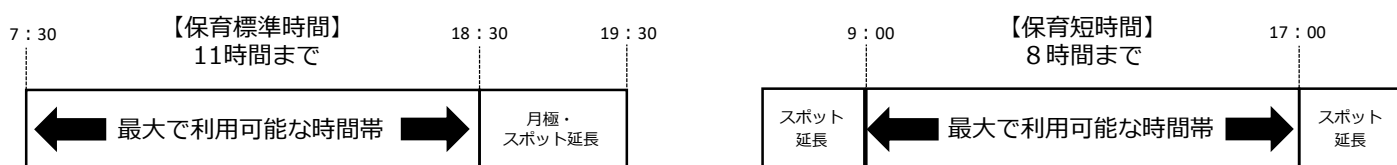
認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園・認定こども園（短時間利用）
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間	認可保育園・認定こども園（長時間利用） 小規模認可保育園・居宅訪問型保育
3号認定	満3歳未満		保育短時間	

（2）保育標準時間と保育短時間

保護者の保育の必要量に応じて、下表のとおり「保育標準時間」または「保育短時間」の区分で認定します。

認定区分	教育・保育時間	実際の利用時間
1号認定	教育標準時間	1日4時間を標準として、学則等により各施設で定める教育課程に係る時間
2・3号認定	保育標準時間	開所時間中（延長時間除く） 最大11時間 の中で、必要となる保育時間
	保育短時間	開所時間中（延長時間除く）の 9～17時 の中で、必要となる保育時間

<例> 開所時間7:30～18:30（18:30～19:30の延長あり）の施設の場合



◆上記の開所時間は施設により異なります（保育短時間は9:00～17:00で共通）。お申込み前にP.53～58の「保育施設定員一覧表」を必ず確認してください。

◆教育・保育給付認定では、最大で利用可能な保育時間を認定しており、具体的な保育時間やお迎えの時間は、施設との面接で決定します。

◆「保育短時間」を希望・認定されても、保育園等の入園が有利・不利になることは一切ありません。

（3）認可外保育施設等を利用する場合について

認可外保育施設等を利用し、保護者負担軽減事業の補助金を受ける為には、「教育・保育給付認定」または「施設等利用給付認定」を受ける必要がありますが、保育園等をお申込みされている場合、「教育・保育給付認定」を受けていますので、改めて認定を受ける必要はありません。（ただし、求職中等で認定期間が終了している場合は、お手続きが必要です。）

詳細は区ホームページの「認可外保育施設等を利用されている方への補助金（認可外保育施設等における幼児教育・保育の無償化）」のページをご確認ください。



保育時間について

- ◆保育標準時間については、11時間開所の時間内での保育を基本としています。
- ◆保育短時間については、9:00～17:00の間の保育を基本とし、超えた時間は**スポット延長保育**の対象となります。
(区内全施設対象 ※区立認可保育園の0歳児クラスを除く。)
- ◆保育標準・短時間とも、**詳しい保育時間については、入園内定後の各施設との面接で決まります。**
- ◆保育時間は、月単位で変更できます。**変更を希望する場合、「認定変更申請書兼届出事項変更届(区様式)」を変更希望月の前月末までに保育支援課保育サービス係に提出してください。**

月極延長保育とスポット延長保育

通常の保育時間を超えて保育が必要な場合、延長保育を利用できます。

区立認可保育園の月極延長保育

(1) 申込要件(①～③をすべて満たす必要があります)

- ①区立認可保育園の1歳児クラス以上に在園または入園希望していること
※転入予定のない方(在勤要件での申込み)は申込みできません。
- ②通常保育時間内(18:30)にお迎えが間に合わず、保護者のほかにお迎えができる方がいないこと
- ③通常保育時間(18:30)を超える日が週1日以上または月4日以上あること

(2) 手続きについて

- ◆延長保育が必要な方は、**入園申込みとは別に延長保育の申込みが必要**となります。
- ◆延長保育の申込期間は、通常保育と同様となります。
- ◆**新規入園または転園で、延長保育が必要な場合は、保育園等の入園(転園)申込時に、下記書類を提出してください。**
- ◆区立認可保育園に在園している方が申込み場合は、各月の締切日(P.13～17参照)までに在籍園で面接を受けてから直接在籍園に申し込んでください。

提出書類

- ①「区立保育園延長保育利用申込書(区様式)」(区ホームページからダウンロードできます)
- ② P.27「(2) 保育の必要性を証明する書類」(父母それぞれ必要です)

注 意 事 項

- ◆**育児休業及び育児時間(短時間勤務)を取得する保護者の方は、原則として延長保育は利用できません。**延長保育を利用している方は、育児休業または育児時間に入った時点で「区立保育園延長保育利用解除届(区様式)」を在籍園に提出してください。
- ◆保護者の就労先や就労形態等が変更になったときに、変更後も延長保育を希望する場合は、改めて延長保育の申込みが必要です。引き続き利用を希望する場合は、保育支援課保育サービス係まで連絡してください。
※再申込みされても、必ず利用できるとは限りません。
- ◆求職中の方は申込みできません。

区立以外の認可保育園の月極延長保育

- ◆施設により、0歳児クラスまたは1歳児クラスからの延長保育を実施しています。(実施していない施設も一部あります。)実施施設・利用可能年齢・時間についてはP.53～58の「保育施設定員一覧表」をご覧ください。
- ◆**料金や申込要件、手続き等は各施設で異なります。**詳しくは各施設に直接お問い合わせください。(保育支援課保育サービス係へのお申込みは不要です。)

スポット延長保育について

- ◆区立認可保育園で実施しています。(0歳児クラス及び江東区民でない児童は利用できません。**料金は15分毎に100円です。**)
- ◆**月極延長保育の利用状況により利用できない場合があります。**入園が決定後、各施設に直接お問い合わせください。
- ◆私立・公設民営認可保育園・認定こども園・小規模認可保育園・居宅訪問型保育においても、スポット延長保育を実施している施設があります。(費用等は施設によって異なります。)詳しくは各施設に直接お問い合わせください。
※保育短時間のスポット延長保育については、上記の「保育時間について」をご覧ください。

4 保育施設へのお申込み

令和7年度4月入園一次募集

※出生前申込みについては、P.18を必ずご確認ください。

窓口受付

受付期間	受付時間	受付場所
窓口受付①期：令和6年10月29日（火）～11月1日（金）	8：30～17：00 ※水曜日は19：00まで	豊洲シビックセンター11階区民広場 （江東区役所では受付を行いません。）
窓口受付②期：令和6年11月10日（日）～11月21日（木） ※土日祝を除く（11月10日（日）は受付を行います、電話でのお問い合わせは対応できません。）	8：30～17：00 ※水曜日は19：00まで	江東区役所7階71～73会議室 （豊洲シビックセンターでは受付を行いません。）

郵送受付

受付期間（保育支援課保育サービス係必着）	提出書類確認票の返送有無
郵送受付①期：令和6年10月15日（火）～10月22日（火）	有
郵送受付②期：令和6年10月23日（水）～11月21日（木）	無

※郵送受付は①期・②期によって提出書類確認票の返送有無が異なります。必ずP.19注意事項をご確認ください。

電子申請受付

受付期間（保育支援課保育サービス係必着）	提出書類確認票の返送有無
電子申請受付：令和6年10月15日（火）～11月21日（木）	無

※受付締切日23時59分までに正常に江東区へ申請データが届いたもののみ有効となります。必ずP.20注意事項をご確認ください。

〈一次募集追加書類提出可能期間〉

新規申込後～令和6年11月27日（水）※土曜・日曜・祝日を除く

◆追加書類の提出方法は、全期間を通じて窓口受付と郵送受付のみとなります。（電子申請では受付不可）

◆郵送での提出の場合、保育支援課保育サービス係必着でお願いいたします。窓口持参の場合、提出場所は区役所3階12番窓口です。

令和7年度4月入園二次募集

窓口受付

受付期間	受付時間	受付場所
窓口受付：令和6年11月22日（金）～令和7年2月12日（水） ※土曜・日曜・祝日を除く。	8：30～17：00 ※水曜日は19：00まで	江東区役所3階12番窓口 （豊洲シビックセンターでは受付を行いません。）

郵送受付

受付期間（保育支援課保育サービス係必着）	提出書類確認票の返送有無
郵送受付①期：令和6年11月22日（金）～令和6年12月13日（金）	有
郵送受付②期：令和6年12月14日（土）～令和7年2月12日（水）	無

※郵送受付は①期・②期によって提出書類確認票の返送有無が異なります。必ずP.19注意事項をご確認ください。

電子申請受付

受付期間（保育支援課保育サービス係必着）	提出書類確認票の返送有無
電子申請受付：令和6年11月22日（金）～令和7年2月12日（水）	無

※受付締切日23時59分までに正常に江東区へ申請データが届いたもののみ有効となります。必ずP.20注意事項をご確認ください。

令和7年4月入園一次募集受付期間・場所

	日	月	火	水	木	金	土	
	10/13	10/14	10/15	10/16	10/17	10/18	10/19	
窓口			窓口受付は行いません					
郵送			①期（返送有） 10/15(火)～10/22(火) 区役所必着					
電子			電子受付（返送無） 10/15(火)～11/21(木)					
	10/20	10/21	10/22	10/23	10/24	10/25	10/26	
窓口		窓口受付は行いません						
郵送	①期（返送有） 10/15(火)～10/22(火) 区役所必着		②期（返送無） 10/23(水)～11/21(木) 区役所必着					
電子	電子受付（返送無） 10/15(火)～11/21(木)							
	10/27	10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	
窓口		窓口受付は行いません	①期 豊洲シビックセンター 11階区民広場					
郵送	②期（返送無） 10/23(水)～11/21(木) 区役所必着							
電子	電子受付（返送無） 10/15(火)～11/21(木)							
	11/3	11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	
窓口			窓口受付は行いません					
郵送	②期（返送無） 10/23(水)～11/21(木) 区役所必着							
電子	電子受付（返送無） 10/15(火)～11/21(木)							

次ページに続きます

令和7年4月入園一次募集受付期間・場所

	日	月	火	水	木	金	土
	11/10	11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16
窓口	②期 区役所 7階71～73会議室						
郵送	②期（返送無）10/23(水)～11/21(木) 区役所必着						
電子	電子受付（返送無）10/15(火)～11/21(木)						
	11/17	11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23
窓口	②期 区役所 7階71～73会議室					追加書類のみ 提出可能期間	
郵送	②期（返送無）10/23(水)～11/21(木) 区役所必着					追加書類のみ 提出可能期間	
電子	電子受付（返送無）10/15(火)～11/21(木)					追加書類の提出は 窓口または郵送のみです	
	11/24	11/25	11/26	11/27	◆郵送受付は、①期・②期によって提出書類 確認票の返送有無が異なります。必ずP.19 注意事項をご確認ください。 ◆電子申請は、提出書類確認票の返送は行わ ず、提出書類にて指数付けを行います。必 ずP.20注意事項をご確認ください。 ◆不足書類がある場合に備え、お早めにお申 込みください。		
窓口	追加書類のみ提出可能期間						
郵送	追加書類のみ提出可能期間						
電子	追加書類の提出は窓口または郵送のみです						

令和7年4月入園一次募集の空き状況について

4月一次募集の各施設の空き状況（募集人数）は、区ホームページに掲載します。令和6年度10月入園から1月入園までの4回の利用調整結果を反映させた空き状況を、9月から12月までの各月20日頃に掲載・更新予定です。（初回の掲載を含め、更新は合計で4回行います。）

※4月一次募集の希望園変更の締め切り（11月27日（水））時点での最新の空き情報は、令和6年度12月入園の利用調整結果を反映させたもの（11月20日頃更新予定）ですが、実際の募集人数は1月入園の利用調整結果等を反映させたもの（12月20日頃更新予定）となります。

※空き状況は下記QRコードからもアクセスできます。

【更新スケジュール】

1回目：9月20日頃 2回目：10月21日頃 3回目：11月20日頃 4回目：12月20日頃

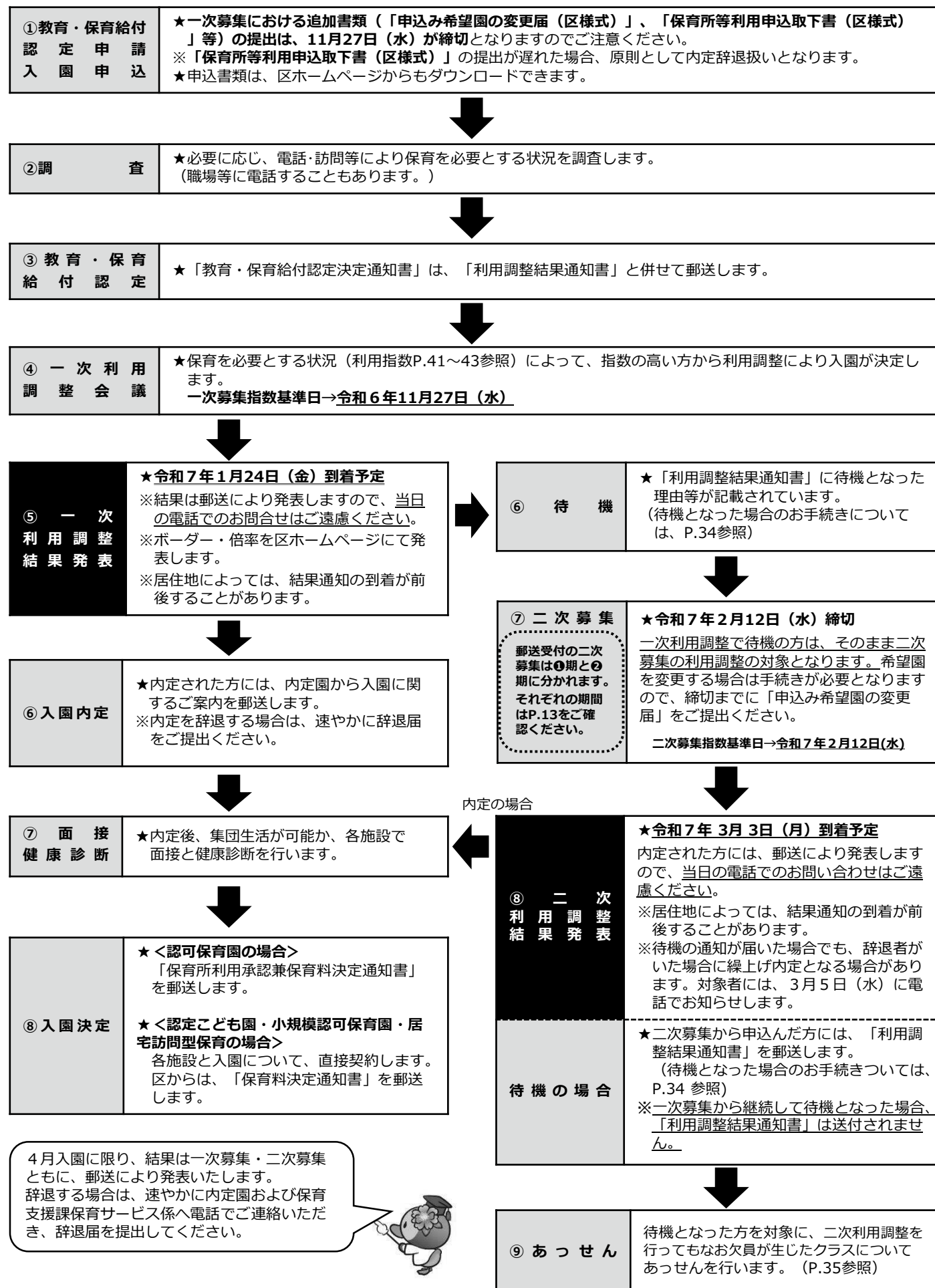
区ホームページ > こども・教育 > 保育園・保育施設
 > 保育園等の申込をされる方へ
 > 認可保育所等の募集予定人員一覧（令和7年4月入園一次募集）



▲区ホームページ

(続き) 令和7年度4月入園申込み

申請から入園が決まるまで



令和7年度5月以降の入園申込み

- ◆ 5月から翌年1月までの毎月の利用調整は、欠員募集に対して行います。
- ◆ 各入園希望月の空き状況は、前々月下旬に区ホームページに掲載します。（例：6月入園の空き状況→4月下旬に掲載）
- ◆ 申込時に空きのない保育園等でも申込みできます。（急な退園や転園などで空きが生じる可能性があります。）
- ◆ 郵送受付の場合、受付締切日と申請書必着日が異なりますのでご注意ください。
- ◆ 各月の受付締切日が利用指数の指数基準日です。**必要な書類は受付締切日までに必ず提出してください。**郵送受付の場合の追加書類の提出も受付締切日までとなります。
- ◆ 申込みを取り下げの場合の「保育所等利用申込取下書（区様式）」の提出も締切日までとなります。

（1）受付期間

入園希望月	受付期間（受付締切日＝指数基準日）	郵送受付申請書必着日
5月入園	令和7年3月6日（木）～ 4月4日（金）	3月28日（金）
6月入園	令和7年4月7日（月）～ 5月7日（水）	4月25日（金）
7月入園	令和7年5月8日（木）～ 6月5日（木）	5月29日（木）
8月入園	令和7年6月6日（金）～ 7月4日（金）	6月27日（金）
9月入園	令和7年7月7日（月）～ 8月5日（火）	7月29日（火）
10月入園	令和7年8月6日（水）～ 9月5日（金）	8月29日（金）
11月入園	令和7年9月8日（月）～ 10月3日（金）	9月26日（金）
12月入園	令和7年10月6日（月）～ 11月5日（水）	10月28日（火）
1月入園※	令和7年11月6日（木）～ 12月5日（金）	11月28日（金）

2・3月入園の受付は実施しておりません。

※ 1月入園の受付開始日は早まる可能性があります。詳細については、1月入園の受付開始までに区ホームページにてご案内いたします。

（2）申請から入園が決まるまで

① 教育・保育給付認定申請入園申込	★保育支援課保育サービス係（区役所3階12番窓口）または郵送、電子申請にて受付を行います。 豊洲シビックセンターでは、受付を行いません。 ★FAXによる申込みはできません。
② 調 査	★必要に応じ、電話・訪問等により保育を必要とする状況を調査します。（職場等に電話することもあります。）
③ 教 育 ・ 保 育 給 付 認 定	★教育・保育給付認定の申請を新規で行った場合は、「教育・保育給付認定決定通知書」と、「利用調整結果通知書」を併せて郵送します。
④ 利 用 調 整 会 議	★保育を必要とする状況（利用指数P.41～43参照）によって、指数や優先度の高い世帯から利用調整します。
⑤ 入 園 内 定	★内定された方には、入園内定月の前月14日頃に電話でお知らせ後、「利用調整結果通知書」を郵送します。 ※<u>内定連絡のお電話が繋がらない場合、内定取消しとなる場合があります。</u>
※待機となった場合については、P.34をご確認ください。	
⑥ 面 接 ・ 健 康 診 断	★内定後、各施設で面接と健康診断を行います。各施設から日程等の連絡があります。
⑦ 入 園 決 定 通 告	★＜認可保育園の場合＞ 「保育所利用承認兼保育料決定通知書」を郵送します。 ★＜認定こども園・小規模認可保育園・居宅訪問型保育の場合＞ 各施設と入園について、直接契約します。 ★毎月1日から入園となります。登園開始日や保育時間等については、各施設とご相談ください。

出生前申込み（4月一次募集のみ）

4月入園の一次募集の受付期間にまだ生まれていなくても、出産予定が令和7年2月3日（月）までの方は受付期間内に申込みすることができます。なお、出生前申込みをし、2月4日（火）以降に出生した場合は、5月入園申込みとして選考します。

（1）申込手続きについて

P.27～29の書類に加え、「母子手帳の写し（表紙+分娩（出産）予定日が記載されているページ）」が必要です。

※「教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書（区様式）」の児童氏名及び生年月日は空欄でご提出ください。

※「児童の健康状況申告書（区様式）」は出生後すみやかに提出してください。（下記「（4）出生後の手続きについて」を参照。）

（2）申込期間について

P.13～15の4月入園一次募集の受付期間にお申込みください。

4月入園二次募集と5月～1月入園の募集においては、出生前受付を行っていませんので、出生後にお申込みください。

（3）希望園について

0歳児クラスでは生後57日以降の児童を受入れています。以下の施設は生後4か月以降または6か月以降から入園可能となります。生後4か月以降から入園可能となる対象施設を希望し令和6年12月2日（月）以降に生まれた場合、申込みをいただいても、当該施設について4月入園の利用調整は行いません。なお、生後6か月以降から入園可能となる対象施設の出生前申込みはできません。

入園可能月齢	対象施設	出生前申込み
生後4か月以降 （令和6年12月1日（日）までに出産予定の方が対象）	アゼリヤ保育園（東陽地域） 亀戸浅間保育園（亀戸地域） スターチス保育園（東陽地域） 豊洲枝川さくらんぼ保育園（豊洲地域）	可
生後6か月以降 （令和6年10月1日（火）までに生まれた方が対象）	スクルドエンジェル北砂園（砂町地域） 武蔵野大学附属有明こども園（豊洲地域）	不可

（4）出生後の手続きについて

出生後14日以内に、保育支援課保育サービス係（区役所3階12番窓口）に「児童の健康状況申告書（区様式）」及び「出生届出済証明書（母子手帳1ページ）の写し」を提出してください（郵送可。豊洲シビックセンターでは受付できません。）。

（5）出生後の手続きが無い場合の取扱い

上記出生後の手続きがないと、内定または待機のいずれの場合においても通知が発送されません。また、5月以降の利用調整とさせていただきますことがあります。必ず手続きを行うようお願いします。

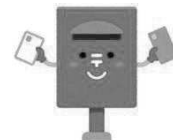
（6）通知の発送について

出生後のお手続きを令和7年1月17日（金）までに行われた場合は、一次利用調整結果発表日にあわせて「教育・保育給付認定決定通知書」及び「利用調整結果通知書」を発送します。

転園申込み

転園申込みの受付期間は新規入園申込みと同じです。保護者の保育を必要とする証明等、**申込みに必要な書類は全て揃えていただく必要があります。** ※同一年度中、既に書類を提出済で家庭状況（仕事・家族構成等）に変更がない場合も必要です。

- ◆転園申込みは、申込みのあった年度中のみ有効です。次年度も引き続き転園を希望する場合、改めて申込みが必要です。
- ◆転園が内定した時点で、現在在園している保育園等には別の児童が入園内定します。そのため、どのような理由があっても、**転園を取りやめて元の保育園等に通園することはできません**のでご注意ください。
- ◆転園の必要がなくなった場合は、必ず申込みの取下手続きを行ってください。転園希望月の翌月以降にも転園の内定が出る可能性があります。各月指数基準日（4月一次募集は11月27日（水）、二次募集は2月12日（水）、5月以降申込締切日）までに「保育所等利用申込取下手書（区様式）」の提出が必要です。この期限を過ぎて転園申込みを取下げることにはできません。
- ◆転園申込みをしている方が現在通っている保育園等を退園した場合は、転園申込みは取下げとなります。



(1) 申請方法

①簡易書留・レターパック等の追跡可能な郵便で送付してください。

※転入予定のない他自治体からお申込み（在勤要件）の方は、現在お住まいの自治体へご提出ください。

②必要書類は、窓口でのお申込みと同様ですが、以下のとおり追加でご用意いただくものがございます。

③**本人確認書類（写）**貼付台紙に**保護者の身元確認書類+番号確認書類の写しを添付**し、申込書類一式と併せてご提出ください。（P.26参照）

④**提出書類確認票を必ず同封してください。**また、**《返信用封筒同封対象者表》の返信用封筒の項目が「必要」と記載されている申込時期にお申込みの方は、返信用封筒（申請者の宛名を記載し、切手を貼ったもの（※））を必ず同封してください。**受付完了の旨や不足書類等のご案内については、「提出書類確認票の保護者控え」を返送することで行います。

※返信用封筒のサイズにより切手代金が異なります。また、**切手が貼付された返信用封筒の同封がない場合、返送はいたしません**のでご了承ください。

《返信用封筒同封対象者表》

申込時期	4月入園一次・二次募集 郵送受付①期	4月入園一次・二次募集 郵送受付②期	5月以降入園申込
返信用封筒	必要	不要（※1）	郵送受付締切前：必要 郵送受付締切後：不要（※1）

※1 提出書類確認票の保護者控えを返送しないため提出は不要です。各期間の詳細についてはP.13～17をご参照ください。

(2) 注意事項

◆郵送の受付期間は、窓口の受付期間と異なります。（P.13～17参照）

◆郵便が区役所保育支援課保育サービス係へ到着した日を申請日（受付日）として取り扱います。

◆郵送受付締切日必着です。

◆お電話による書類の到着確認の対応はいたしかねます。可能な限り簡易書留・レターパック等の追跡可能な郵便で送付してください。

◆児童の健康状況申告書の内容によっては、保育支援課特別支援保育担当よりお電話で詳細を確認させていただくことがあります。

◆**（1）の《返信用封筒同封対象者表》において返信用封筒の項目が「必要」と記載されている申込時期にお申込みの方には、**提出書類に不備・不足等あった場合は、お電話もしくは提出書類確認票の保護者控えにてご案内をいたしますが、書類提出締切日までに確認が取れない場合、利用調整において不利になることがあります。

◆郵便事故等の責任は、区では一切負いません。

(3) 宛先について

下記の宛先にご郵送ください。（豊洲シビックセンターでは受付しません。）

<宛先>

〒135-8383

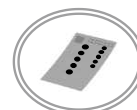
東京都江東区東陽 4 - 1 1 - 2 8

江東区こども未来部

保育支援課保育サービス係宛

切手を貼った返信用封筒を忘れずに同封してください。

返信用封筒のサイズにより切手代金が異なりますのでご注意ください。

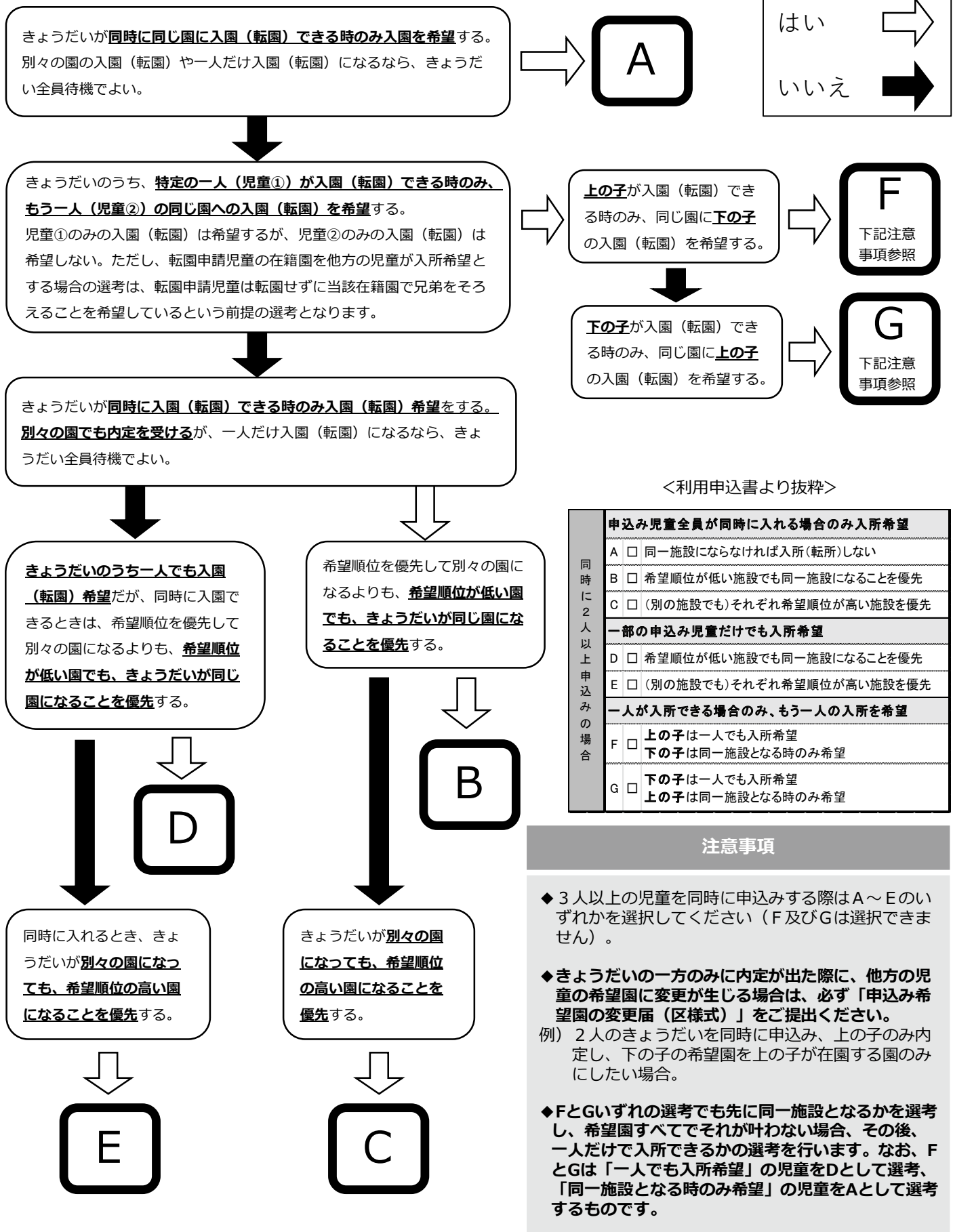


電子申請受付

利用できる手続き	新規申込の場合のみ 、電子申請による申込みが可能です。追加書類の提出、居宅訪問型保育・定期利用保育・あっせん利用の申込には電子申請はご利用できませんのであらかじめご了承ください。
対象児童	保育所等の利用を希望する児童 ◆転入予定のない他自治体からの申込み（在勤要件）の方や区外の認可保育施設を希望する場合は、電子申請による申込みはできません。
受付期間	窓口受付期間と同様です。P.13～17をご参照ください。 受付締切日23時59分までに正常に江東区へ申請データが届いたもののみ有効となります。 データ送信時における障害等につきましては区では責任を負いかねますので、余裕をもってお手続きください。
電子申請に必要なもの	電子申請の手続きを行うためには下記の1.及び2.または1.及び3.が必要となります。 1.マイナンバーカード及び暗証番号 2.マイナンバーカード対応スマートフォン 3.パソコン及びマイナンバーカード対応ICカードリーダー
申請手順	1.必要な書類を区のホームページ掲載の様式を利用して作成する。 2.マイナポータルへアクセス、ログインする。 3.自治体を設定から「東京都」、「江東区」を選択する。 4.「さがす」画面から「カテゴリ検索」の「子育て」を選択する。 5.検索結果一覧から「教育・保育給付認定申請兼保育所等の利用申込」を選択する。 6.入力案内に従い申請する。 7.申請完了後、控えを手元で保管しておく。
注意事項	◆電子申請受付では、 提出書類確認票の返送は行わず、提出書類にて指数付けを行います。 ◆ 電子申請で追加書類を提出することはできません。 電子申請後の申込内容の変更や不足書類等の提出は、郵送又は窓口にご提出いただく必要があります。 ◆電話による電子申請の到着確認の対応はいたしかねます。 ◆必要書類は必ずデータですべて添付してください。添付がない場合は申請受付が完了しません。 ◆添付する書類は「 鮮明に読み取れるPDFか画像データ 」でアップロードしてください。 エクセルやワードファイルで添付するとデータが破損する場合があります。 また、PDFを直接加工したファイルで添付するとデータが破損する場合があります。加工する場合はエクセルデータを加工したファイルをPDFに変換して添付ください。 ◆マイナポータル上では提出した後に書類の確認ができません。申請時に控えをダウンロードすることをお勧めします。

きょうだいで申し込む場合

兄弟姉妹（以下、きょうだい）で2人以上の児童を同時に申し込む際、どのような組み合わせで希望するかを申請書のチェック欄で選択していただきます。



育児休業の延長も許容できる方

入園申込み時点で希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる方は、「育児休業延長許容届（区様式）」に必要事項を記載したうえで、申込書類と同時に提出してください。本届出を提出した児童については、入園の可能性を著しく下げたうえで、保育園等の利用調整を行います。

育児休業延長許容届を提出すると、保育園等の入園の可能性が著しく低くなります。

「育児休業延長許容届（区様式）」を提出する場合は、下記の確認事項を必ずお読みください。

<確認事項>

- ◆保護者が育児休業中の場合のみ、本届出を提出できます。
- ◆本届出を提出する場合の必要書類については保育支援課保育サービス係にお問い合わせください。
- ◆本届出を提出すると、入所の可能性が著しく低くなります。
- ◆本届出を提出した場合であっても、必ず待機となることを約束するものではなく、入園を希望した保育所等に空きがあれば内定となることがあります。
- ◆利用調整の結果、待機となった場合は、「利用調整結果通知書（待機）」を、利用調整結果発表にあわせてご自宅に郵送します。
- ◆「利用調整結果通知書（待機）」は通常、申込月初月のみ発行していますが、「利用調整会議結果通知書発行申請書（区様式）」をご提出いただくことで、同年度の申込月以降の特定月についての「利用調整結果通知書（待機）」を発行することが可能です。詳しくは、区ホームページをご確認ください。

区ホームページ > こども・教育 > 保育園・保育施設
> 保育園等の申込をされる方へ > 各種証明書が必要な方へ



▲区ホームページ

- ◆本届出を提出し、待機となった場合、育児休業を延長した「就労証明書（区様式）」の再提出は必要ありません。
- ◆本届出を提出後に、通常の選考に切り替えたい場合は、保育支援課保育サービス係にお問い合わせください。
- ◆保育所等利用申込書の利用希望園欄に、児童の対象年齢クラスを実施していない施設を記載した場合、対象外の施設は削除します。
（例：0歳児クラスの児童が0歳児未実施園を希望した場合、その園は削除し下位の園を繰り上げます。）
- ◆本届出を提出し待機となった場合は、保育の必要性の認定の対象外となります。（認可保育園等の再申込みや保育の必要性の認定のみを受けるための申込みを妨げるものではありません。）

保育園等に入園せず育児休業を延長される場合

育児休業給付金の申請や育児休業延長の申請に必要な書類につきましては、就労先またはハローワークにお問い合わせください。



医療的ケア児のお申込み

医療的ケアが必要かつ集団保育が可能な1歳児クラス以上の児童を対象に、医療的ケア児を受け入れています。

（１）受入れの要件

- ① 主治医より、集団保育可と判断されていること（主治医意見書等により判断）
- ② 保育所等における受入れ体制が整えられていること
- ③ 日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定した医療的ケアが行われていること
- ④ 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有できること
- ⑤ 必要に応じて受診同行や面談等で、主治医と連携を図ることができること

（２）受入れ可能なクラス年齢

入所時点で1歳児クラス以上

（３）実施施設

保育支援課保育サービス係までお問い合わせください。

（４）対応できる医療的ケア

- ① 喀痰吸引（気管カニューレ内、口腔・鼻腔内吸引）
- ② 経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）
- ③ その他、医療的ケア児保育が可能な処置（※）

※対応可能な基本項目は①②となります。その他医療的ケアの内容については、**必ず事前にお電話で保育支援課保育サービス係までご相談ください。**（P.33「障害や疾病等のある児童について」をご確認ください）

（５）保育を行う日・時間

原則として、平日（月～金曜日）8時30分から17時まで

（６）利用者負担額（保育料）

認可保育園と同様に、保護者（父母ともに）の「市区町村民税所得割相当額」で算定します（P.44～48をご確認ください）。

（７）基本的な流れについて

- ① 事前相談 **（お早めにご相談ください）**
医療的ケア児の入所にかかる申込方法や留意点について説明させていただきます。
- ② 利用申込み
各入所希望月受付期間までに必要書類の提出をお願いいたします。
- ③ 入所希望者面接
医師や心理師等による面接を実施します。
- ④ 入所検討委員会の開催
集団保育の可否を判断します。
- ⑤ 利用調整・結果通知
利用調整を行い、結果通知書を送付いたします。
なお、優先的に入所できるよう利用調整します。



（続き）医療的ケア児のお申込み

（８）必要書類

- ① P.27～29までの保育園の申込書類一式
- ② 医療的ケア実施申込書
- ③ 医療的ケアにかかる同意書
- ④ 医療的ケアにかかる主治医意見書
- ⑤ 保育のめやす
- ⑥ 医療的ケア主治医指示書（江東区保育園）

※②～⑥は全て区様式で、事前相談受付後に配布します。

（９）申込みにあたっての注意事項

- ◆ 入園を希望される場合は、お申込みを行う前に事前にお電話で保育支援課保育サービス係までご相談のうえ、利用申込みをしてください。
- ◆ 下記の児童においても、医療的ケア児としてのお申込みが必要となります。
 - ① 日常生活の中で医療的ケアが必要な児童
 - ② 申請時点で医療的ケアを行っている児童
- ◆ お申込み後、入園までに児童の健康状況に変化があった場合、保育支援課特別支援保育担当までご連絡ください。

（10）受付期間

《4月利用の受付期間》

P.13～16の令和7年4月入園一次申込期間と同じです。

《6月～1月の受付期間》

利用希望月	受付期間（受付締切日＝指数基準日）	利用希望月	受付期間（受付締切日＝指数基準日）
6月入園	令和7年2月6日（木）～ 3月5日（水）	10月入園	令和7年6月6日（金）～ 7月4日（金）
7月入園	令和7年3月6日（木）～ 4月4日（金）	11月入園	令和7年7月7日（月）～ 8月5日（火）
8月入園	令和7年4月7日（月）～ 5月7日（水）	12月入園	令和7年8月6日（水）～ 9月5日（金）
9月入園	令和7年5月8日（木）～ 6月5日（木）	1月入園	令和7年9月8日（月）～ 10月3日（金）

（11）ガイドライン

医療的ケア児の保育所等受入れガイドラインを区ホームページ（ホーム＞こども・教育＞保育園・保育施設＞保育園等の申込をされる方へ＞医療的ケア児の申込みについて）に掲載していますので、ご確認ください。

（12）お問い合わせ先

保育支援課保育サービス係 TEL：3 6 4 7－4 9 3 4

保育支援課特別支援保育担当 TEL：3 6 4 7－9 5 0 3

他自治体からのお申込み

他自治体からのお申込みについては、江東区へ転入予定のある方とない方で必要な手続きや申込みの可否が異なります。

(1) 転入予定のある方の必要な手続き

必要書類	必ず江東区の申込書類（P.27～29）を使用して申込みをしてください。 ※全ての方が必要な書類に加え、「転入予定申込に関する同意書（区様式）」と「申込児童の住民票の写し（公的機関など第三者が発行した申込児童の生年月日がわかるものでも代用可）」が必要です。
申込み	江東区に転入予定の方は、 江東区保育支援課保育サービス係へ直接郵送か電子申請もしくは持参してください。 ※転入予定で申込みの場合、入園の内定・待機にかかわらず、 入園希望月の初日（初日が土日祝の場合は翌開庁日）までに転入（住民登録の異動）し、改めて江東区民として保育園等の申込手続き（本申込）を行う必要があります。 受付締切日時時点で入園希望月の初日までに転入することが確認できない場合は申込みができません。（提出された「転入予定申込に関する同意書（区様式）」により確認を行います。） ※入園希望月の初日までに転入しない場合や転入しても本申込をしない場合は、入園の内定取消または申込取下げとなりますのでご注意ください。 ※海外から江東区に転入予定の方は、江東区へ直接郵送か電子申請をしてください。代理の方がお申込書類を直接ご提出いただくことも可能です。
結果	江東区から直接ご自宅に結果（簡易版）を郵送します。今後のお手続きの案内及び本申込等の必要書類が同封されているため、書類の内容をご確認ください。本申込をしないと正式な「利用調整結果通知書」は発行されません。 ※令和7年度4月一次申込みをした方で、令和7年1月17日（金）までに転入し、本申込の手続きをした方は、一次利用調整結果発表日にあわせて「教育・保育給付認定決定通知書」及び「利用調整結果通知書」を発送します。

(2) 転入予定のない方の必要な手続き

必要書類	必ず江東区の申込書類（P.27～29）を使用して申込みをしてください。
申込み	江東区に勤務地がある方は、 現在お住まいの自治体へ申込みを行ってください。 詳細はP.19をご確認ください。
結果	江東区から直接ご自宅に結果（簡易版）を郵送します。正式な通知書は、現在お住まいの自治体より送付されます。

(3) 転入予定のない方の入園申込制限

- ◆江東区に勤務地がない、父母のうちいずれか一方でも求職中、または育児休業取得中（復職予定の場合を除く）の場合は**申込みができません。**
- ◆保護者（父母いずれか）が江東区在勤者の場合、下記表の○部分の申込みが可能です。ただし、P.42「調整指数17番」の対象となります。
- ◆区立認可保育園の延長保育の申込みはできません。

区 分		4月一次募集	4月二次募集	5～9月入園	10～1月入園
江東区に勤務地がない方 求職中・育児中の方	0～5歳児 クラス	×	×	×	×
江東区に勤務地がある方 （在勤要件での申込み）	0～2歳児 クラス	×	×	×	○ （－4点）
	3～5歳児 クラス	×	○ （－4点）	○ （－4点）	○ （－4点）

(4) 注意事項

- ◆4月入園申込みのスケジュールや詳しい申込方法等は、P.13～16及び区ホームページをご覧ください。
- ◆5月以降の入園申込みは、P.17に記載してある受付期間で行います。**受付締切日までに必要書類が江東区に届いている必要がありますので、余裕を持って提出してください。**
- ◆必要な書類・お手続きについては、右記、区ホームページもご確認ください。



☞区外または海外からの
申込みについて

他自治体へのお申込み

- ◆申込期間や必要書類等は、自治体により異なります。また、入園申込制限がある場合もありますので、**必ず申込み前に希望園のある自治体に確認してください。**
- ◆他自治体へ転出予定のある方は、**江東区を通さず転出先の自治体に直接お申込みください。**
転出予定のない方の申込受付は、江東区保育支援課保育サービス係（区役所3階12番窓口）で行います。受付後に江東区から希望園のある自治体に書類を送付するため、希望園のある自治体の締切日の1週間前までには書類をご提出ください。**希望園のある自治体の締切日間近にご提出され、希望園のある自治体での受付が間に合わなかった場合の責任は負いかねます。**
- ◆転出予定で申込みを行った方は、住民票の異動と同時に転出先の自治体で、再度入園申込みを行ってください。転出先自治体で手続きを行わないと、内定取消しや申込取下げとなる場合があります。

5 申込書類

マイナンバー（社会保障・税番号）手続きについて

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）により、下表に記載の申請手続ではマイナンバーの提示が必要となります。

（１）マイナンバーの提示が必要な申請手続

申請の種類	必要な書類	対象者	申請の方法
保育所等利用申込 または 教育・保育給付認定申請	教育・保育給付認定申請書兼 保育所等利用申込書 または 教育・保育給付認定申請書	保護者（父母） 児童	窓口または郵送 ※郵送の際は、下記に挙げる ご申請者様の身元確認書類 及び番号確認書類の写しを ご提出願います。

◆教育・保育給付認定申請書は、教育・保育給付認定の申請のみを行う場合にご提出いただく書類です。

◆申込書にマイナンバーが未記入の場合であっても受付します。その際、保育支援課保育サービス係でマイナンバーを確認したうえで、住民記録情報等、法令で定める範囲内で使用します。

（２）手続きに必要な書類

《本人確認について》

マイナンバー（個人番号）利用事務手続時には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に基づき、「本人確認」をさせていただきます。本人確認は、「身元確認」と「番号確認」に分類されます。

①**窓口で申込む場合**：来庁された方の**身元確認書類**＋**番号確認書類**が必要です。

（例）父が来庁・提出⇒父の身元確認書類＋番号確認書類が必要

父母がご一緒に来庁・提出⇒父母いずれかの身元確認書類＋番号確認書類が必要

②**郵送で申込む場合**：「本人確認書類（写）貼付台紙」に保護者の**身元確認書類**＋**番号確認書類**の写しを添付し、申請書類一式と併せてご郵送ください。

身元確認書類・・・申請者（保護者）が個人番号の正しい持ち主であることを確認いたします。

下表A欄に定める書類1種類またはB欄に定める書類2種類が必要です。

区分	身元確認書類（「氏名と住所」または「氏名と生年月日」の記載があるもの）
A【顔写真付身分証明書】 （1種類が必要です）	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（療育手帳）、在留カード、特別永住者証明書 等
B【顔写真なし証明書】 （2種類が必要です）	健康保険証（共済組合員証）、後期高齢者医療被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

番号確認書類・・・正しい番号であることを確認いたします。

以下のうち、いずれか1種類が必要です。

○マイナンバーカード

○個人番号通知書（券面に記載されている氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が、住民票に記載されている事項と一致している場合に限る）

○個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

《代理人が申請する場合》

以下に記載の、代理権の確認書類＋代理人の身元確認書類＋代理人の番号確認書類が必要です。

代理権の確認書類・・・「委任状」をご提出ください。

申込書類について ※FAXでの受付はできません

- ◆入園のしおりに添付されている「提出書類について」をご活用いただき、必要書類をご準備ください。
- ◆必要書類や記載例は、区ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。
- ◆区ホームページにて、「教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書（区様式）」、「家庭状況届（区様式）」及び「就労証明書（区様式）」のエクセル形式を掲載しております。パソコンでの入力が行えますので、ぜひご利用ください。

（１）全ての方が必要な書類（区様式で提出してください） ※5は郵送受付の方のみ必要です（他自治体からの申込を含む）

No.	必要な書類	注意事項
1	教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書	個人番号及び本人を確認できる証明が必要となります。詳細はP.26をご確認ください。
2	家庭状況届	祖父母の状況も必ずご記入ください。
3	児童の健康状況申告書	兄弟姉妹で申込む場合は、裏面も利用してください。
4	提出書類確認票	提出書類を確認し、ご準備いただいた必要書類に○を付けてください。
5	本人確認書類（写）貼付台紙	本用紙に添付された身元確認書類及び番号確認書類によって本人確認を行います。 郵送受付の方のみ必要です（他自治体からの申込を含む）。
6	保育の必要性を証明する書類	世帯の状況により必要な書類が異なります。 下表をご確認ください。

（２）保育の必要性を証明する書類（父母それぞれ必要です）

- ※複数該当する場合は、一番必要性の高い内容の書類を提出してください。指数はいずれか1つの事由のみで判断します。
- ※コピーでの提出も可能です。
- ※入園のしおりに添付されていない江東区様式の書類については、区ホームページからダウンロードしてください。

No.	保護者の事由	必要な書類
1	雇用され、既に就労開始している方 「会社役員の方はNo.4を参照」	就労証明書（区様式） ※証明日が就労開始日以降のもの
2	就労先が内定している方	就労証明書（区様式） ※入園希望月の指数基準日までに就労を開始する場合は、証明日が就労開始日以降の就労証明書（区様式）の提出も必要となります。
3	育児休業中	就労証明書（区様式）
4	自営の方 （個人事業主・経営者・会社役員・親族が経営する会社や業務委託で就労する方・内職の方）	就労証明書（区様式）・自営を証明する書類（下記参照）の2点が必要です。 ★自営を証明する書類について <法人番号を有する場合> 就労証明書に法人番号をご記載ください。その場合、自営を証明する書類の提出は不要です。 <法人番号を有しない、または法人番号の記載がない場合> 「開業届、営業許可証、請負契約書、業務委託契約書、履歴事項全部証明書、領収書、請求書、その他営業活動の証明となる他社（他者）発行の書類」のうち、いずれか1点の書類の提出が必要です（写し可。他社発行、または公的機関の証明に限る）。 これらの書類の提出がない場合、P.42「調整指数4番」の対象となります。
5	求 職 中	書類提出の必要はありません。 ただし、教育・保育給付認定有効期間終了月の翌月分の利用調整後に自動的に取下げとなります。 ※詳細は、P.34「待機となった場合」をご確認ください。
6	出 産	母子手帳の写し（表紙＋分娩（出産）予定日が記載されているページ）
7	疾 病	医師の診断書（指定の様式はありません）
8	障 害	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳（療育手帳）の写し ※江東区民で身体障害者手帳をお持ちの方は、マイナンバーを利用した情報連携により受給情報の確認を行いますので、提出は不要です。 ※上記の場合でも、 手帳の有無を家庭状況届に必ずご記載ください。
9	介 護	被介護者の医師の診断書（指定の様式はありません）・介護状況調査書兼日常生活状況調査票（区様式）の2点が必要です。
10	災 害	罹災証明書
11	就学（内定含む）	在学証明書（又は入学許可書）・カリキュラム（授業形態がわかる書類）等 ※学校教育法に定める学校（大学・大学院等）や職業訓練校に在学されている場合は、カリキュラムの提出は不要です。 ※入園希望月に就学が内定している方は、内定通知や合格通知等をご提出ください。

(続き) 申込書類について ※ F A Xでの受付はできません

(3) 状況により必要な書類

※入園のしおりに添付されていない江東区様式の書類については、区ホームページからダウンロードしてください。

No.	書類が必要な方	必要な書類
1	申込児童を認可外保育施設等に月極有料で預けている方 ※指数基準日までに江東区民として申込みを行った方のみ 加算の対象となり、転入予定の方は対象外となります。 (P.42「調整指数14番」に関わります。)	受託証明書(区様式) ※江東区待機児童向け事業(居宅訪問型保育、定期利用保育) を利用中の方は提出不要です。 ※詳細はP.42「調整指数14番」をご参照ください。
2	同居(別世帯であっても同一住所の場合は該当)する 65歳未満(入園希望月の対象年度の4月1日時点での 年齢)の祖父母が就労等の理由で保育にあたることがで きない状況の方 ※令和7年4月入園申込の場合、 <u>1960(昭和35)年4月2日</u> <u>以降出生の方は提出が必要です。</u> (P.43「優先順位10番」に関わります。)	保育にあたることができない状況が確認できる書類 ※在職証明書・被雇用者の健康保険証(国民健康保険及び社会 保険の場合の「(家族)被扶養者」は除く。）・社員証・医師 の診断書・障害者手帳の写し等 ※書類の提出がない場合、保育にあたることができる祖父母が いるものとして判定します。
3	離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明、拘禁等によ りひとり親の方 ※江東区で児童扶養手当を受給中の方はマイナンバーを利用 した情報連携により受給情報の確認を行いますので、 書類の提出は不要です。ただし、受給の有無を家庭状況 届に必ずご記載ください。	ひとり親世帯申立書(区様式)・ひとり親であることが確 認できる書類(下記参照)の2点が必要です。 ★ひとり親であることが確認できる書類について 「 <u>戸籍謄本、離婚届受理証明書、ひとり親家庭等医療証(マル 親)、調停期日通知書、弁護士 of 証明書、行方不明や拘禁等 であることが確認できる証明書、その他ひとり親であることが確 認できる書類</u> 」のうち、 <u>いずれか1点の書類の提出が必要です</u> (写し可。第三者や公的機関の証明に限る)。
4	令和7年4月入園一次募集の0歳児出生前申込みをされ る方	母子手帳の写し (表紙+分娩(出産)予定日が記載されているページ) ※詳細はP.18をご確認ください。
5	保護者が保育士または保育教諭として江東区内の保育園 等、認証保育所、その他の認可外保育施設での採用が内 定している場合、または就労していて、育児休業復職予 定での申込みの場合 (P.42「調整指数6番」に関わります。)	保育士証の写し ※就労証明書の「 <u>保育士等としての勤務実態の有無</u> 」欄の 「有」または「有(予定)」のいずれかにチェックがあ る場合は、保育士証の写しの提出は不要です。
6	令和6年1月1日時点で日本国内の市区町村に住民登録 のない方 (P.43「優先順位11番」及び保育料算定に関わります。)	給与支払証明書(区様式) ※詳細はP.29をご確認ください。
7	江東区に転入予定でお申込みの方	転入予定申込に関する同意書(区様式)・申込児童の住民 票の写しの2点が必要です。 ※入園希望月の初日(初日が土日祝の場合は翌開庁日)までの 転入が可能であることが書類上確認できない場合や、受付締 切日までに、上記の書類が提出できない場合は 申込むことが できません。 ※住民票の写しの代わりに、公的機関など第三者が発行した申 込児童の生年月日がわかるものでも代用可能です。 ※詳細はP.25をご確認ください。
8	申込児童が障害者手帳等をお持ちの方	身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)の写し ※江東区民で身体障害者手帳をお持ちの方は、マイナンバーを 利用した情報連携により受給情報の確認を行いますので、提 出は不要です。 ※上記の場合でも、 手帳の有無を児童の健康状況申告書(区様 式)に必ずご記載ください。
9	区立認可保育園の月極延長保育を希望される方	区立保育園延長保育利用申込書(区様式) ※詳細はP.12をご確認ください。
10	別居中の養育しているこどもがいる方 (P.43「優先順位9番」及び保育料算定に関わります。)	保育支援課保育サービス係まで直接お問い合わせください。
11	希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長 も許容できる方	育児休業延長許可届(区様式) ※詳細はP.22をご確認ください。

⇒ 次ページ **(4) 市区町村民税を証明する書類** もご確認ください。

（続き）申込書類について ※FAXでの受付は行なっておりません

（４）市区町村民税を証明する書類

P.43「優先順位11番」及び保育料算定のため、令和6年1月2日以降に江東区に転入された方については、市区町村民税の確認をマイナンバーによる照会を通して行いますので、原則として課税証明書の提出は不要です。ただし、**令和6年1月1日時点**で日本国内の市区町村に住民登録のない方は、下記の書類が必要です。

保護者の状況	必要な書類
令和6年1月1日時点で日本国内の市区町村に住民登録がない方 (例) 海外にお住まいだった方	給与支払証明書 令和6年度市区町村民税＝令和5年1～12月分給与 令和7年度市区町村民税＝令和6年1～12月分給与 を証明する書類の提出が必要です。

※税の未申告や書類の未提出で住民税の確認ができない場合、P.43「優先順位11番」において、最高額で判定します。

※マイナンバーによる情報連携に同意しない場合や税情報が取得できない場合は、課税証明書の提出を求めることがあります。

※保育料の決定方法等については、P.44～45をご覧ください。

（５）お申込み後、状況が変わった際に必要な書類

お申込み後に次の事項に該当したときは、利用調整に関わりますので、必ず保育サービス係まで下記の必要書類を提出してください。なお、各月の指数基準日（P.13～17参照）までに提出されたものに限り、該当する入園希望月の指数を変更します。

No.	状況	必要な書類
1	希望園の変更をしたいとき	申込み希望園の変更届（区様式）
2	求職中で申込みを行い、教育・保育給付認定有効期間が終了するとき	求職活動報告書（区様式） 3か月ごと、給付認定有効期間終了月中に提出してください。
3	保育が必要な事由や保護者の状況が変わったとき ＜例＞就職・転職	就労証明書（区様式）等 ※転職の場合は、P.38「転職について」をご参照ください。
4	就労内定でお申込みの方が、就労を開始したとき	証明日が就労開始日以降の就労証明書（区様式）
5	就学内定でお申込みの方が、通学を開始したとき	在学証明書・カリキュラム（授業形態がわかる書類）等
6	育児休業から復職したとき	復職証明書（区様式）
7	育児休業を延長したとき	育児休業を延長した後の就労証明書（区様式）
8	児童を認可外保育施設（認証保育所等）に預けたとき	受託証明書（区様式）
9	自宅保育が可能となった等の理由で保育園等の入園の必要がなくなったとき	保育所等利用申込取下書（区様式）
10	転園のお申込み後に、転園の必要がなくなったとき	
11	転出のため、江東区の保育園等の入園の必要がなくなったとき	
12	家庭状況等が変わったとき	認定変更申請書兼届出事項変更届（区様式）

（６）3か月以内の証明年月日でご提出いただく書類一覧（3か月を超えたものは受付できません。）

就労を証明する書類	就労証明書（区様式）	復職証明書（区様式）
自営を証明する書類	領収書	請求書
就学していることを証明する書類	在学証明書	
疾病や介護を証明する書類	医師の診断書	
祖父母が保育にあたることのできない状況を確認できる書類	祖父母の在職証明書	祖父母の医師の診断書
申込児童を認可外保育施設等に月極有料で預けていることを証明する書類	受託証明書（区様式）	

例）書類提出日が11月15日の場合・・・○証明年月日が8月15日 ×証明年月日が8月14日

※郵送申込み、電子申請、追加書類の郵送など全て書類（データ）到着日を提出日とします。

6 特色ある保育園

クラス年齢により送迎先や保育を行う場所が変わったり、幼児教育と一体的に運営する施設、2歳児クラスで卒園する施設など、区内の特色のある保育園等を紹介します。施設見学の前に参考にしてください。

分園を設置している保育園

P.53～58「保育施設定員一覧表」の中に（本園）や（分園）の記載がある保育園があります（サテライト保育を除く）。これらの保育園は、クラス年齢により送迎先や保育を行う場所（下表参照）が変わります。本園と分園が離れていますので、距離などを施設見学等で事前に確認してください。

対象施設			住所	クラス	距離
1	ワーカーズコープ新大橋のびっこ保育園 本園に入園した場合、3歳児クラスからは分園へ登降園	本園	新大橋2-17-9 1階	1～2歳クラス	約150m
		分園	新大橋3-16-4 1・2階	3～5歳クラス	
2	グローバルキッズ深川森下園 分園に入園した場合、3歳児クラスからは本園へ登降園	本園	森下4-10-8 2・3階	0～5歳クラス	約800m
		分園	高橋2-4	0～2歳クラス	
3	スターチス保育園 本園に入園した場合、3歳児クラスからは分園へ登降園	本園	東陽3-27-32 3階	0～2歳クラス	約600m
		分園	木場5-11-15 3階	3～5歳クラス	
4	亀戸こころ保育園 分園に入園した場合、3歳児クラスからは本園へ登降園	本園	亀戸9-34-1-140	0～5歳クラス	約900m
		分園	亀戸7-63-3-118	0～2歳クラス	
5	ココロラボインターナショナル大島 本園に入園した場合、3歳児クラスからは分園へ登降園	本園	大島6-22-8 1階	0～2歳クラス	約10m
		分園	大島6-22-9 1階	3～5歳クラス	

認定こども園

対象施設	地区	類型
しのめYMCAこども園	豊洲	幼保連携型
豊洲めぐみこども園	豊洲	幼保連携型
武蔵野大学附属有明こども園	豊洲	幼保連携型
文化教養学園	小松橋	地方裁量型

幼保連携型・・・認可幼稚園と認可保育園が連携し、一体的な運営を行う施設

地方裁量型・・・認可外の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を備える施設

◆認定こども園は、就学前の児童に幼児教育・保育を提供する機能と、地域の子育て支援を行う機能を備える施設です。0～2歳の3号認定児童及び3歳以上の2号認定児童で、認定こども園の長時間利用を希望する場合は、通常の認可保育園と同様に区で申込みの受付を行い、区が利用調整を行います。なお、1号認定児童については、各施設に直接お問い合わせください。（P.11「保育の必要性の認定について」参照）

◆1号認定で認定こども園に在園している児童も、2号認定（長時間利用）を希望する場合は、改めて区に利用の申込みを行っていただき、他の保育園等と同様に保護者の状況による指数付けで利用調整を行います。したがって、1号認定の方が同施設の2号認定（長時間利用）を希望したとしても、必ず長時間利用へ変更できるとは限りません。（利用調整の結果、2号認定での入園は待機となる場合があります。）

◆上の子が1号認定児童として在園していても、P.42「調整指数13番」およびP.43「優先順位7番」は対象外となります。

◆保育料とは別に費用を求められることがあります。

◆幼稚園と一体的な運営を行うなど認可保育園とは異なるため、事前に施設見学等を行い、施設や保育内容、料金体系等をご理解の上、お申込みください。

小規模認可保育園

小規模認可保育園は、**0歳児クラスから2歳児クラスまでを対象**とした、定員が6人以上19人以下の施設で、A型、B型、C型の3種類に区分されています。各区分ごとに、配置される保育士の割合が異なり、A型は100%、B型は50%以上、C型は区の指定する研修を受けた家庭的保育者が保育を行います。なお、現在江東区内にある小規模認可保育園は全園A型です。また、一部施設では土曜保育を行っていません。対象施設はP.53～58の「保育施設定員一覧表」にてご確認ください。

(1) 卒園時の加算と優先順位

江東区内の卒園後の連携施設がない小規模認可保育園2歳児クラスの卒園に伴い、継続して区内の保育園等への転園申込みを行う場合、P.42「調整指数9番」、P.43「優先順位5番」の対象となります。なお、卒園後の連携施設がある小規模認可保育園を卒園する場合は、**加算と優先順位の対象外**となります。詳しくはP.42「調整指数9番」、P.43「優先順位5番」をご確認ください。

(2) 卒園後の連携施設がある小規模認可保育園について

小規模認可保育園のうち、卒園後の連携施設が設置されている園については、2歳児クラスで卒園後、3歳児クラス以降は連携施設として指定された認可保育園に引き続き通園できます。卒園後の連携施設がある小規模認可保育園は下表をご確認ください。

《卒園後の連携施設を設置している小規模認可保育園一覧表》

＜小規模認可保育園＞2歳児クラスまで		＜連携施設＞3歳児クラス以降	距離
たかもり保育園（白河地区）	⇒	太陽の子 森下三丁目保育園（白河地区）	約500m
おうち保育園門前仲町（富岡地区）	⇒	さくらさくみらい 富岡（富岡地区）	約1,100m
小鳩スマート保育所 冬木（富岡地区）	⇒	タムスわんぱく保育園木場（東陽地区）	約800m
Kid's Patio 江東おひさま園（東陽地区）	⇒	さくらさくみらい 東陽町（東陽地区）	約160m
おうち保育園とよす（豊洲地区）	⇒	さくらさくみらい 豊洲（豊洲地区）	約700m
おうち保育園しのめ（豊洲地区）	⇒	みんなの未来をつくる保育園東雲（豊洲地区）	約500m
もりのなかま保育園 亀戸園（亀戸地区）	⇒	にじいろ保育園 亀戸（亀戸地区）	約650m
キャリー保育園にしおおじま（大島地区）	⇒	HOPPAおおじまタウン（大島地区）	約650m
もりのなかま保育園 北砂園（砂町地区）	⇒	キッズマイル江東北砂（砂町地区）	約20m
もりのなかま保育園 東砂園（南砂地区）	⇒	にじいろ保育園 東砂（南砂地区）	約750m

◆上記一覧表に記載のない小規模認可保育園については、卒園後の連携施設の設置はありません（転園時、P.42「調整指数9番」、P.43「優先順位5番」の対象となります）。

◆詳しい連携内容については、小規模認可保育園の各施設へお問い合わせください。

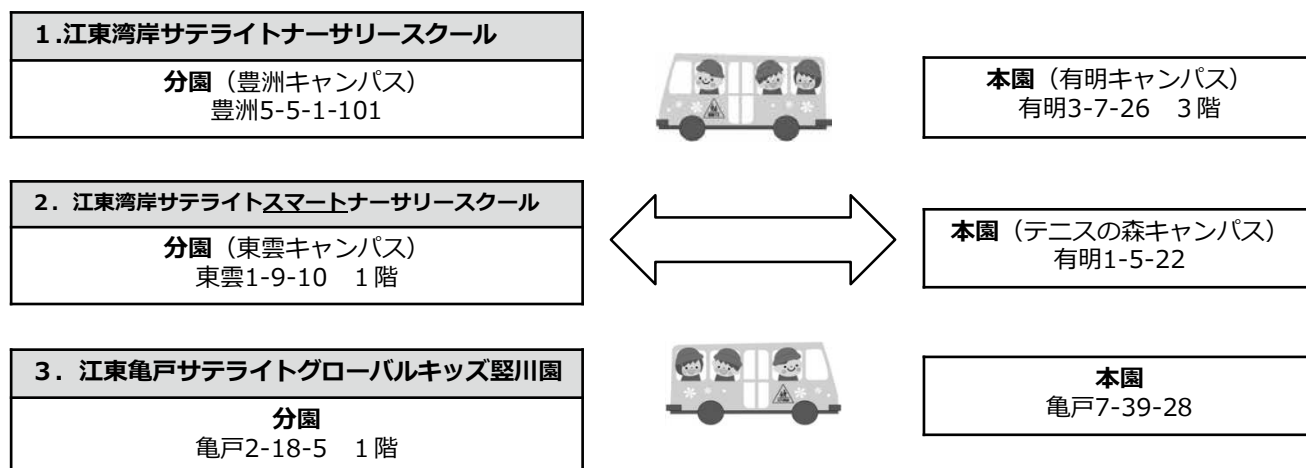
(3) 卒園後の連携施設がある小規模認可保育園の卒園時の転園について

令和7年4月に連携施設以外の保育園等の転園を希望する場合は、通常の転園申込みと同様の受付を行います。**（転園できない場合は、それぞれの連携施設の3歳児クラスに入園できますが、転園希望先へ内定したときは、内定を辞退して連携施設の3歳児クラスに通うことはできません。）**

転園を希望せず、指定の連携施設に入園する場合は、別途保育支援課保育サービス係から配付する申込書等を4月入園一次募集受付期間内の10月15日（火）から11月21日（木）までに在籍園へ提出してください。

サテライト保育

サテライト保育とは、本園・分園を離れた場所に設置し、その間を園児送迎バスにより移動して、日中保育を行う方式です。園児のうち、**分園に登園した幼児（2～5歳児クラス）**については、**園児送迎バスにより本園へ移動し、保育を行います。**また、降園の際も保護者の時間に合わせて、本園から分園へ園児送迎バスで移動し、保護者のお迎えを待つことになります。**登園時の移動待ち時間、降園時の待機時間は分園内の独立した保育スペースで通常の保育とは別に合同保育を行います。**なお、本園、分園及び園児送迎バスの運行の全てを同一事業者により一体的な運営を行います。



◆名前が似ていますので、希望園を選択する際には、ご注意ください。

『江東湾岸サテライトナーサリースクール』・・・・・・ 豊洲キャンパス⇄有明キャンパス

『江東湾岸サテライトスマートナーサリースクール』・・・・・・ 東雲キャンパス⇄テニスの森キャンパス

◆0歳児と1歳児クラスの児童は送迎バスに乗車できません。入園が決定した本園・分園それぞれに直接登降園をします。

◆2～5歳児クラスの児童は、本園と分園の間を園児送迎バスを利用することで、分園での登降園が可能です。

◆園児送迎バスに乗車できるクラスであっても、**児童の体調不良等により早い時間にお迎えが必要な場合、本園へ直接お迎えに行く可能性があります。**

◆荒天時は、園児送迎バスが運休する場合があります。

◆2～5歳児クラスであっても、園児送迎バスの昇降が一人でできない場合や椅子での座位を保つことができない場合等は、バスの利用ができないため、保護者の送迎となります。詳しくは保育園へお問い合わせください。

居宅訪問型保育（障害児向け）

居宅訪問型保育（障害児向け）とは、障害、疾病等により集団保育が著しく困難な児童を対象に、児童のご自宅に保育者が訪問し、1対1で保育を提供する事業です。

（１）受付期間

《４月利用》

P.13～15の令和7年4月入園一次募集申込期間と同じです。

《５月利用》

令和7年2月6日（木）～3月5日（水）

《６月～１月利用》

利用希望月	受付期間（受付締切日＝指数基準日）	利用希望月	受付期間（受付締切日＝指数基準日）
6月利用	令和7年3月6日（木）～4月4日（金）	10月利用	令和7年7月7日（月）～8月5日（火）
7月利用	令和7年4月7日（月）～5月7日（水）	11月利用	令和7年8月6日（水）～9月5日（金）
8月利用	令和7年5月8日（木）～6月5日（木）	12月利用	令和7年9月8日（月）～10月3日（金）
9月利用	令和7年6月6日（金）～7月4日（金）	1月利用	令和7年10月6日（月）～11月5日（水）

（２）事業概要

運営事業者	認定特定非営利活動法人 フローレンス（連絡先：03-6811-0907）
対象児童	1～5歳児クラスで、保育の必要性があり、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められた児童（0歳児クラスは要相談） ※事前に運営事業者との面談においてお預かりすることが可能と判断された児童に限ります。
保育時間	月曜日～金曜日（土・日・祝日および年末年始は行いません） 8:00～18:00の中で最長8時間
保育料	市区町村民税所得割相当額で区が算定し、事業者に直接納付していただきます。
その他料金	自宅までの保育者の交通費実費負担があります。（上限1,500円／1日）

（３）必要書類・利用調整方法などの注意点

申込み前の注意	事前に必ず運営事業者と、健康状況や障害程度、それに応じた預かりの可否について面談を行った上でお申込みください。
必要書類	P.27～29の保育園等の申込書類、申込みを行う <u>児童の診療情報提供書（主治医の診断書等）</u>
選考方法	P.41～43に基づき、受付締切日（指数基準日）までに提出された書類により利用調整を行います。

障害や疾病等のある児童について

＜本項目に関する問い合わせ先＞ 保育支援課特別支援保育担当 TEL3647-9503（直通）

- ◆障害・疾病・発達の遅れ・医療的ケア等の程度によっては、安全な集団保育ができないといった理由で、保育園等で受入れができない場合がありますので、必ずお申込時にご相談ください。集団保育が困難な児童等については、上記の居宅訪問型保育（障害児向け）での保育をご案内しています。
- ◆令和7年4月入所希望で、障害・疾病等がある児童が集団保育にかかる主治医の判断が必要になる場合、令和6年11月21日（木）までに、上記連絡先にその内容についてご報告していただく必要があります。お早めにお問合せください。
- ◆お申込み後、保育園等の入園までに児童の健康状況に変化があったときは、安全な集団保育ができないといった理由から、保育園等で受入れができない場合があります。速やかに上記問い合わせ先へ連絡してください。

7 待機となった場合（4月及び各月申込み共通）

有効期間と取下げについて

- ◆待機となった方には、入園希望月初月のみ「待機」となった旨が記載された「利用調整結果通知書」を郵送します。
（4月入園申込み → P.16の結果発表日 5月以降の入園申込み → 入園希望月の前月14日頃）
※4月の一次募集で待機となり、二次募集で継続して待機となった場合、「利用調整結果通知書」は送付されません。
- ◆申込みは年度単位です。次年度も入園希望する場合は、再度受付期間内に申込みが必要です。
- ◆申込書の有効期間は、令和8年1月入園の利用調整会議までですが、**保護者の状況によって書類提出が必要です。**

育児休業 復職予定	育児休業復職予定での申込みは 復職予定月の翌月末まで有効 とし、「 <u>復職証明書（区様式）</u> 」または育児休業を延長した「 <u>就労証明書（区様式）</u> 」の提出があった場合のみ、令和8年1月入園、または延長となった育児休業復職予定月の翌々月分の利用調整まで、有効期間が延長となります。
求職中	求職中で申込みをし、認定有効期間終了月の月末までに「 <u>求職活動報告書（区様式）</u> 」（区ホームページよりダウンロード可）の提出がない場合は、 認定有効期間終了月の翌月分利用調整までが有効期間 となります。有効期間内に提出された場合は、新しい「教育・保育給付認定決定通知書」を交付し有効期間を更新します。
就学	就学事由で申込みの場合、 就学終了月をもって申込みは取下げ になります。
出産	出産事由で申込みの場合、 出産事由の期間終了をもって申込みは取下げ になります。
転出	転出等で 江東区民でなくなった場合、申込みは取下げ になります。

追加書類について

申込時の状況に変化があった場合には書類提出が必要です。各月受付締切日までにご提出ください。（郵送可）
ここでは主な内容について挙げていますが、詳しい提出書類についてはP.27～29をご確認ください。

就労内で申込後 就労開始した方	指数に関わるため、就労開始後に証明日が就労開始日以降の「 <u>就労証明書（区様式）</u> 」をご提出ください。
就学内で申込後 就学開始した方	就学内で申込みされた方は入学後、 在学証明書及びカリキュラムをご提出 ください。（学校教育法に定める学校（大学・大学院等）や職業訓練校に在学されている場合はカリキュラムの提出は必要ありません。）
認可外保育施設に 月極で預け始めた方	調整指数に関わるため、「 <u>受託証明書（区様式）</u> 」をご提出ください。（※1）
希望園変更する方	「 <u>申込み希望園の変更届（区様式）</u> 」をご提出ください。（※2）

- ※1 「受託証明書（区様式）」と、保護者が就労（復職）していることの証明（「復職証明書（区様式）」、「就労証明書（区様式）」等）の提出があった場合に、P.42「調整指数14番」の対象となります。
- ※2 5月以降の入園の空き状況は、入園希望月の前々月下旬に区ホームページに掲載します（窓口での閲覧も可能です）。

保育園ナビゲーター

<本項目に関する問い合わせ先> 保育園ナビゲーター TEL3647-9809（直通）

- ◆保育サービスに関する情報の集約・提供、相談対応を行う「保育園ナビゲーター」が、待機となった方を対象に利用可能な保育サービスや認可外保育施設の募集人員等の情報提供を行います。
- ◆区役所3階13番窓口及び豊洲シビックセンター3階豊洲特別出張所8番窓口に常駐しています。（予約不要）

待機児童向け事業

	あっせん利用 (4月入園のみ)	居宅訪問型保育 (待機児童向け)	定期利用保育 (認可外保育施設)
事業概要	待機となった方を対象に、二次利用調整を行ってもなお欠員が生じたクラスについて利用調整を行う事業。	令和7年4月入園二次募集後に継続して待機となった児童を対象に、児童の自宅に保育者（交代制）が訪問し、1対1で保育を提供する事業。	令和7年4月入園二次募集後に継続して待機となった児童を対象に、認可保育園の空きスペース等を利用して保育を行う事業。
対象児童	令和7年4月入園二次募集後に継続して待機となった児童	0歳（生後57日～）～ 2歳児クラス（江東区民のみ） ※転入予定の方は申込み不可	未定（江東区民のみ） ※転入予定の方は申込み不可
利用施設	令和7年4月入園二次利用調整後に欠員がある認可保育園等	運営事業者が児童のご自宅で保育 【運営事業者】 ル・アンジェ株式会社 （連絡先：03-5784-0447） 株式会社ポピンズファミリーケア （連絡先：0120-27-2100）	未定
保育時間	P.12「保育時間について」参照	月曜日～土曜日（日・祝日および 年末年始は行わない）の 7:15～18:15 ※スポット延長保育 18:15～20:15 （30分毎500円） ※月極延長保育は契約不可	月曜日～土曜日（日・祝日および 年末年始は行わない）の保育園開 所時間中（延長保育時間を除く） における11時間以内
保育料	P.44～48「保育料」参照	認可保育園等と同額 P.44～48「保育料」参照	8時間以内：44,000円 8時間超11時間以内：53,000円 ※「認可外保育施設等保護者負担 軽減事業」の対象
申込方法	保育支援課保育サービス係窓口または郵送で申込み	保育支援課保育サービス係窓口または郵送で申込み ※6月～1月利用は、認可保育園等の新規申込と同時に申込み可	保育支援課保育サービス係窓口または郵送で申込み ※5月～1月利用は、認可保育園等の新規申込と同時に申込み可
受付期間	未定（二次利用調整結果発表後）	【4月利用】 未定（二次利用調整結果発表後） 【6月～1月利用】 居宅訪問型保育（障害児向け）と同じ（P.33参照）	【4月利用】 未定（二次利用調整結果発表後） 【5月～1月利用】 5月以降入園申込み受付期間と同じ（P.17参照）
選考方法	二次利用調整に準じて決定	【4月利用】 二次利用調整に準じて決定 【6月～1月利用】 各月の認可保育園等の利用調整に準じて決定	申込みが募集定員を超過した場合は、抽選で決定（非公開）
注意事項	あっせんの希望園数に限りはありません。	利用開始前に、内定者のご自宅に事業者及び区職員が訪問します。安全に保育が行える環境でない場合は、利用を断る場合があります。	利用できるのは最長で年度末（3月31日）までのため、次年度は継続利用できません。

- ◆上記で「未定」となっている項目や各事業の申込方法・受付期間・募集人数等については、詳細が決まり次第、区ホームページ等でご案内します。（定期利用保育については、事業を実施しない可能性があります。）
- ◆居宅訪問型保育（待機児童向け）及び定期利用保育の利用条件は、認可保育園等の在園条件に準じています。求職期間中に就労開始できなかった場合や育児休業復職予定で入園月中に復職できなかった場合は、当該事業の利用ができなくなります。

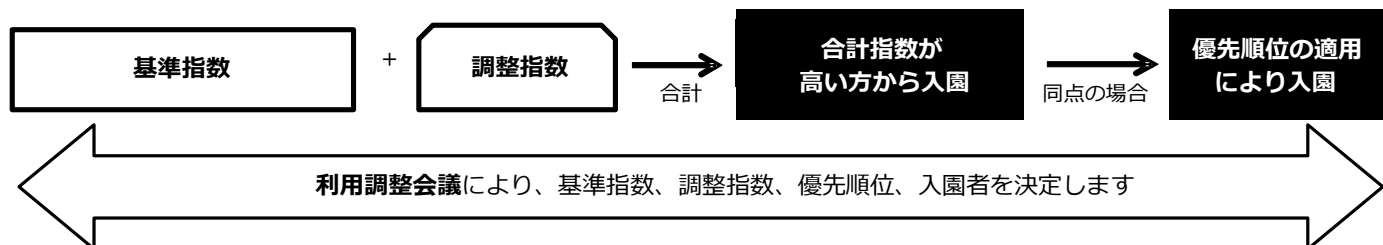
8 利用調整

利用調整会議について

- ◆ご提出いただいた書類や調査をもとに、利用調整会議において基準指数、調整指数及び優先順位により入園者を決定します。
そのため、**お申込み時点では指数の計算はできません。**
- ◆指数付けの基準日となる日付は、4月入園一次募集を除き各月の受付締切日です（4月入園申込みの場合、一次募集は11月27日（水）、二次募集は2月12日（水））。**締切日までに保育支援課保育サービス係が受領している書類に基づき、指数付けを行います。**締切後に受領した書類は、次の指数基準日に該当する利用調整会議より指数の変更が行われます。
＜例＞ 6月6日に追加書類を保育支援課保育サービス係が受領 → 7月入園締切日＝6月5日 → 8月利用調整から反映
- ◆入園のしおりに書かれていないことは利用調整に用いません。

選考方法

指数（点数）は、基準指数と調整指数の合計です。利用調整会議にて、その指数の合計が高い方から入園を決定しますが、同点の場合は優先順位を用いて決定します。



（１）基準指数について（P.41基準指数表）

- ◆保護者の事由をもとに必ず指数付けされます。世帯の基準指数は父母の合計となります。
- ◆保護者が保育を必要とする事由が2つ以上ある場合は、**主たる事由を基準指数とします。**複数の事由に対する指数を合算することはありません。

（２）調整指数（加算・減算）について（P.42調整指数表）

- ◆世帯の状況によって加算・減算になる場合があります。
- ◆調整指数表に該当するものについて、加算・減算を行います。一部重複しない項目もありますので、よくお読みいただき必要書類をご準備ください。

（３）優先順位の適用について（P.43優先順位）

- ◆合計指数が同点の場合、優先順位により入園者を決定します。
- ◆記載のあるとおりの順位で入園可能人数に達するまで調整を行います。

<「優先順位4番」の「世帯基準指数が高い世帯」とは>

利用基準表の指数と調整指数の合計が同点だった場合に、基準指数が高い世帯が優先となります。

＜例＞ ア世帯）基準指数**24点** 調整指数**2点** ……合計指数**26点**

イ世帯）基準指数**22点** 調整指数**4点** ……合計指数**26点**

「優先順位1番～3番」までに差がつかなかった場合に、基準指数が高いア世帯を優先します。

指数付けや優先順位の注意点

保護者の状況により、以下のように指数付けを行い、保育園等の利用調整を行います。

求職中の方の注意点

- ◆就労先が決まった場合は、「就労証明書（区様式）」の提出が必要となります。当初提出した就労証明書が就労開始日より前の証明日のものである場合、就労開始後に再度、就労開始日より後の証明日の「就労証明書（区様式）」を提出することで指数が上がる可能性があります。
- ◆求職中で申込み、待機となった場合、認定有効期間終了月の翌月末をもって申込みが取下げとなります。**引き続き申込みを有効とするためには、認定有効期間終了月の月末までに「求職活動報告書（区様式）」の提出が必要**となります。

疾病・介護・就学の方の注意点

- ◆疾病事由の入院は、入園希望月初日から1か月以上の入院が必要であることが診断書で確認できる場合に適用します。
- ◆介護事由の介護時間及び就学事由の就学時間は、1日4時間以上かつ月12日以上を常態とすることが必要です。
- ◆就学または就学内定事由での申込みは、就学事由のわかる「在学（予定）証明書」及び「カリキュラム（授業形態が分かる書類）等」または合格証明書等の提出が必要です。
（学校教育法に定める学校（大学・大学院）や職業訓練校の場合、カリキュラムの提出は不要です。）
- ◆就学事由で申込みをし、入所希望日より前に就学の修了をする方は、就労開始予定日が入所希望月の1日付とされている「就労証明書（区様式）」の提出がない場合、求職中扱い（4点）となります。

就労の方の注意点（就労時間と最低基準）

- ◆就労事由の最低基準として、1日4時間以上かつ月12日以上就労を常態とすることが必要です。
（例）1日4時間×月12日＝月48時間・・・○ 1日6時間×月11日＝月66時間・・・×
- ◆複数箇所就労している場合、就労時間及び就労日数を合計して考えます。
（例）A職場・・・1日8時間×週3日（月・火・水）就労
B職場・・・1日8時間×週2日（木・金）就労 合計・・・1日8時間×月20日（12点）として指数決定します。
- ◆就労時間とは、契約上の拘束時間で**休憩時間を含みます**。なお、**残業時間・通勤時間は含みません**。
- ◆就労の事由で申込み場合は、証明日が就労開始日以降の「就労証明書（区様式）」の提出が必要となります。**就労開始日より前の証明日の「就労証明書（区様式）」提出した場合は、就労内定**として指数を決定します。
- ◆就労内定は、1日4時間以上かつ月12日以上就労が入園希望月中に開始されることが内定している場合に適用し、それより少ない就労の場合は求職中扱い（4点）となります。
- ◆日数に幅がある場合、少ない方の日数で判断します。
（例）「就労証明書（区様式）」の就労日数の表記が、「月11日～12日」などの場合は求職中扱い（4点）となります。

就労の方の注意点（育児休業を取得中の方）

- ◆**育児休業前と同一の就労先・就労条件（就労日数・就労時間）で入園月の月末までに復職することを前提に、産前産後休暇前の就労日数・就労時間で指数付け**（短時間勤務制度を取得する場合はP.40の内容を適用）します。復職されましたら、2週間以内を目安に「復職証明書（区様式）」を提出してください。

就労の方の注意点（育児休業が適用されない方）

- ◆**産前産後休暇前と同一の就労先・就労条件（就労日数・就労時間）で入園月の月末までに復職することを前提に、産前産後休暇前の就労日数・就労時間で指数付け**（短時間勤務制度を取得する場合はP.40の内容を適用）します。復職されましたら、2週間以内を目安に「復職証明書（区様式）」を提出してください。
- ◆産後休暇後、入園月の月末までに復職していない場合は、求職未定（4点）となります。

（続き）指数付けや優先順位の注意点

就労の方の注意点（自営業、パート・アルバイトの方、その他）

※**個人事業主として就労されている方、親族の経営する会社に従業員として就労している方または会社役員の方は、自営業として取り扱いをします。**必ず、「就労証明書（区様式）」への法人番号の記載、または自営を証明する書類をご提出願います。

◆自営業のうち、「就労証明書（区様式）」内の法人番号が未記入で自営を証明する書類が未提出の場合は、P.42「調整指数4番」の調整となります。

◆ボランティア活動または宗教活動への従事は、就労に該当しません。

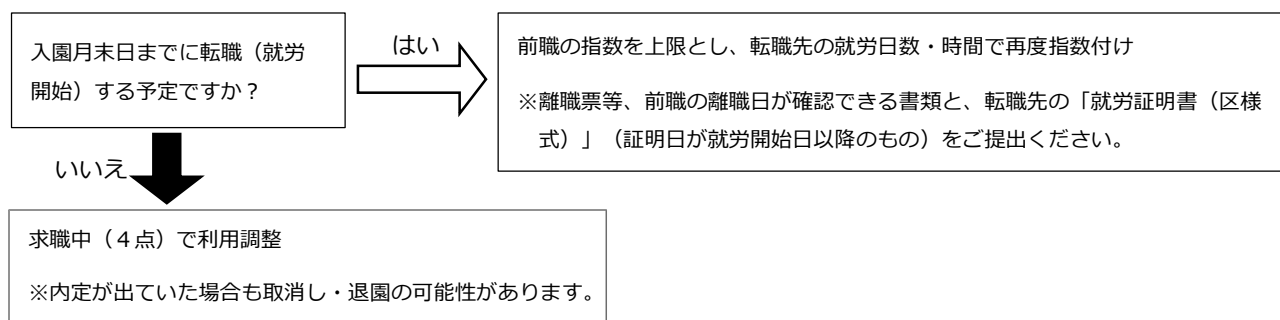
転職について

申込み後に転職予定のある方は、必ず保育支援課保育サービス係にてご相談ください。就労中としての指数決定には、下記の通り**指数基準日に在職している就労先の「就労証明書（区様式）」の提出が必要です。**

（1）前職の離職日が、指数基準日より前の場合の転職

指数基準日までに、証明日が就労開始日以降の**転職先の「就労証明書（区様式）」**をご提出ください。提出されない場合、求職中としての指数決定となります。

（2）前職の離職日が、指数基準日以降入園希望月前月末までの場合の転職



※育児休業中および育児休業復職予定でお申込みの方が、**育児休業前の就労先に復職せずに転職した場合は、内定取消し・退園となることがあります。**

※転職が内定していても、**指数基準日時点で在籍している就労先がない場合は、就労内定として指数付けを行います。**

※入園月中に前職を離職した場合は、前職での指数付けとなりますが、入園月1日時点で前職に在籍していたことを確認するため、離職票等、前職の離職日が確認できる書類をご提出ください。（転職の場合は、転職先の「就労証明書（区様式）」も併せてご提出ください。）



育児休業の取扱い

※育児休業とは、『育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)』その他の法律(以下「育児休業法等」という)に規定する、児童に係る休業を指します。

(1) 申込みについて

条 件	◆育児休業の復職予定月が入所希望月以降の場合であっても申込みができます。ただし、当初の復職予定月よりも前の月に入所が内定した場合、育児休業を入所月まで短縮の上、必ず復職することが条件ですので事前に就労先にご確認ください。 ◆申込児童以外の育児休業を取得している方でも、就労事由で申込みができます。
--------	---

(2) 育児休業加算(P.42「調整指数12番」)について

1歳児クラス以降(平成31年4月2日～令和6年4月1日生まれの児童)に育児休業復職予定で申込みの場合、調整指数2点を加算します。

※「調整指数14番(認可外加算)」とは重複して加算されません。

注 意 点	◆<u>保育園等からの転園の場合は対象外</u>となります。 ◆<u>指数基準日時点で育児休業を取得している方が対象</u>です。 ◆<u>就労事由での申込み</u>に限り、<u>加算対象</u>となります。 ◆申込児童以外の育児休業を取得している方で、<u>復職予定がない場合は対象外</u>となります。
-------------	--

(3) 申込み後の手続き(入園内定となった場合)

《保育支援課保育サービス係に書類を提出する》

入園月の月末までに育児休業から復職をした後、2週間以内を目安に「復職証明書(区様式)」の提出が必要です。

※「復職証明書(区様式)」は、区ホームページからダウンロードするか、保育園等にて取得してください。

注 意 点	◆育児休業から復職予定でお申込みをした場合は、<u>育児休業前と同一の就労先・就労条件(就労日数・就労時間)で、入園月中に復職する必要があります。</u>(P.40短時間勤務制度の取扱いの場合を除く) ◆<u>入園月中に復職をしない場合、入園月の月末をもって退園となる場合があります。</u> ◆<u>育児休業から復職せずに退職した場合は、求職中の扱いとなり、内定取消しや退園となる場合があります。</u> ◆復職にあたっての部署の異動・派遣先の変更は問いません。
-------------	---

※育児休業から復職する際、以下の場合は内定取消しや退園となる場合があります。

該当する場合は、速やかに保育支援課保育サービス係へご連絡ください。

例	申込時	入園時
例①	A社で育児休業取得中 (就労条件: 契約社員・月20日・8時間勤務)	入園月中にA社へ復職 (就労条件: 契約社員・月16日・8時間勤務)
例②	A社で育児休業取得中 (就労条件: 派遣社員・月20日・8時間勤務)	入園月中にA社へ復職 (就労条件: 派遣社員・月20日・7時間勤務)
例③	A社で育児休業取得中 (就労条件: 派遣社員・月20日・8時間勤務)	<u>A社に復職せず退職し、B社へ転職</u>

（続き）育児休業の取扱い

（４）申込み後の手続き（待機となった場合）

《保育支援課保育サービス係に書類を提出する》

育児休業復職予定で申込みを行い、待機となった場合、**復職予定月の翌月末までに「復職証明書（区様式）」または育児休業を延長した「就労証明書（区様式）」をご提出ください。**育児休業から復職した場合、年度いっぱい申込みが有効となります（例②参照）。育児休業を延長した場合、延長した期間に応じて申込有効期間が延長されます（例③参照）。

＜例＞ 4月復職予定で待機となった場合

例	状況	申込有効期間
例①	5月末までに「就労証明書」または「復職証明書」の提出がない場合	6月入園分の利用調整まで有効
例②	5月末までに「復職証明書」を提出	1月入園（ <u>最終入園月</u> ）まで有効期間が延長
例③	5月末までに9月復職予定の育児休業を延長した「就労証明書」を提出	11月入園（ <u>復職予定月の翌々月入園</u> ）まで有効期間が延長

※育児休業から復職せずに退職し、他の就労先に変更となった方の場合、転職先の「就労証明書（区様式）」をご提出ください。

（５）入園後、下の子を出産して育児休業を取得する場合

入園後に下の子を出産して育児休業を取得する場合、継続して在園できる期間を限定しておりましたが、令和7年4月以降は、**下の子の育児休業期間内で、上の子の継続在園が可能です。最長で卒園まで在園ができます。**

※育児休業期間が決まり次第、「育児休業（延長）承認書（区様式）」を就労先に記載してもらい、ご提出ください。

※育児休業を取得した就労先に復職せず、退職や転職をした場合は、事実が判明した月末付けで退園となる場合があります。

短時間勤務制度の取扱い

短時間勤務を利用する場合、短時間勤務制度として**1日4時間以上（休憩時間含む）**の就労時間があれば契約（通常の就労）時間での指数付けを行います。（就労日数が変わらないことが条件です。）

- ◆短時間勤務とは、契約（通常の就労）時間を短くするものではなく、会社の育児のための短時間勤務制度を利用することです。「就労証明書（区様式）」に短時間勤務制度の時間と契約（通常の就労）時間が記入されていることが必要です。
- ◆1日4時間未満の短時間勤務制度を利用する場合は、求職中としての指数決定となります。
- ◆通常の就労時間での指数決定をして入園した方が復職時に4時間未満の就労時間となった場合、退園となる場合があります。
- ◆会社の制度上、やむを得ず最低の就労要件（1日4時間以上かつ月12日以上）を満たせない場合は、保育支援課保育サービス係にお問い合わせください。

保 育 の 利 用 基 準 表

◆ 基 準 指 数 表

※申込み時の保護者の状況（就労状況等）が、入園希望月以降も継続するものとして指数付けを行います（備考①）

番号	事 由	保 護 者 （ 父 母 ） の 状 況		基 準 指 数	利 用 期 間
1・2	就 労 (居宅外・居宅内)	月 20 日 以 上	週40時間(月160時間)以上の就労を常態	12	就労事由に 該当しなくなるまで (育児休業の場合、 入園月の月末まで に復職が必要と なります。)
			週35時間(月140時間)以上40時間(月160時間)未満の就労を常態	11	
			週30時間(月120時間)以上35時間(月140時間)未満の就労を常態	10	
			週25時間(月100時間)以上30時間(月120時間)未満の就労を常態	9	
			週20時間(月80時間)以上25時間(月100時間)未満の就労を常態	8	
		月12日以上 20日未満	週32時間(月128時間)以上の就労を常態	10	
			週28時間(月112時間)以上32時間(月128時間)未満の就労を常態	9	
			週24時間(月96時間)以上28時間(月112時間)未満の就労を常態	8	
			週20時間(月80時間)以上24時間(月96時間)未満の就労を常態	7	
			週12時間(月48時間)以上20時間(月80時間)未満の就労を常態	6	
	育児休業	育児休業復職予定での申込（備考②）		外勤に準じる	
3	疾 病	入 院	入園希望月初日から引き続き1か月以上の入院	12	各事由に 該当しなくなるまで
		居 宅 内 療 養	常時病臥 自宅で一日の大半を病床に臥していることが常態	12	
			精 神 性 精神性疾患があり、手帳等級に該当しないもの	6	
			一般療養 安静を要する状態（常時病臥ではない。）	7	
			通院加療	3	
	障 害 (備 考 ③)	身体障害者手帳1・2級（聴覚又は言語障害は1～3級）程度		12	
		愛の手帳（療育手帳）1～3度、または精神障害者保健福祉手帳1～3級程度		7	
		身体障害者手帳3級（聴覚又は言語障害は4級） 愛の手帳（療育手帳）4度程度		3	
4	施 設 等 介 護 (備 考 ④)	右の介護状況 が常態である こと	月20日以上の週30時間（月120時間）以上	10	
			月20日以上の週20時間（月80時間）以上30時間（月120時間）未満	9	
			月16日以上の週24時間（月96時間）以上	8	
			月16日以上の週16時間（月64時間）以上24時間（月96時間）未満	7	
			月12日以上の週18時間（月72時間）以上	5	
			月12日以上の週12時間（月48時間）以上18時間（月72時間）未満	3	
	自 宅 介 護 (備 考 ④)	全介護を必要とする者を介護する場合		12	
		一部介護を必要とする者を介護する場合		8	
		支援を必要とする者を介護する場合		6	
		上記以外の介護を必要とする者を介護する場合		3	
5	災 害	災害復旧のために保育に当たれない場合		12	
6	就労(就学)内定	入園希望月までに就労（就学）を開始することが決まっている場合		5	各事由に該当しなくなるまで (事由が開始することが前提)
	求 職 中	求職のために、外出し保育に当たれないことが常態		4	3 か 月 以 内
	出 産	出産予定月の前2か月から後2か月の期間内にある方		4	5 か 月 以 内
7	就 学	学校教育法に定める学校・職業訓練校に通学		11	在 学 終 了 月 末 まで
		その他の学校に通学（月12日以上、1日4時間以上のカリキュラム）		8	
8	不 存 在	死亡・離婚・未婚・行方不明・拘禁等		12	

(備考) ① 既に転職が決まっている方、または申込み後に転職等、就労状況が変わる場合は、必ず事前にご連絡ください。(就労先等の状況変化により指数が下がる、もしくは内定取消しとなる場合があります。) *追加書類の提出により、指数が増減する可能性があります。

② 育児休業で申込みの場合、入園月の月末までに育児休業から復職できないときは退園となります。また、復職せずに転職等で退職した場合は内定取消し、または退園となることがあります。育児休業から復職したら、2週間以内を目安に「復職証明書（区様式）」をご提出ください。

③ 「障害」は原則として障害者手帳等の取得状況等に基づき指数付けを行います。

“程度”とは、障害者手帳を取得していない方で、医師の診断書や意見書にその程度について障害種別及び級数または度数が明記されている場合をいいます。診断書内に「3級程度」等の記述が必要です。

④ 「介護」は、被介護者の年齢を問いません。被介護者が入園申込児童と別の方であれば対象となります。

◆ 調 整 指 数 表 （保護者及び児童個人に関わる調整指数）

※調整指数に該当することを証明する書類が提出された場合に適用し、重複して加算または減算するものとします。ただし1番～3番は重複して加算しません。
また12番と14番は重複して加算しません。

番号	条 件	指数
1	保護者が身体障害者手帳 1・2級 、愛の手帳（療育手帳） 1～3度 、精神障害者保健福祉手帳 1～3級 の1つに該当する場合、またはそれと同程度の障害があると認められる場合	備考 ① +3
2	保護者が聴覚若しくは言語に関して身体障害者手帳3級に該当する場合、またはそれと同程度の障害があると認められる場合	+2
3	保護者が入院または常時病臥・精神性疾病・感染症で居宅療養している場合 ＊保護者の事由が「疾病」または「障害」の場合に限る	+1
4	自営に該当する保護者（個人事業主、経営者、会社役員、親族が経営する会社で就労する場合、内職）で、就労証明書に法人番号の記載がなく、自営を証明する書類の提出がない場合	-4
5	申込児童が、身体障害者手帳 1・2級 （聴覚又は言語障害 1～3級 ）、愛の手帳（療育手帳） 1～3度 の1つに該当する場合、またはそれと同程度の障害があると認められる場合（ただし、江東区要支援児保育所等入所検討委員会において集団保育が可能と認められた場合に限る。）	備考 ① +1
6	保護者が保育士、または保育教諭として江東区内の認可保育園、認定こども園、小規模認可保育園、居宅訪問型保育、認証保育所、その他の認可外保育施設での就労が内定している場合、または就労していて、育児休業復職予定での申込みの場合	+1
7	生活保護を受給している世帯（ただし、求職中の場合は除く。）	+1
8	ひとり親世帯または父母不存在世帯（祖父母同居を含む）	+2
9	江東区内の卒園後の連携施設がない小規模認可保育園2歳児クラスの卒園に伴う、翌年度4月転園申込みの場合 ＊連携施設の整備状況により変更する場合があります。 以下の施設は、入園日時時点で卒園後の連携施設が既に整備されていることから、加算の対象外となります。 ◆「おうち保育園とよす」「おうち保育園しののめ」「たかもり保育園」「おうち保育園門前仲町」 「Kid's Patio 江東おひさま園」「もりのなかま保育園 亀戸園」「キャリア保育園にしおおじま」 「もりのなかま保育園 北砂園」「もりのなかま保育園 東砂園」「小鳩スマート保育所 冬木」	+3
10	◆南砂第五保育園2歳児クラスの卒園に伴う、翌年度4月転園申込みの場合 ◆江東区民（入園希望月の初日（初日が土日祝の場合は翌開庁日）までの転入予定者を除く。）が江東区以外の認可保育園等に在園している場合で、入園希望月から継続入園できない場合	+2
11	双生児以上の申込みの場合	各+1
12	指数基準日時時点で育児休業を取得しており、1歳児クラス以降に育児休業復職予定での申込みの場合 ＊調整指数14番とは重複しません。 ＊就労事由での申込みに限ります。	+2
13	希望する保育園等に利用希望月時点で兄弟姉妹が在園している場合	+2
14	江東区民が、申込児童を、居宅訪問型保育・認証保育所・認可外保育施設・定期利用保育・家庭福祉員・ベビーシッター（全国保育サービス協会に登録している事業所）または居宅訪問型認可外として都道府県等に届出を行っている方に有料（月12日以上で1日4時間以上の月極め）で預け、預け先の証明の提出がある場合（ただし、その時間帯に就労していることが常態である場合、または疾病・障害・介護・就学に該当している場合に限る。） ＊指数基準日までに江東区民として、申込みを行った方のみ対象とし、江東区に転入予定で申込む場合は対象外となります。 ＊親族に預けている場合は含みません。 ＊認可外保育施設は、国、都道府県または市区町村へ届出を行っている施設に限ります。 ＊育児休業を取得している場合、「就労していることが常態」とはいえないため、育児休業対象児童は加算の対象外となります。（育児休業対象児童以外の児童は、上記条件を満たせば加算対象となります。）	1人 +2 2人以上 各+3
15	育児休業（産前産後休暇）取得により一時退園した児童（育児休業対象児童を除く児童）が、下の子の育児休業復職予定として下の子と同時に再申込みする場合（再申込児童の下の子の調整は指数基準日（各月受付締切日）の前月までに一時退園した児童が、再申込みしている場合に限る。） ＊翌年度4月入園の申込みで調整指数の対象となるのは、その前年度の10月末までに退園した場合に限ります。 ＊育児休業を取得した職場に復職することが条件となります。	再 申 込 児 童 +5 再 申 込 児 童の下の子（弟・妹） +2
16	求職中の世帯の生計中心者が、申込み時より6か月以内に失業（解雇）・倒産により、緊急に生計を得るための就労を要する場合（離職票または離職証明書のコピー等、離職事由がわかる証明書の提出がある場合に限る。） ＊自己都合の退職は除く。	+1
17	区外居住者（入園希望月の初日（初日が土日祝の場合は翌開庁日）までの転入予定者を除く。）で勤務地が江東区内の場合	-4
18	兄弟姉妹が在園または卒園児であって、当該在園児等に係る保育料が指数基準日時点において、延3か月以上滞納している場合	-20

（備考）

- 1番、2番及び5番の“同程度の障害”とは、医師の診断書や意見書に障害種別及び級（度）数が明記されている場合に該当します。
- その他、児童虐待によりこどもの生命に危険がある場合や医療的ケアが必要な児童等、特に福祉事務所長が認める場合は加算を行います。

◆優先順位

◎利用指数(世帯基準指数と調整指数の合計)が同一の場合、次の順位による

順位	要 件
1	保護者が江東区民である場合 * 入園希望月の初日（初日が土日祝の場合は翌開庁日）までの転入予定者を含みます。
2	ひとり親世帯または父母不存在世帯
3	単身赴任世帯 （単身赴任や海外勤務等により、入園希望月から6か月を超えて継続して不在であることが、就労証明書で確認できる場合に限ります。（※1））
4	世帯基準指数の高い世帯（P.41の基準指数表のうち父母の合計指数）
5	江東区内の卒園後の連携施設がない小規模認可保育園2歳児クラスの卒園に伴う、翌年度4月転園申込みの場合 * 連携施設の整備状況により変更する場合があります。 以下の施設は、入園日時点で卒園後の連携施設が既に整備されていることから、優先の対象外となります。 ◆「おうち保育園とよす」「おうち保育園しのめ」「たかもり保育園」「おうち保育園門前仲町」 「Kid's Patio 江東おひさま園」「もりのなかま保育園 亀戸園」「キャリー保育園にしおおじま」 「もりのなかま保育園 北砂園」「もりのなかま保育園 東砂園」「小鳩スマート保育所 冬木」
6	◆南砂第五保育園2歳児クラスの卒園に伴う、翌年度4月転園申込みの場合 ◆江東区民（入園希望月の初日（初日が土日祝の場合は翌開庁日）までの転入予定者を除きます。）が江東区以外の保育園等に在園している場合で、入園希望月から継続要件がない場合
7	希望する保育園等に入園希望月時点で兄弟姉妹が在園している場合
8	保護者の事由が、障害・疾病・介護・災害のいずれかである場合
9	養育している児童（18歳未満）の人数の多い世帯 （児童の人数は、指数基準日時点で既に出生している人数とします。ただし、出生前申込みの場合は、当該出生前児童を人数に含めます。）
10	同居する65歳未満（入園希望月の対象年度の4月1日時点の年齢）の保育にあたることのできる祖父または祖母のいない世帯 * 別世帯であっても同一住所の場合は同居とみなします。
11	経済的困窮度の高い世帯（令和6年度の市区町村民税で判定します。） （令和6年1月1日時点で日本国内に住民登録がなく、給与支払証明書等の令和5年1月～12月の総所得金額が確認できる書類のご提出がない方や、申込書に記載の令和6年1月1日時点の住民登録地が事実と異なる場合又は未申告で住民税の確認ができない場合は、最高額で判定します。） （判定に際し、寄附金控除、配当控除、外国税控除、配当・譲渡割控除及び住宅取得控除等は税額控除が適用されません。）
12	江東区に引き続き居住している期間が長い世帯（保護者のどちらか長い期間を適用します。）

※1 自営の単身赴任の方は、保育支援課保育サービス係まで事前にお問い合わせください。

9 保育料

保育料は、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び江東区条例等の規定により、保育にかかる経費の一部を各家庭で負担していただくものです。保育料には、施設で提供される給食の費用も含まれています。

P.44～48の記載内容は、令和6年9月1日時点の内容を基に作成しています。今後区の条例改正等により内容が変更となる場合があります。

保育料の決定

- ◆保育料は、**保護者（父母ともに）の「市区町村民税所得割相当額」で算定**します。
 - ※祖父母と同居で、父母の令和6年度・令和7年度の市区町村民税が非課税の場合は、祖父母のうち、いずれか高い方の税額を保育料の算定に使用することがあります。
 - ※保育料の算定根拠となる市区町村民税額を更正したときは、保育支援課保育サービス係に申告した翌月から保育料を算定し直すことができます。
 - ※**保育料の算定に必要な資料の提出がない場合や税未申告の場合は最高額を適用**します。
- ◆保育料は月極めのため、毎月1日現在で在園している場合に、その月の保育料がかかります。**月の途中で退園しても1か月分の保育料がかかります。**
- ◆保育料を滞納した場合は、督促状・催告書が発行されるほか、就労先への給与調査や、地方税法の例により財産差押え等の滞納処分を行うことがありますので、必ず納期限内に納付してください。
- ◆令和7年度の保育料算定は、4月（令和6年度市区町村民税による）と9月（令和7年度市区町村民税による）に行われます。（4月：クラス年齢変更に伴う算定 9月：算定根拠となる課税年度の切り替えに伴う算定）
- ◆離婚、婚姻等で世帯に変更があった場合、事実が発生した翌月から保育料を算定し直します。

保育料の納付

<認可保育園>

- ◆**「口座振替払い」となります。**入園内定時に区から送付する「保育園保育料口座振替（自動払込）依頼書」で金融機関にお申込みください。手続きが完了した方には、振替開始月の20日過ぎに「口座振替開始のお知らせ」で通知します。
- ◆入園する月の前月末までに、口座振替手続きを済ませてください。
- ◆口座振替開始までの保育料は、納付書により、金融機関（銀行・ゆうちょ銀行等）やコンビニエンスストアで納付してください。（保育料決定時に、口座振替期日の過ぎた保育料を口座から引き落とすことはできませんので、保育料算定に必要な書類はお早めに提出してください。）
- ◆口座振替日・納期限は、毎月月末（金融機関休業日にあたる場合は翌営業日）となります。
- ◆残高不足等で保育料を口座から引き落とすことができなかった場合は、未納保育料として督促状を送付することになります。督促状が届き次第、金融機関（銀行・ゆうちょ銀行等）やコンビニエンスストアでお支払いください。

<認定こども園・小規模認可保育園・居宅訪問型保育>

保育料の納付方法については、入園内定後、施設に直接お問い合わせください。（区で徴収は行いません）

延長保育の保育料

- ◆認可保育園（区立）の月極延長保育料は、通常保育料と合わせて請求します。
- ◆認可保育園（区立）のスポット延長保育料は、別途納付書にてお支払いいただきます。（15分毎に100円）
- ◆認可保育園（公設民営・私立）、認定こども園、小規模認可保育園の月極延長保育料及びスポット延長保育料は、各施設で決定します。納付方法等、詳しくは各施設にお問い合わせください。（区で徴収は行いません）
- ◆江東区外の保育園等に在園している場合は、その施設または自治体に直接お問い合わせください。

保育料の無償化

保育園等に通う3歳児クラス以上の児童および住民税非課税世帯の児童の保育料はかかりません。

(注：2歳児クラスに在籍している児童が満3歳を迎えても、無料となるのは次年度4月からです。)

なお、無料となるのは月額保育料のみであり、月極延長保育料、スポット延長保育料及び各施設で実費徴収する費用(※)はかかります。

※おむつなどの現物や園服などです。具体的な内容は、事前に施設にお問い合わせをするか、入園内定後、各施設からの重要説明事項の中でご確認ください。

こどもが複数いる世帯の保育料

同一世帯に保護者が扶養するこども(年齢、同居の有無を問いませんが、扶養するこどもと世帯が別の場合は別途申請が必要)が2人以上いる場合の保育料は、第2子以降は無料となります。

ひとり親等世帯の負担軽減

ひとり親等世帯(※)のうち、市区町村民税の所得割相当額が77,101円未満(D5階層の途中)の世帯の場合、第1子の保育料は無料となります。

※ひとり親等世帯とは、母子(父子)世帯または在宅障害者(児)のいる世帯のことを言います。

保育料の減額と免除

保育料は減額または免除の事由に該当する場合、年度内1件の事由のみ、申請に基づき保育料が減額または免除になることがあります。減額または免除は、**申請があった月の翌月(翌月初日に申請された場合のみ申請月)から対象**となりますので、事由が発生した場合は、保育支援課保育サービス係まで直ちに申請してください。詳細は、区ホームページまたは在園ハンドブックをご覧ください。

※保育料の減額と免除については、個別のご案内をしておりません。ご自身でご確認のうえ、申請してください。

なお、事由に該当する場合でも、計算の結果、減額とならない場合があります。

減額の事由の例 * 年度内1件の適用

その年にこどもが生まれたとき

同一世帯内に、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳(療育手帳)1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持する者がいるとき

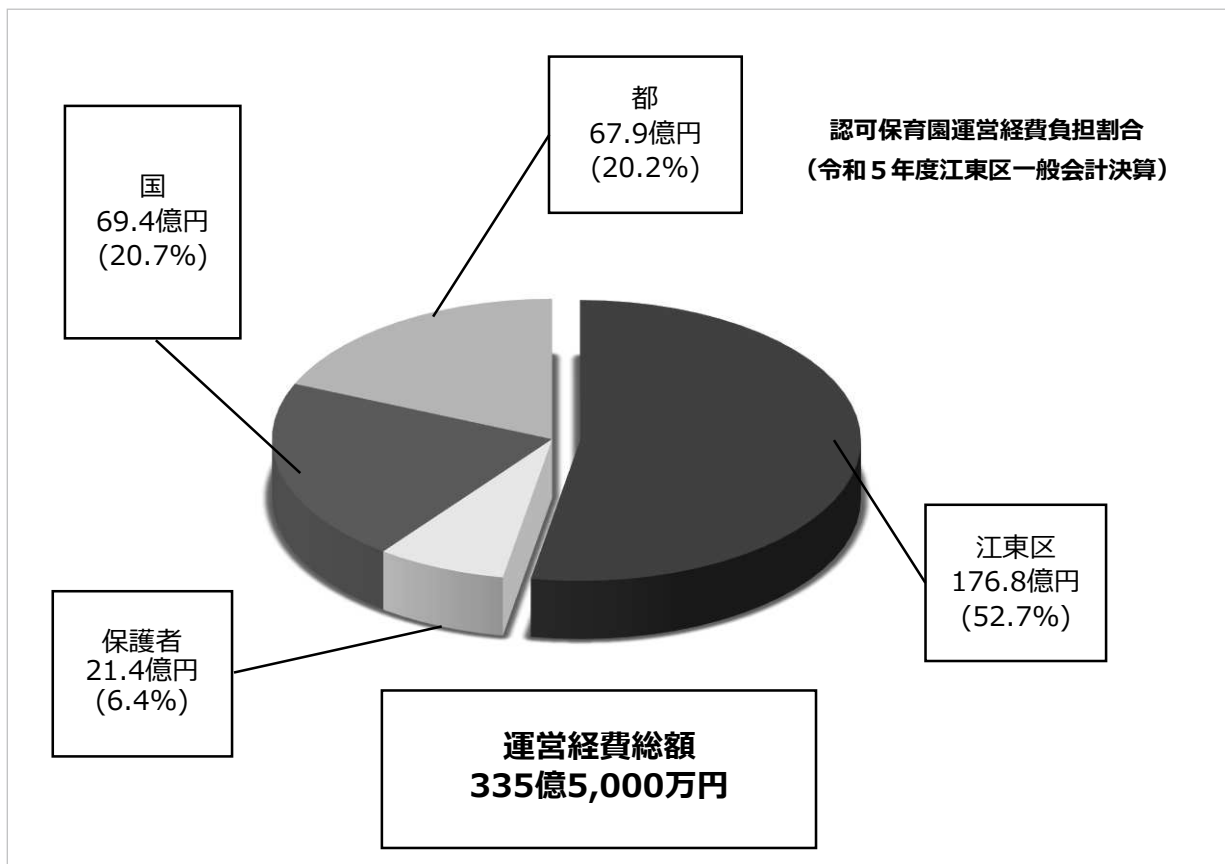
兄弟姉妹を幼稚園、認可外保育施設等に有料(月極め)で預けているとき



保育費用と経費

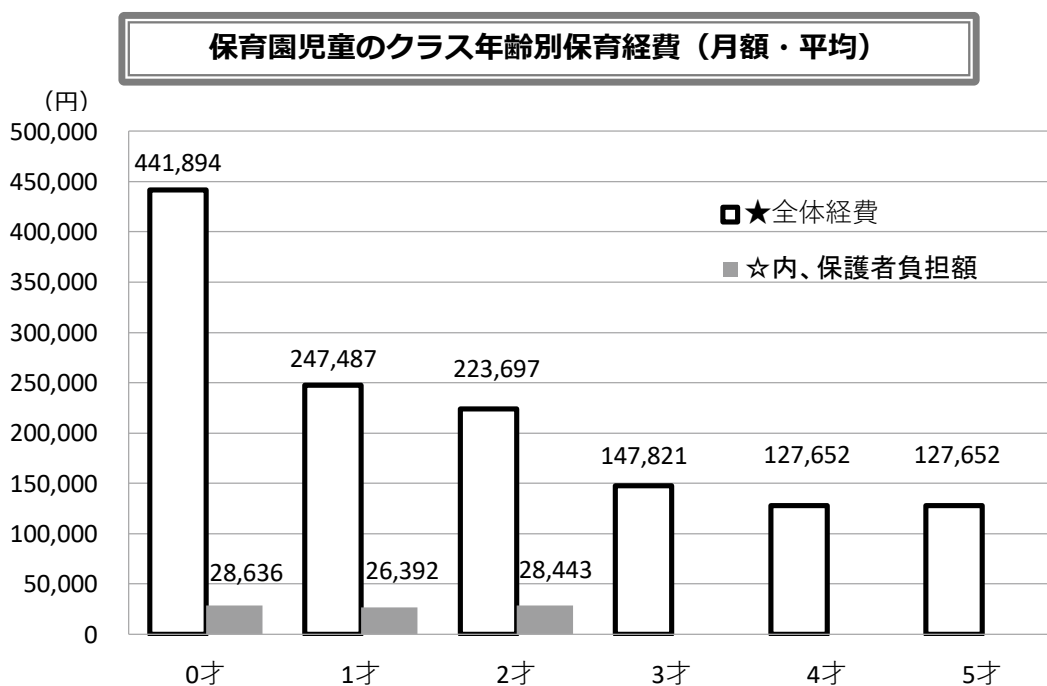
(1) 保育園の運営にかかる費用

保育園運営に必要な人件費をはじめ、給食費、園舎の維持管理などの経費は、保護者に負担していただく保育料、国・都の負担金や区民税等でまかっています。保育料による負担割合の現状は、6.4%となっています。



(2) 保育園児一人あたりの経費

令和5年度に保育園の児童一人あたりにかかった経費は、下のグラフのとおりです。



保育標準時間

保育料基準額表（令和7年度）

（単位：円）

世帯の階層区分			保育料（月額）				月額延長保育料(区立保育園) (備考7)		
階層	所得等の条件		0歳～2歳児クラス			3歳児クラス以上	～2歳児クラス	3歳児クラス	4歳・5歳児クラス
			第1子	第2子	第3子				
A (備考3)	生活保護世帯		0	第2子以降の保育料はかかりません。 (延長保育料を除く)	幼児3歳教育クラス保育以上の無償延長保育料は、除きません。	0	0	0	0
B (備考3)	A階層の世帯を除く	ひとり親等世帯 (備考4)	0			0	0	0	0
	市区町村民税非課税世帯	ひとり親等世帯以外	0			200	200	200	200
C1 (備考3)	A階層の世帯を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯		2,900						
C2 (備考3)	A階層の世帯を除く市区町村民税所得割額が7,000円未満相当の世帯	7,000円以上相当の世帯	3,400			700	700	700	700
C3 (備考3)		48,600円未満相当の世帯	4,100						
D1 (備考3)		48,600円以上相当の世帯	7,600						
D2 (備考3)		52,500円未満相当の世帯	9,300			1,000	1,000	1,000	1,000
D2 (備考3)		52,500円以上相当の世帯	9,300						
D3 (備考3)		60,000円未満相当の世帯	10,600						
D3 (備考3)		60,000円以上相当の世帯	17,500			1,700			
D4 (備考3)		75,000円未満相当の世帯	21,700			2,100	1,400	1,400	1,400
D4 (備考3)		75,000円以上相当の世帯	21,700			2,400			
D5 (備考3)		97,000円未満相当の世帯	24,400			2,600	1,600	1,600	1,600
D5 (備考3)		97,000円以上相当の世帯	26,800			2,900	1,700	1,700	1,700
D6 (備考3)		115,000円未満相当の世帯	29,000			3,100	2,000		
D6 (備考3)		115,000円以上相当の世帯	31,300			3,300	2,100		
D7 (備考3)		130,000円未満相当の世帯	33,200			3,500	2,300		
D7 (備考3)		130,000円以上相当の世帯	35,300			3,700	2,400		
D8 (備考3)		150,000円未満相当の世帯	37,100			3,900			
D8 (備考3)		150,000円以上相当の世帯	39,000			4,000			
D9 (備考3)		169,000円未満相当の世帯	40,600			4,200			
D9 (備考3)		169,000円以上相当の世帯	42,400			4,300			
D10 (備考3)		185,000円未満相当の世帯	43,800			4,500	2,500		
D10 (備考3)		185,000円以上相当の世帯	45,600			4,900			
D11 (備考3)		200,000円未満相当の世帯	49,400			5,500			
D11 (備考3)		200,000円以上相当の世帯	55,800			6,100			
D12 (備考3)		215,000円未満相当の世帯	61,200			6,500			
D12 (備考3)		215,000円以上相当の世帯	65,500			6,800			
D13 (備考3)		230,000円未満相当の世帯	68,800			7,200			
D13 (備考3)		230,000円以上相当の世帯	72,200			7,500	2,600	2,100	2,100
D14 (備考3)		245,000円未満相当の世帯	75,700			8,000			
D14 (備考3)		245,000円以上相当の世帯	80,400			8,500			
D15 (備考3)		260,000円未満相当の世帯	85,000						
D15 (備考3)		260,000円以上相当の世帯							

（備考）

- この表において保育料を算出する場合における市区町村民税は、4月分から8月分までの保育料にあっては令和6年度分とし、9月分から翌年3月分までの保育料にあっては令和7年度分とします。
- 保育料の算定に際し、寄附金控除、配当控除、外国税控除、配当・譲渡割控除及び住宅取得控除等適用されない税額控除があります。
- 原則として、同一世帯に保護者が扶養する児童が2人以上いる場合（年齢、同居の有無を問いませんが、扶養する児童と世帯が別の場合は別途申請が必要です）の第2子以降の保育料は無料となります。ただし、ひとり親等の世帯のうち、A～D5階層（所得割額77,101円未満まで）の場合、第1子の保育料も無料となります。
- B階層等におけるひとり親等世帯とは、母子（父子）世帯または在宅障害児（者）のいる世帯のことを言います。
- 保育料の減額及び免除は申請に基づき適用します。
- 保育料の算定に必要な資料の提出がない場合や税未申告の場合は、最高額を適用します。
- 延長保育料は1時間利用した場合の月額金額です。

保育短時間

保育料基準額表（令和7年度）

(単位:円)

世帯の階層区分			保育料（月額）				月額延長保育料(区立保育園)		
階層	所得等の条件		0歳～2歳児クラス			3歳児クラス以上	～2歳児クラス	3歳児クラス	4歳・5歳児クラス
			第1子	第2子	第3子				
A (備考3)	生活保護世帯		0						
B (備考3)	A階層の世帯を除く	ひとり親等世帯（備考4）	0						
	市区町村民税非課税世帯	ひとり親等世帯以外	0						
C1 (備考3)	A階層の世帯を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯		2,800						
C2 (備考3)	A階層の世帯を除く市区町村民税所得割額が	7,000円未満相当の世帯	3,300						
C3 (備考3)		7,000円以上相当の世帯 48,600円未満相当の世帯	4,000						
D1 (備考3)		48,600円以上相当の世帯 52,500円未満相当の世帯	7,400						
D2 (備考3)		52,500円以上相当の世帯 55,000円未満相当の世帯	9,200						
D3 (備考3)		55,000円以上相当の世帯 60,000円未満相当の世帯	10,400						
D4 (備考3)		60,000円以上相当の世帯 75,000円未満相当の世帯	17,100						
D5 (備考3)		75,000円以上相当の世帯 97,000円未満相当の世帯	21,200						
D6		97,000円以上相当の世帯 115,000円未満相当の世帯	23,900						
D7		115,000円以上相当の世帯 130,000円未満相当の世帯	26,400						
D8		130,000円以上相当の世帯 150,000円未満相当の世帯	28,400						
D9		150,000円以上相当の世帯 169,000円未満相当の世帯	30,600						
D10		169,000円以上相当の世帯 185,000円未満相当の世帯	32,600						
D11		185,000円以上相当の世帯 200,000円未満相当の世帯	34,500						
D12		200,000円以上相当の世帯 215,000円未満相当の世帯	36,300						
D13		215,000円以上相当の世帯 230,000円未満相当の世帯	38,300						
D14		230,000円以上相当の世帯 245,000円未満相当の世帯	39,800						
D15		245,000円以上相当の世帯 260,000円未満相当の世帯	41,600						
D16		260,000円以上相当の世帯 280,000円未満相当の世帯	43,100						
D17		280,000円以上相当の世帯 301,000円未満相当の世帯	44,900						
D18		301,000円以上相当の世帯 340,000円未満相当の世帯	48,500						
D19		340,000円以上相当の世帯 397,000円未満相当の世帯	54,800						
D20		397,000円以上相当の世帯 460,000円未満相当の世帯	60,100						
D21		460,000円以上相当の世帯 510,000円未満相当の世帯	64,400						
D22		510,000円以上相当の世帯 560,000円未満相当の世帯	67,600						
D23		560,000円以上相当の世帯 610,000円未満相当の世帯	70,900						
D24		610,000円以上相当の世帯 800,000円未満相当の世帯	74,400						
D25		800,000円以上相当の世帯 1,100,000円未満相当の世帯	79,100						
D26		1,100,000円以上相当の世帯	83,700						

延長保育（月極）は利用できません。

（備考）

- この表において保育料を算出する場合における市区町村民税は、4月分から8月分までの保育料にあっては令和6年度分とし、9月分から翌年3月分までの保育料にあっては令和7年度分とします。
- 保育料の算定に際し、寄附金控除、配当控除、外国税控除、配当・譲渡割控除及び住宅取得控除等適用されない税額控除があります。
- 原則として、同一世帯に保護者が扶養する児童が2人以上いる場合（年齢、同居の有無を問いませんが、扶養する児童と世帯が別の場合は別途申請が必要です）の第2子以降の保育料は無料となります。ただし、ひとり親等の世帯のうち、A～D5階層（所得割額77,101円未満まで）の場合、第1子の保育料も無料となります。
- B階層等におけるひとり親等世帯とは、母子（父子）世帯または在宅障害児（者）のいる世帯のことを言います。
- 保育料の減額及び免除は申請に基づき適用します。
- 保育料の算定に必要な資料の提出がない場合や税未申告の場合は、最高額を適用します。

10 区立保育園（公設民営含む）について

改築・改修計画

＜本項目に関するお問い合わせ先＞ 保育政策課施設管理係 TEL3647-9094（直通）

本区では、施設の老朽化に伴う改築（建て替え）や改修（リフォーム）工事を進めています。現在、改築・改修工事を計画している区立保育園（公設民営含む）についてお知らせします。記載の園は、改築に伴う移転、または改修工事期間中に仮設園舎で保育を実施しますので、ご注意ください。

各園の計画については、工事進捗等により変更となる可能性があります。

	保育園名	改築・改修の別	都営住宅等併設	年度					備考
				R6	R7	R8	R9	R10	
区立	辰巳第三	改築移転	○						辰巳団地の建て替えに伴い令和9年度末に改築移転予定。
	白河	改修							大規模改修に伴い、現在仮設園舎で保育を実施中。本園舎への移転は、令和6年度末を予定。
	大島第三	改修	○						大規模改修工事の実施期間及び仮設園舎建設場所は未定。
	亀高第二	改修	○						令和7年度から8年度に大規模改修工事の予定。砂町文化センター施設内の仮設園舎で保育を実施予定。
	南砂第三	改修	○						令和7年度から8年度に大規模改修工事の予定。南砂二丁目南公園内の仮設園舎で保育を実施予定。
公設民営	亀高	改修	○						大規模改修に伴い、現在仮設園舎で保育を実施中。本園舎への移転は、令和6年度末を予定。
	南砂第二	改修	○						大規模改修に伴い、現在仮設園舎で保育を実施中。本園舎への移転は、令和7年度始めを予定。

※上記は令和6年7月現在の情報です。深川一丁目保育園の大規模改修工事を検討中の他、今後の計画策定状況に応じて、対象園の追加等が発生する場合があります。

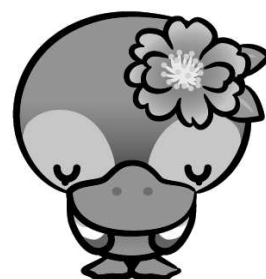
＜表の見方＞

・現園舎で保育→

・仮設園舎で保育→

※太枠内

・新園舎で保育→



区立保育園の民営化と今後の予定

＜本項目に関するお問い合わせ先＞ 保育政策課保育政策係 TEL3647-9638（直通）

江東区では、保育園の運営財源を確保しながらサービスアップを図っていくため、適切にアウトソーシング（事業の外部化）を進めることとしています。

この方針のもと実施した過去の民営化実績と、今後の民営化予定についてお知らせいたします。

なお、それぞれの保育園はこの制度導入後も区立としての位置付けを保ちます。

亀高第二保育園の0～2歳児クラスへ申し込まれる場合には、在園中に民営化することとなりますので、予定をご確認ください。

時期	保育園	運営事業者	実施事業
平成18年4月	豊洲	(福)景行会	0歳児保育、2時間延長保育、スポット延長保育
平成19年4月	毛利	(福)もろほし会	0歳児保育、2時間延長保育、スポット延長保育
平成20年4月	南砂第二	(福)わかみや福祉会	0歳児保育、2時間延長保育、スポット延長保育
平成22年4月	塩浜	(福)流山中央福祉会	0歳児保育、2時間延長保育、スポット延長保育 子育てサポート一時保育
	亀戸第四	(福)三樹会	0歳児保育、2時間延長保育、スポット延長保育
平成28年4月	小名木川	(福)流山中央福祉会	0歳児保育、2時間延長保育、スポット延長保育
平成29年4月	亀高	(福)光聖会	0歳児保育、2時間延長保育、スポット延長保育
平成30年4月	南砂第四	(株)日本保育サービス	0歳児保育、2時間延長保育、スポット延長保育
平成31年4月	大島第五	(株)日本保育サービス	0歳児保育、2時間延長保育、スポット延長保育
令和4年4月	辰巳第二	ミアヘルサ(株)	0歳児保育、2時間延長保育、スポット延長保育
令和6年4月	東砂第三	(株)ベネッセスタイルケア	0歳児保育、2時間延長保育、スポット延長保育
令和10年4月	亀高第二	未定	0歳児保育、2時間延長保育、スポット延長保育を予定

◆運営する事業者は、公募により事業者の園運営方針等の提案を受けて審査し、区長が指定管理者として決定します。

◆民営化する前年には、事業者の職員が保育園で引継ぎの合同保育を行います。



11 その他の保育事業

病児・病後児保育事業 ※事前に区役所へ登録の上、直接実施施設に利用申込みをしてください。

＜利用登録・お問い合わせ先＞ 保育支援課保育サービス係 TEL3647-4934（直通）

江東区に住所があり、保育園等または認可外（一部）の保育施設に通っている児童が、「病気」又は「病気の回復期等」により、普段通っている保育施設での集団保育を実施するのが困難である時期に、区が委託する実施施設（病児・病後児対応型、病後児対応型）で一時的に児童をお預かりします。各実施施設では、保育士及び看護師が児童の体調に合わせた保育を行います。ご利用いただくには、保育支援課保育サービス係へ事前の登録が必要です。登録申請は随時受け付けています。

実施施設	病後児保育室 「おひさま」	病児・病後児保育室 「こどもみらい大島」	病児保育室 「フローレンス豊洲」
	保育所併設型	医療機関併設型	医療機関連携型
住所	新砂3-3-11	大島6-1-4-112	豊洲5-5-1
運営	新砂保育園	こどもみらい大島 クリニック	認定NPO法人 フローレンス
定員	4名	10名	4名
預かり年齢	満1歳～就学前	満7か月～就学前	満6か月～就学前
開所日時	祝祭日・年末年始を除く 月～金の午前8時から午後6時	祝祭日・年末年始・休診日を除く 月～金の午前8時30分から午後6時	祝祭日・年末年始・休診日を除く 月～金の午前9時から午後6時
料金	1日1人2,000円		
備考	かかりつけ医を受診し「医師連絡票」の記入をしてもらってください。	「病気の急性期」でも施設の医師の判断により、受け入れ可能な場合があります。	

- ◆予約方法、お預かりできる症状や当日の持ち物等の詳細については、登録時にお送りするご案内をご確認ください。
- ◆上記の内容に変更がある場合は、区ホームページ（ホーム＞こども・教育＞子育て支援＞子育てサービス＞病児・病後児保育）にてお知らせしますので、ご確認ください。
- ◆令和6年度中に、深川地域と臨海地域に、新たに病児・病後児保育施設を整備する予定です。



休日保育事業

＜本項目に関するお問い合わせ先＞ 保育支援課保育サービス係 TEL3647-4934（直通）

日曜日・祝日に、保護者が就労のため自宅での保育ができない場合は、下記保育園でお子様をお預かりします。江東区在住の満1歳以上で、保護者の就労により家庭での保育が困難である場合等、利用要件を全て満たす方がご利用いただけます。

なお、ご利用いただくには、実施施設にて事前登録と利用申込みが必要です。詳細については、区ホームページ等でご案内しております『休日保育のしおり』をご覧ください。

実施施設	さくらさくみらい 新東陽	ポピンズナーサリースクール 亀戸	豊洲枝川さくらんぼ保育園
住所	東陽2-4-39 1・2階	亀戸6-31-1	枝川1-2-9
事業者	株式会社さくらさくみらい	株式会社ポピンズエデュケア	社会福祉法人誠高会
実施日	日曜日・祝日（12月29日～1月3日を除く）		
開所時間	7:30～18:30		7:00～18:00
定員	各園10名		
利用要件	下記の要件を全て満たす方 ◆満1歳以上 ◆江東区内在住 ◆日曜日、祝日に保育を必要としていること ◆江東区内の認可保育園、認定こども園、小規模認可保育園、居宅訪問型保育、定期利用保育、認証保育所、家庭福祉員のいずれかを利用していること ◆保育の必要性の認定（教育・保育給付認定もしくは施設等利用給付認定）を受けていること ◆保護者の就労により家庭での保育が困難であること		

上記の内容に変更がある場合は、区ホームページ（ホーム＞こども・教育＞保育園・保育施設＞保育園等の申込をされる方へ＞休日保育事業）にてお知らせしますので、ご確認ください。



保育施設定員一覧表（クラス年齢はP.2を参照）※各施設の概要は区ホームページに掲載しています。

注意事項

- ◆年齢別の数は定員であり、募集人数ではありません。募集人数は区ホームページにてご確認ください。5月以降は欠員補充の募集になります。
- ◆本園・分園のある施設についてはP.30をご確認ください。
- ◆0歳児欄の記号は、延長保育の受入年齢です。無印＝1歳児クラスから、●＝満1歳から、★＝月齢を問わず0歳児クラスからとなります。
- ◆延長保育の定員について、区立認可保育園は南砂第五を除いて20名（南砂第五は10名）です。公設民営・私立認可保育園、認定こども園、小規模認可保育園については、各施設に直接お問い合わせください。
- ◆小規模認可保育園の連携園について、同じ数字同士が小規模認可とその園の連携先の認可保育園の組み合わせとなります。（P.31参照）
（例）①→たかもり保育園（小規模認可）、①→太陽の子 森下三丁目保育園（連携先）
①～⑩のうち、小規模認可保育園については卒園後の連携があり、2歳児クラスで卒園後、同じ番号の連携施設に通園できます。
①～⑥のうち、小規模認可保育園については卒園後の連携はなく、P.42「調整指数9番」、P.43「優先順位5番」の対象となります。
- ◆開所時間E・F以外の施設は、月曜日から土曜日まで開所しています。（休日・祝日・年末年始は除く）

開 所 時 間	A	7:15～18:15（18:15～19:15の延長あり）	C	7:30～18:30
	AⅡ	7:15～18:15（18:15～20:15の延長あり）	D	7:00～18:00（18:00～19:00の延長あり）
	B	7:30～18:30（18:30～19:30の延長あり）	DⅡ	7:00～18:00（18:00～20:00の延長あり）
	BⅡ	7:30～18:30（18:30～20:30の延長あり）		
	E	7:30～18:30（18:30～19:30の延長あり）ただし、土曜保育は行いません。クラス年齢は2歳児クラスまでとなります。		
	F	7:30～18:30 ただし、土曜保育は行いません。クラス年齢は2歳児クラスまでとなります。		

※1 ワークスコープ新大橋のびっこ保育園（分園）、森下保育園、グローバルキッズ森下五丁目園、グローバルキッズ平野園、子供の村保育園、

ナーサリールームベリーベアー深川冬木は一部定員の変更がありました。

※2 白河保育園は大規模改修に伴い、現在仮設園舎（白河1-5-4）で保育を行っています。令和6年度末に本園舎に移転予定です。（P.49参照）

※3 令和7年4月開所施設の定員等については、令和6年9月1日現在の予定情報のため、変更となる場合があります。

区＝区立 公＝公設民営 私＝私立 小A＝小規模認可（A型） 認＝認定こども園（幼保連携型） 地＝認定こども園（地方裁量型）（令和6年9月1日現在）

地 区	施 設 名	施設コード	所 在 地	電 話	定 員							入園可能年齢 （月齢）	開所 時間	小規模 連携園	MAP 番号
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計				
白 河	おはよう保育園 清澄白河	私 2 0 0 7 7 0	清澄1-7-12	6240-3215	★ 6	10	11	11	11	11	60	57日～	B		1
	ういず清澄白河駅前	私 2 0 0 3 6 0	清澄3-10-5	6458-5016	● 6	10	12	14	14	14	70	57日～	DⅡ		2
	ワークスコープ 新大橋のびっこ（本園）	私 2 0 0 9 1 0	新大橋2-17-9 1階	5625-2205		8	10				18	1歳～	B		3
	ワークスコープ 新大橋のびっこ（分園）※1	私 2 0 0 9 1 5	新大橋3-16-4 1・2階	6240-2670				10	10	13	33	3歳～	B		4
	ゆめの森	私 2 0 0 6 8 0	森下1-2-2	6666-9088	● 6	11	11	11	11	11	61	57日～	BⅡ		5
	太陽の子 森下三丁目	私 2 0 0 9 4 0	森下3-5-26	6659-3621	★ 5	10	11	18	18	18	80	57日～	BⅡ	①	6
	神愛	私 2 0 0 0 1 0	森下3-10-7	3633-1580	● 9	11	15	15	15	15	80	57日～	A		7
	森下※1	区 1 0 0 0 1 0	森下3-14-6	3635-1537		16	20	21	24	24	105	1歳～	B		8
	あゆみ	私 2 0 0 5 0 0	森下3-18-10	5625-2030		8	8	10	10	10	46	1歳～	BⅡ		9
	グローバルキッズ 深川森下園（本園）	私 2 0 0 3 7 0	森下4-10-8 2・3階	3635-1666	★ 4	7	8	17	17	17	70	57日～	BⅡ		10
	グローバルキッズ 深川森下園（分園）	私 2 0 0 3 7 5	高橋2-4	3632-1755	★ 5	7	8				20	57日～	BⅡ		11
	グローバルキッズ森下五丁目園※1	私 2 0 1 1 2 0	森下5-11-2	6659-6855		10	12	12	13	14	61	1歳～	BⅡ		12
	グローバルキッズ平野園※1	私 2 0 1 1 3 0	平野1-3-10	5809-8872		10	11	12	13	14	60	1歳～	BⅡ		13
	さくらさくみらい 三好	私 2 0 1 1 4 0	三好2-6-11	5875-9839		10	12	14	14	14	64	1歳～	BⅡ		14
	アンジェリカ白河	私 2 0 1 2 0 0	三好3-2-11	5621-7007		10	12	13	13	13	61	1歳～	BⅡ		15
	白河※2	区 1 0 0 0 2 0	白河1-7-1	3641-1198		10	12	18	19	19	97	57日～	B		16
	白河かもめ	公 1 0 0 4 2 0	白河1-5-1-101	3643-7671		9	12	14	18	18	89	57日～	BⅡ		17
	グローバルキッズ白河一丁目園	私 2 0 0 7 8 0	白河1-7-5 1階	3641-6767	★ 8	9	9	9	9	9	53	57日～	BⅡ		18
	グローバルキッズ清澄白河園	私 2 0 0 7 9 0	白河3-1-11	5809-8473	★ 6	15	15	15	15	15	81	57日～	BⅡ		19
	子供の村※1	私 2 0 0 0 2 0	白河3-3-6	3641-1022		12	12	12	12	14	62	1歳～	AⅡ		20
	小鳩保育園 清澄白河	私 2 0 0 5 5 0	白河3-10-8 1～3階	3630-5810		10	10	10	10	10	50	1歳～	DⅡ	①	21
	まなびの森保育園白河	私 2 0 0 8 0 0	白河4-9-2	6240-3043		30	32	36	36	36	170	1歳～	BⅡ		22
	さんいく保育園清澄白河	私 2 0 0 2 9 0	白河4-9-25 2階	3643-0319	● 9	16	20	20	20	20	105	57日～	DⅡ		23
	たかもり	小A 2 1 0 1 2 0	高橋6-4	5600-2160		6	6				12	1歳～	E	①	24
富 岡	（仮称）小鳩保育園 永代※3	私 2 0 1 3 8 0	永代1-12-5-101	令和7年4月開所	★ 5	7	7	7	7	7	40	57日～	DⅡ		25
	深川一丁目	区 1 0 0 0 3 0	深川1-6-15-101	3643-4845		12	16	17	17	18	80	1歳～	B		26
	おうち保育園門前仲町	小A 2 1 0 0 3 0	深川2-16-10	6240-3955		4	4	4			12	57日～	B	②	27
	ナーサリールーム ベリーベアー深川冬木※1	私 2 0 0 5 6 0	冬木1-5	5875-8628		12	28	40	50	50	230	57日～	BⅡ		28
	もんなかほうゆう	私 2 0 1 2 1 0	冬木11-17 1・2階	3820-1201		5	8	10	11	11	45	1歳～	DⅡ		29
	まこと	私 2 0 0 0 3 0	冬木16-7	3641-1428	● 12	15	18	18	18	18	99	57日～	A		30
	小鳩スマート保育所 冬木	小A 2 1 0 0 6 0	冬木22-24	6458-5404	★ 5	7	7				19	57日～	B	③	31
	富岡クロバー	私 2 0 1 1 9 0	富岡1-4-10 1階	6458-8322	★ 3	7	7	7	8	8	40	57日～	AⅡ		32
	アスクもんなか	私 2 0 0 2 1 0	富岡1-14-17	5621-7511	★ 12	15	15	16	16	16	90	57日～	BⅡ		33
	コスモス江東富岡	私 2 0 1 3 3 0	富岡2-9-11 3階	6458-8812		13	15	17	17	17	79	1歳～	BⅡ		34
	木下の保育園 富岡	私 2 0 0 2 7 0	富岡2-11-6 1階	3820-7441	★ 6	12	15	15	15	15	78	57日～	BⅡ		35
	さくらさくみらい 富岡	私 2 0 0 9 5 0	富岡2-11-14	5809-9239		5	8	10	15	15	68	57日～	BⅡ	②	36
	古石場	区 1 0 0 0 4 0	古石場2-14-1-102	3643-0593		15	18	23	23	23	125	57日～	B		37
	太陽の子 越中島	私 2 0 1 2 2 0	越中島2-1-30 4階	5809-8239		10	12	14	14	14	64	1歳～	BⅡ		38
	ポピンズナーサリースクール越中島	私 2 0 0 8 1 0	越中島2-1-32 1階	5875-8030		10	10	10	10	10	50	1歳～	BⅡ		39

注意事項

- ◆年齢別数は定員であり、募集人数ではありません。募集人数は区ホームページにてご確認ください。5月以降は欠員補充の募集になります。
- ◆本園・分園のある施設についてはP.30をご確認ください。
- ◆0歳児欄の記号は、延長保育の受入年齢です。無印＝1歳児クラスから、●＝満1歳から、★＝月齢を問わず0歳児クラスからとなります。
- ◆延長保育の定員について、区立認可保育園は南砂第五を除いて20名（南砂第五は10名）です。公設民営・私立認可保育園、認定こども園、小規模認可保育園については、各施設に直接お問い合わせください。
- ◆小規模認可保育園の連携園について、同じ数字同士が小規模認可とその園の連携先の認可保育園の組み合わせとなります。（P.31参照）
（例）①→たかもり保育園（小規模認可）、①→太陽の子 森下三丁目保育園（連携先）
①～⑩のうち、小規模認可保育園については卒園後の連携があり、2歳児クラスで卒園後、同じ番号の連携施設に通園できます。
①～⑧のうち、小規模認可保育園については卒園後の連携はなく、P.42「調整指数9番」、P.43「優先順位5番」の対象となります。
- ◆開所時間E・F以外の施設は、月曜日から土曜日まで開所しています。（休日・祝日・年末年始は除く）

開 所 時 間	A	7:15～18:15（18:15～19:15の延長あり）	C	7:30～18:30
	AⅡ	7:15～18:15（18:15～20:15の延長あり）	D	7:00～18:00（18:00～19:00の延長あり）
	B	7:30～18:30（18:30～19:30の延長あり）	DⅡ	7:00～18:00（18:00～20:00の延長あり）
	BⅡ	7:30～18:30（18:30～20:30の延長あり）		
	E	7:30～18:30（18:30～19:30の延長あり）ただし、土曜保育は行いません。クラス年齢は2歳児クラスまでとなります。		
	F	7:30～18:30 ただし、土曜保育は行いません。クラス年齢は2歳児クラスまでとなります。		

※1 アゼリヤ保育園は一部定員の変更がありました。

区＝区立 公＝公設民営 私＝私立 小A＝小規模認可（A型） 認＝認定こども園（幼保連携型） 地＝認定こども園（地方裁量型） （令和6年9月1日現在）

地 区	施 設 名		施設コード	所 在 地	電 話	定 員							入園可能年齢 （月齢）	開所 時間	小規模 連携園	MAP 番号
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計				
小 松 橋	チェリッシュナーサリースクール木場	私	2 0 1 2 6 0	千石1-3-26	6666-6505		15	17	19	19	19	89	1歳～	B	②	40
	小規模保育室ラッキーココナツ	小A	2 1 0 0 9 0	千石2-8-4 1階	3699-0808	5	5	6				16	57日～	F	⑤	41
	キッズスマイル江東千石	私	2 0 1 1 7 0	千石2-10-6 2階	6666-7846		10	12	15	15	15	67	1歳～	BⅡ		42
	文化教養学園	地	2 0 6 0 1 0	石島6-7	3647-0166	9	10	10	15	15	15	74	57日～	DⅡ		43
	AIAI NURSERY 千田	私	2 0 1 3 7 0	千田18-8	6458-7937		12	14	14	14	14	68	1歳～	BⅡ		44
	千田	公	1 0 0 4 7 0	千田22-8	5683-1266	6	15	18	20	20	21	100	57日～	BⅡ	④	45
	保育園ミルキーウェイ清澄白河園	私	2 0 1 2 7 0	扇橋1-15-3 1階	6666-6766		8	10	11	11	11	51	1歳～	BⅡ		46
	マミー保育園扇橋	私	2 0 0 9 6 0	扇橋1-21-5 1・2階	6666-2173		16	16	16	16	16	80	1歳～	BⅡ		47
	まかな	小A	2 1 0 0 8 0	扇橋2-24-1	6810-5508		9	10				19	1歳～	B	④	48
	アソシエ住吉扇橋	私	2 0 1 2 8 0	扇橋3-15-2	6666-6811		10	12	15	15	15	67	1歳～	AⅡ	⑤	49
	猿江	公	1 0 0 4 1 0	猿江1-8-10	3631-7315	6	7	9	13	13	13	61	57日～	B		50
	キッズスマイル江東猿江	私	2 0 0 8 2 0	猿江2-6-3	6240-2181	★	6	10	14	14	14	72	57日～	BⅡ		51
	スマイルクラブナーサリー住吉	小A	2 1 0 0 5 0	猿江2-16-5 1階	5625-3600	★	6	6	7			19	57日～	E	⑤	52
	グローバルキッズ住吉園	私	2 0 0 6 0 0	住吉1-7-8	3631-8011	★	6	7	10	13	13	62	57日～	BⅡ		53
	キッズフィールド住吉駅前園	小A	2 1 0 1 7 0	住吉2-8-9 1階	5669-0355	★	3	4	5			12	57日～	D	②	54
	めばえ	私	2 0 0 0 5 0	住吉2-25-9	3634-0166	9	20	22	24	25	25	125	57日～	A		55
	毛利	公	1 0 0 4 4 0	毛利2-1-14	3631-0692	9	12	15	24	27	30	117	57日～	BⅡ		56
東 陽	アゼリヤ※1	私	2 0 0 0 6 0	木場1-3-5	3645-0484	6	9	13	16	16	16	76	4か月～	A		57
	スマイルクラブナーサリー木場	私	2 0 0 6 1 0	木場1-4-5 2階	5665-5033	★	6	8	8	8	8	46	57日～	B	⑤	58
	さくらさくみらい 木場	私	2 0 1 2 9 0	木場1-4-7	6659-8039		10	12	14	14	14	64	1歳～	BⅡ		59
	タムスわんぱく保育園木場	私	2 0 1 1 8 0	木場2-13-17	5809-8510		10	12	20	20	20	82	1歳～	AⅡ	③	60
	MIWA木場公園	私	2 0 0 7 0 0	木場4-1-65	5646-8355	★	6	20	26	26	26	130	57日～	BⅡ		61
	グレース	私	2 0 0 4 6 0	木場5-8-3 1～3階	5245-6006	6	12	12	12	12	12	66	57日～	D		62
	スターチス（分園）	私	2 0 0 6 2 5	木場5-11-15 3階	5809-9969				15	15	15	45	3歳～	B		63
	スターチス（本園）	私	2 0 0 6 2 0	東陽3-27-32 3階	6666-3883	6	15	15				36	4か月～	B		64
	マミー保育園東陽町	私	2 0 0 6 3 0	東陽2-2-14	3699-8201		17	23	27	27	27	121	1歳～	BⅡ		65
	さくらさくみらい 東陽二丁目	私	2 0 0 9 7 0	東陽2-4-8 1・2階	6666-5739		5	7	12	12	12	48	1歳～	BⅡ		66
	さくらさくみらい 新東陽	私	2 0 1 3 0 0	東陽2-4-39 1・2階	6666-4039	6	10	12	15	15	15	73	57日～	BⅡ		67
	ほっぺるランド東陽町	私	2 0 0 3 8 0	東陽2-4-46 2階	5635-6608	★	6	16	18	20	20	100	57日～	BⅡ		68
	東陽	区	1 0 0 1 4 0	東陽3-22-1-101	3647-8458	10	14	17	24	27	30	122	57日～	B		69
	デンダーラビング保育園東陽	私	2 0 0 3 9 0	東陽3-23-21 1階	6458-7631	★	6	16	18	20	20	100	57日～	BⅡ		70
	さくらさくみらい 東陽町	私	2 0 0 9 8 0	東陽5-28-8 1・2階	6666-6539	6	9	9	14	14	14	66	57日～	BⅡ	④	71
	Kid's Patio 江東おひさま園	小A	2 2 0 0 1 0	東陽5-31-21 1階	5606-8785	4	4	4				12	57日～	F	④	72

注意事項

- ◆年齢別の数は定員であり、募集人数ではありません。募集人数は区ホームページにてご確認ください。5月以降は欠員補充の募集になります。
- ◆本園・分園のある施設についてはP.30、サテライト保育についてはP.32をご確認ください。
- ◆0歳児欄の記号は、延長保育の受入年齢です。無印＝1歳児クラスから、●＝満1歳から、★＝月齢を問わず0歳児クラスからとなります。
- ◆延長保育の定員について、区立認可保育園は南砂第五を除いて20名（南砂第五は10名）です。公設民営・私立認可保育園、認定こども園、小規模認可保育園については、各施設に直接お問い合わせください。
- ◆小規模認可保育園の連携園について、同じ数字同士が小規模認可とその園の連携先の認可保育園の組み合わせとなります。（P.31参照）
（例）①→たかもり保育園（小規模認可）、①→太陽の子 森下三丁目保育園（連携先）
①～⑩のうち、小規模認可保育園については卒園後の連携があり、2歳児クラスで卒園後、同じ番号の連携施設に通園できます。
①～⑧のうち、小規模認可保育園については卒園後の連携はなく、P.42「調整指数9番」、P.43「優先順位5番」の対象となります。
- ◆開所時間E・F以外の施設は、月曜日から土曜日まで開所しています。（休日・祝日・年末年始は除く）

開 所 時 間	A	7:15～18:15（18:15～19:15の延長あり）	C	7:30～18:30
	AⅡ	7:15～18:15（18:15～20:15の延長あり）	D	7:00～18:00（18:00～19:00の延長あり）
	B	7:30～18:30（18:30～19:30の延長あり）	DⅡ	7:00～18:00（18:00～20:00の延長あり）
	BⅡ	7:30～18:30（18:30～20:30の延長あり）		
	E	7:30～18:30（18:30～19:30の延長あり）ただし、土曜保育は行いません。クラス年齢は2歳児クラスまでとなります。		
	F	7:30～18:30 ただし、土曜保育は行いません。クラス年齢は2歳児クラスまでとなります。		

- ※1 グローバルキッズ豊洲園、江東湾岸サテライトナーサリースクール（本園）は一部定員の変更がありました。
- ※2 TKチルドレンズファーム豊洲校、TKチルドレンズファーム豊洲第二校で土曜日の保育を希望する場合、どちらかの保育園を拠点園として
合同で保育を実施します。そのため、拠点園へ直接送迎する必要があります。詳細については保育園へお問い合わせください。
- ※3 蓮美幼児学園とよすナーサリーと蓮美幼児学園第2とよすナーサリーで土曜日の保育を希望する場合、どちらかの保育園を拠点園として
合同で保育を実施します。そのため、拠点園へ直接送迎する必要があります。詳細については保育園へお問い合わせください。
- ※4 令和7年度より、「キッズポケット豊洲保育園」から園名を変更し、「（仮称）スマイスセレソン豊洲保育園」となります。

区＝区立 公＝公設民営 私＝私立 小A＝小規模認可（A型） 認＝認定こども園（幼保連携型） 地＝認定こども園（地方裁量型） （令和6年9月1日現在）

地 区	施 設 名		施設コード	所 在 地	電 話	定 員							入園可能年齢 （月齢）	開所 時間	小規模 連携園	MAP 番号
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計				
豊 洲 ①	塩浜	公	1 0 0 4 6 0	塩浜1-3-10	3647-0480	11	17	24	25	26	26	129	57日～	BⅡ		73
	聖華しおかぜ	私	2 0 0 4 2 0	塩浜1-4-46	5632-8771	●	6	20	22	24	24	120	57日～	BⅡ		74
	LIFE SCHOOL塩浜こどものいえ	私	2 0 0 8 3 0	塩浜2-6-2	6666-5444	●	6	14	15	15	15	80	57日～	BⅡ		75
	塩崎	区	1 0 0 0 6 0	塩浜2-6-3	3645-6014	11	20	24	24	24	24	127	57日～	B		76
	キッズスマイル江東塩浜	私	2 0 1 1 5 0	塩浜2-14-5	6458-7637		15	18	20	20	20	93	1歳～	BⅡ		77
	豊洲枝川さくらんぼ	私	2 0 1 2 3 0	枝川1-2-9	6458-4850	★	6	16	18	20	20	100	4か月～	DⅡ		78
	深川愛隣	私	2 0 0 0 4 0	枝川2-25-10	3645-9900		15	20	20	20	20	95	1歳～	A		79
	愛隣シャローム	私	2 0 0 2 2 0	枝川3-6-15	3645-5858	9	15	18	19	19	19	99	57日～	AⅡ		80
	MIWAシンフォニア	私	2 0 0 1 9 0	豊洲2-5-3-101	5547-0083	★	9	18	23	23	24	120	57日～	AⅡ		81
	ミアヘルサ保育園ゆらりん豊洲フロント	私	2 0 1 3 4 0	豊洲3-2-20-106	6204-2588	●	3	9	12	12	12	60	57日～	BⅡ		82
	TKチルドレンズファーム豊洲校※2	私	2 0 0 5 7 0	豊洲3-4-8 2階	6802-7081	★	6	8	9	9	9	50	57日～	BⅡ		83
	TKチルドレンズファーム豊洲第二校※2	私	2 0 0 6 9 0	豊洲3-4-8 2階	5547-4431	★	6	7	8	8	8	45	57日～	BⅡ		84
	蓮美幼児学園とよすナーサリー※3	私	2 0 0 1 6 0	豊洲3-5-21-102	3534-4152	★	12	20	24	26	26	134	57日～	DⅡ		85
	蓮美幼児学園第2とよすナーサリー※3	私	2 0 0 2 3 0	豊洲3-5-3 1階	3532-4152		15	18	18	18	18	87	1歳～	DⅡ		86
	アスク豊洲	私	2 0 0 5 2 0	豊洲3-6-8 1階	5560-0220	★	6	10	11	11	11	60	57日～	BⅡ		87
	さくらさくみらい 豊洲	私	2 0 0 9 9 0	豊洲4-1-8 1～4階	6204-9239	6	8	10	15	15	15	69	57日～	BⅡ	⑤	88
	ミアヘルサ保育園ひびき豊洲	私	2 0 0 3 4 0	豊洲4-1-24	6204-9771	★	9	20	22	23	23	120	57日～	BⅡ		89
	豊洲	公	1 0 0 4 3 0	豊洲4-5-8	3533-5427	●	10	16	20	26	29	130	57日～	BⅡ		90
	ミアヘルサ保育園ゆらりん豊四	私	2 0 0 1 8 0	豊洲4-10-1-106	3532-1044	★	6	12	12	15	15	75	57日～	BⅡ		91
	おうち保育園とよす	小A	2 1 0 0 1 0	豊洲4-10-4-106	5534-8824	4	4	4				12	57日～	B	⑤	92
	ひまわりキッズガーデン豊洲	私	2 0 0 1 7 0	豊洲4-11-20-138	3532-4131	★	6	13	18	18	18	91	57日～	AⅡ		93
	グローバルキッズ豊洲園※1	私	2 0 1 2 4 0	豊洲5-1-26	6910-1077	★	6	40	42	44	44	220	57日～	BⅡ		94
	江東湾岸サテライト ナーサリースクール（分園） 豊洲キャンパス	私	2 0 0 4 0 5	豊洲5-5-1-101	5547-4288	●	9	30				39	57日～	DⅡ		95
	江東湾岸サテライト ナーサリースクール（本園） 有明キャンパス※1	私	2 0 0 4 0 0	有明3-7-26 3階	6457-2707	●	6	15	45	50	53	239	57日～	DⅡ		96
	（仮称）スマイスセレソン豊洲※4	私	2 0 0 3 5 0	豊洲5-5-25	6204-9778	★	9	13	13	14	14	77	57日～	BⅡ		97
	グローバルキッズ豊洲五丁目	私	2 0 0 5 8 0	豊洲5-6-29	5166-9888		16	18	19	19	19	91	1歳～	BⅡ		98
	アイグラン保育園豊洲	私	2 0 0 5 1 0	豊洲5-6-52 1階	6204-2205	★	6	9	10	10	10	55	57日～	AⅡ		99
	小学館アカデミーしんとよす	私	2 0 0 4 3 0	豊洲6-2-10	3536-1700	★	9	42	42	50	50	243	57日～	AⅡ		100
	豊洲めぐみこども園	認	2 0 5 0 2 0	豊洲6-2-30	5547-9008	9	15	16	20	20	20	100	57日～	B		101

注意事項

- ◆年齢別の数は定員であり、募集人数ではありません。募集人数は区ホームページにてご確認ください。5月以降は欠員補充の募集になります。
- ◆本園・分園のある施設についてはP.30、サテライト保育についてはP.32をご確認ください。
- ◆0歳児欄の記号は、延長保育の受入年齢です。無印=1歳児クラスから、●=満1歳から、★=月齢を問わず0歳児クラスからとなります。
- ◆延長保育の定員について、区立認可保育園は南砂第五を除いて20名（南砂第五は10名）です。公設民営・私立認可保育園、認定こども園、小規模認可保育園については、各施設に直接お問い合わせください。
- ◆小規模認可保育園の連携園について、同じ数字同士が小規模認可とその園の連携先の認可保育園の組み合わせとなります。（P.31参照）
（例）①→たかもり保育園（小規模認可）、①→太陽の子 森下三丁目保育園（連携先）
①～⑩のうち、小規模認可保育園については卒園後の連携があり、2歳児クラスで卒園後、同じ番号の連携施設に通園できます。
①～③のうち、小規模認可保育園については卒園後の連携はなく、P.42「調整指数9番」、P.43「優先順位5番」の対象となります。
- ◆開所時間E・F以外の施設は、月曜日から土曜日まで開所しています。（休日・祝日・年末年始は除く）

開 所 時 間	A	7:15～18:15（18:15～19:15の延長あり）	C	7:30～18:30
	AⅡ	7:15～18:15（18:15～20:15の延長あり）	D	7:00～18:00（18:00～19:00の延長あり）
	B	7:30～18:30（18:30～19:30の延長あり）	DⅡ	7:00～18:00（18:00～20:00の延長あり）
	BⅡ	7:30～18:30（18:30～20:30の延長あり）		
	E	7:30～18:30（18:30～19:30の延長あり）ただし、土曜保育は行いません。クラス年齢は2歳児クラスまでとなります。		
	F	7:30～18:30 ただし、土曜保育は行いません。クラス年齢は2歳児クラスまでとなります。		

- ※1 東雲保育園、YMCAオリーブ、江東湾岸サテライトスマートナーサリースクール（本園）、グローバルキッズしのめ園、ナーサリールームベリーベアー東雲、さんいく保育園有明、潮見保育園は一部定員の変更がありました。
- ※2 おうち保育園しのめに入園し、土曜保育を希望する場合は、連携園「みんなの未来をつくる保育園東雲」に送迎が必要です。
- ※3 辰巳第三保育園は一部定員の変更がありました。また、改築移転を予定しています。（P.49参照）
- ※4 ひまわりキッズガーデン有明とひまわりキッズガーデン有明の森で土曜日の保育を希望する場合、どちらかの保育園を拠点園として合同で保育を実施します。そのため、拠点園へ直接送迎する必要があります。詳細については保育園へお問い合わせください。
また、ひまわりキッズガーデン有明は一部定員の変更がありました。

区=区立 公=公設民営 私=私立 小A=小規模認可（A型） 認=認定こども園（幼保連携型） 地=認定こども園（地方裁量型） （令和6年9月1日現在）

地区	施設名		施設コード	所在地	電話	定 員							入園可能年齢 （月齢）	開所 時間	小規模 連携園	MAP 番号
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計				
豊 洲 ②	東雲※1	区	1 0 0 0 8 0	東雲1-8-5-101	3531-9575		12	14	14	16	17	73	1歳～	B		102
	YMCAオリーブ※1	私	2 0 0 1 4 0	東雲1-8-18	5166-0596	12	15	18	18	18	23	104	57日～	DⅡ		103
	江東湾岸サテライトスマート ナーサリースクール（分園） 東雲キャンパス	私	2 0 0 4 5 5	東雲1-9-10 1階	3520-9777	9	40					49	57日～	DⅡ		104
	江東湾岸サテライトスマート ナーサリースクール（本園） テニスの森キャンパス※1	私	2 0 0 4 5 0	有明1-5-22	6380-7411	6	10	50	50	51	51	218	57日～	DⅡ		105
	YMCAキャナルコート	私	2 0 0 1 3 0	東雲1-9-14-104	3615-1967	9	18	20	22	24	24	117	57日～	AⅡ		106
	おうち保育園しのめ※2	小A	2 1 0 0 2 0	東雲1-9-16-210	5534-8697	4	4	4				12	57日～	B	⑥	107
	ひまわりキッズガーデン東雲	私	2 0 0 1 5 0	東雲1-9-18-203	5546-0102	★	9	12	15	20	20	96	57日～	DⅡ		108
	しのめYMCAこども園	認	2 0 5 0 1 0	東雲1-9-46	5547-5388	6	12	12	20	20	20	90	57日～	AⅡ		109
	東雲キャナルコート ナーサリースクール	私	2 0 0 3 3 0	東雲1-9-51	5859-5547	●	9	12	15	18	18	90	57日～	DⅡ		110
	グローバルキッズしのめ園※1	私	2 0 1 0 0 0	東雲1-10-14 1階	3520-8310		15	15	15	16	17	78	1歳～	BⅡ		111
	みんなの未来をつくる 保育園東雲	私	2 0 0 5 9 0	東雲2-1-22 2・3階	6380-7421	5	6	6	11	11	11	50	57日～	AⅡ	⑥	112
	ナーサリールームベリーベアー東雲※1	私	2 0 0 2 6 0	東雲2-3-17 3階	3527-7905	12	20	23	23	23	23	124	57日～	BⅡ		113
	東雲第二	区	1 0 0 0 9 0	東雲2-4-4-103	3529-1453		14	17	17	17	17	82	1歳～	B		114
	みらい有明園	私	2 0 1 1 6 0	有明1-2-12	6457-1251		16	18	20	20	20	94	1歳～	AⅡ		115
	キッズスマイル江東有明	私	2 0 1 0 1 0	有明1-3-1 1階	6426-0751		10	12	12	12	12	58	1歳～	BⅡ		116
	ひまわりキッズガーデン有明※4	私	2 0 0 2 4 0	有明1-4-11 1階	3527-6217		20	24	24	26	26	120	1歳～	AⅡ		117
	ひまわりキッズガーデン有明の森※4	私	2 0 0 3 0 0	有明1-4-20	3529-4751	★	6	15	24	24	24	117	57日～	BⅡ		118
	さんいく保育園有明※1	私	2 0 0 4 4 0	有明1-5-2 2階	6457-1319	●	6	15	15	15	16	85	57日～	DⅡ		119
	おはよう保育園 有明	私	2 0 1 2 5 0	有明1-6-30 2階	5579-6637		10	12	14	14	14	64	1歳～	BⅡ		120
	武蔵野大学附属有明こども園	認	2 0 5 0 3 0	有明2-1-4	6899-2060	9	15	16	20	20	20	100	6か月～	BⅡ		121
	ニチイキッズありあけ	私	2 0 0 8 4 0	有明3-6-11 3階	3599-5613	★	6	13	13	13	13	71	57日～	BⅡ		122
	辰巳第二	公	1 0 0 5 5 0	辰巳1-2-4 1・2階	3521-0369	●	3	12	18	22	24	103	57日～	BⅡ		123
	辰巳第三※3	区	1 0 0 1 2 0	辰巳1-10-81-101	3521-3263	12	13	14	21	24	28	112	57日～	B		124
	太陽の子 潮見	私	2 0 1 0 2 0	潮見1-28-8 2・3階	6666-5920	★	6	10	11	11	11	60	57日～	BⅡ		125
	潮見※1	公	1 0 0 4 0 0	潮見1-29-15-101	5632-1304	12	15	18	21	22	22	110	57日～	B		126

注意事項

◆年齢別の数は定員であり、募集人数ではありません。募集人数は区ホームページにてご確認ください。5月以降は欠員補充の募集になります。

◆本園・分園のある施設についてはP.30、サテライト保育についてはP.32をご確認ください。

◆0歳児欄の記号は、延長保育の受入年齢です。無印＝1歳児クラスから、●＝満1歳から、★＝月齢を問わず0歳児クラスからとなります。

◆延長保育の定員について、区立認可保育園は南砂第五を除いて20名（南砂第五は10名）です。公設民営・私立認可保育園、認定こども園、小規模認可保育園については、各施設に直接お問い合わせください。

◆小規模認可保育園の連携園について、同じ数字同士が小規模認可とその園の連携先の認可保育園の組み合わせとなります。（P.31参照）

（例）①→たかもり保育園（小規模認可）、①→太陽の子 森下三丁目保育園（連携先）

①～⑩のうち、小規模認可保育園については卒園後の連携があり、2歳児クラスで卒園後、同じ番号の連携施設に通園できます。

①～③のうち、小規模認可保育園については卒園後の連携はなく、P.42「調整指数9番」、P.43「優先順位5番」の対象となります。

◆開所時間E・F以外の施設は、月曜日から土曜日まで開所しています。（休日・祝日・年末年始は除く）

開 所 時 間	A	7:15～18:15（18:15～19:15の延長あり）	C	7:30～18:30
	AⅡ	7:15～18:15（18:15～20:15の延長あり）	D	7:00～18:00（18:00～19:00の延長あり）
	B	7:30～18:30（18:30～19:30の延長あり）	DⅡ	7:00～18:00（18:00～20:00の延長あり）
	BⅡ	7:30～18:30（18:30～20:30の延長あり）		
	E	7:30～18:30（18:30～19:30の延長あり）ただし、土曜保育は行いません。クラス年齢は2歳児クラスまでとなります。		
	F	7:30～18:30 ただし、土曜保育は行いません。クラス年齢は2歳児クラスまでとなります。		

※1 グローバルキッズ亀戸園、亀戸保育園、大島第二保育園、大島第四保育園、アスク東大島保育園、東砂第二保育園、東砂保育園、

もりのなかま保育園 東砂園、南砂あら川保育園、南砂第四保育園は一部定員の変更がありました。

※2 南砂第三保育園は大規模改修工事を予定しています。（P.49参照）

※3 亀高保育園は大規模改修に伴い、現在仮設園舎（北砂5-1-7）で保育を行っています。令和6年度末に本園舎に移転予定です。（P.49参照）

※4 南砂第二保育園は大規模改修に伴い、現在仮設園舎（南砂2-3-23）で保育を行っています。令和7年度始めに本園舎に移転予定です。（P.49参照）

※5 亀高第二保育園は大規模改修工事を予定しています。また、一部定員の変更がありました。令和10年4月から運営を民営化する予定です。（P.49・50参照）

※6 大島第三保育園は大規模改修工事を予定しています。また、一部定員の変更がありました。

※7 令和7年度より、「ブチ・ナーサリー西大島」から園名を変更し、「まなびの森 ブチ・ナーサリー西大島」となります。

※8 まなびの森保育園亀戸には児童発達支援事業所が併設されており、児童との交流が行われています。詳細については保育園へお問い合わせください。

※9 令和7年4月開所施設の定員等については、令和6年9月1日現在の予定情報のため、変更となる場合があります。

区＝区立 公＝公設民営 私＝私立 小A＝小規模認可（A型） 認＝認定こども園（幼保連携型） 地＝認定こども園（地方裁量型）

（令和6年9月1日現在）

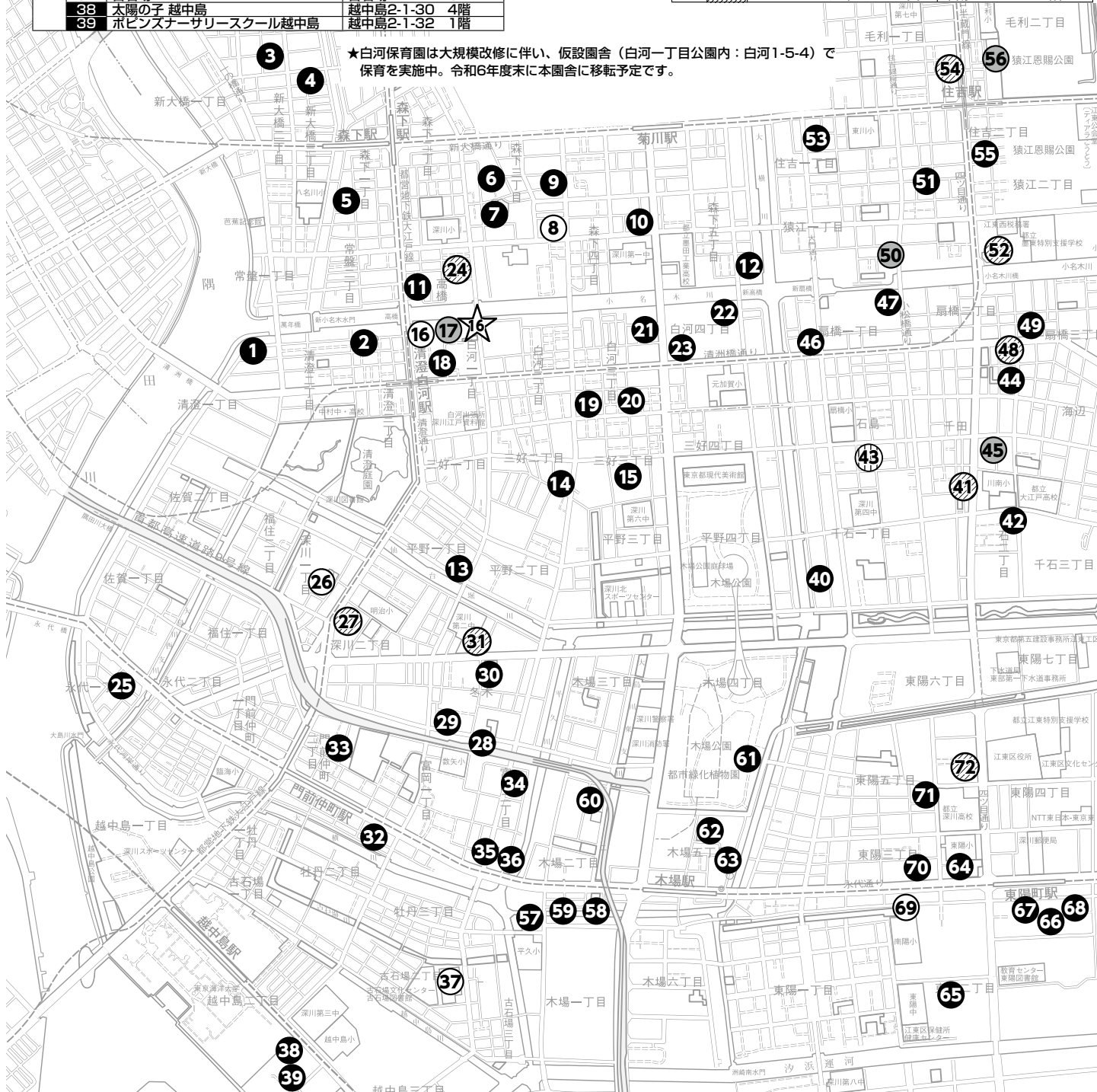
地 区	施 設 名	施設コード	所 在 地	電 話	定 員								入園可能年齢 (月齢)	開所 時間	小規模 連携園	MAP 番号
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計					
亀 戸	亀戸第三	区	1 0 0 1 7 0	亀戸1-24-6	3685-2883	11	20	22	24	29	29	135	57日～	B		127
	かめのご	小A	2 1 0 1 3 0	亀戸1-40-8 1・2階	6802-9667		8	8				16	1歳～	B	⑥	128
	おはよう保育園 亀戸	私	2 0 0 8 5 0	亀戸1-43-8 1階	3636-3233	★	5	8	8	8	8	45	57日～	B	⑥	129
	陽だまり	私	2 0 0 2 0 0	亀戸2-6-2-102	5836-3221	★	9	12	14	15	15	80	57日～	BⅡ		130
	(仮称) マミーズエンジェル亀戸※9	私	2 0 1 3 9 0	亀戸2-8-10 1階	令和7年4月開所		9	9	9	9	9	45	1歳～	BⅡ		131
	クオリスキッズ亀戸	私	2 0 0 6 4 0	亀戸2-10-10	5875-2741	★	6	12	14	16	16	80	57日～	BⅡ		132
	江東亀戸サテライト グローバルキッズ豊川園 (分園)	私	2 0 0 5 4 5	亀戸2-18-5 1階	3636-8551		12					12	1歳～	BⅡ		133
	江東亀戸サテライト グローバルキッズ豊川園 (本園)	私	2 0 0 5 4 0	亀戸7-39-28	5609-1077	★	6	20	40	40	40	186	57日～	BⅡ		134
	にじいろ保育園 亀戸	私	2 0 1 0 3 0	亀戸3-43-23	6807-0957	★	6	9	10	18	18	79	57日～	BⅡ	⑦	135
	もりのなかま保育園 亀戸園	小A	2 1 0 1 0 0	亀戸3-62-15-101	5858-8617	★	3	8	8			19	57日～	B	⑦	136
	アンジェリカ亀戸	私	2 0 0 2 8 0	亀戸4-13-18	5628-6250	★	6	12	15	15	15	78	57日～	AⅡ		137
	亀戸第四	公	1 0 0 4 8 0	亀戸4-21-13	3685-2884		10	16	24	24	27	131	57日～	BⅡ		138
	グローバルキッズ亀戸園※1	私	2 0 0 4 7 0	亀戸5-1-15	3684-5020	★	6	20	20	24	24	119	57日～	BⅡ		139
	サンライズキッズ保育園 亀戸園	小A	2 1 0 1 4 0	亀戸5-29-19 1階	050-5807-2311		6	6				12	1歳～	D	⑦	140
戸	ポピンスナーサリースクール亀戸	私	2 0 1 3 1 0	亀戸6-31-1	5875-1085	6	10	15	18	18	18	85	57日～	BⅡ	⑦	141
	ソラストこうとう	私	2 0 0 8 6 0	亀戸6-42-13	5875-1770	●	6	15	17	18	18	92	57日～	DⅡ		142
	コビープリスクールかめいど	私	2 0 0 3 1 0	亀戸6-53-11 1・2階	5858-6277	★	6	8	8	8	8	46	57日～	BⅡ		143
	亀戸※1	区	1 0 0 1 5 0	亀戸6-54-2-101	3682-9546		7	10	14	18	18	67	1歳～	B		144
	まなびの森保育園亀戸※8	私	2 0 0 5 3 0	亀戸7-10-1 1階	3638-5500	★	6	14	15	15	15	80	57日～	BⅡ		145
	保育園ミルキーウェイ亀戸園	私	2 0 0 9 2 0	亀戸7-38-12 1・2階	5858-8206	●	6	8	8	10	10	52	57日～	BⅡ		146
	亀戸第二	区	1 0 0 1 6 0	亀戸7-41-16 3・4階	3684-4386		15	18	22	24	24	103	1歳～	B		147
	亀戸こころ (分園)	私	2 0 0 2 5 5	亀戸7-63-3-118		6	7	7				20	57日～	BⅡ		148
	亀戸こころ (本園)	私	2 0 0 2 5 0	亀戸9-34-1-140	5836-8011	9	14	18	25	25	25	116	57日～	BⅡ		149
	亀戸浅間	私	2 0 0 0 7 0	亀戸9-36-10	3683-5601	9	12	14	15	15	15	80	4か月～	A		150
大 島	グローバルキッズ西大島園	私	2 0 0 6 5 0	大島1-10-5	3637-8331	★	6	10	12	15	15	73	57日～	BⅡ		151
	マミー保育園西大島	私	2 0 0 4 1 0	大島2-36-15	5875-3213		9	12	13	13	13	60	1歳～	BⅡ		152
	花と鳥	私	2 0 0 3 2 0	大島3-8-7	5627-3160	6	12	16	18	19	19	90	57日～	BⅡ		153
	まなびの森 ブチ・ナーサリー西大島※7	私	2 0 0 9 3 0	大島3-14-5 1階	3683-4707	●	6	10	11	11	11	60	57日～	DⅡ		154
	大島なかよし	私	2 0 0 8 7 0	大島3-15-10	6802-9421		9	9	9	9	9	45	1歳～	AⅡ		155
	キャリア保育園にしおおじま	小A	2 1 0 0 4 0	大島4-1-2-105	6807-0717		5	6				11	1歳～	E	⑧	156
	大島第二※1	区	1 0 0 2 1 0	大島4-1-6-130	3685-6059		11	16	21	21	22	91	1歳～	B		157
	大島第五	公	1 0 0 5 4 0	大島4-21-3-101	3637-0464	●	12	15	18	18	20	103	57日～	BⅡ		158
①	太陽の子 大島五丁目	私	2 0 0 7 1 0	大島5-27-13	5609-7651	★	6	12	15	15	15	78	57日～	BⅡ		159
	HOPPAおおじまタウン	私	2 0 1 0 4 0	大島5-30-12	5858-8373		6	9	15	15	15	60	1歳～	BⅡ	⑧	160

地区	施設名		施設コード	所在地	電話	定員							入園可能年齢 (月齢)	開所 時間	小規模 連携園	MAP 番号
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計				
大島 ②	大島	区	1 0 0 2 0 0	大島5-40-4 1階	3681-9026		15	18	21	22	22	98	1歳～	B		161
	大島第三※6	区	1 0 0 2 2 0	大島6-1-6-130	3685-9091		14	20	21	21	22	98	1歳～	B		162
	ココロラボインターナショナル大島(本園)	私	2 0 0 6 6 0	大島6-22-8 1階	5858-6593	★ 6	10	10				26	57日～	B		163
	ココロラボインターナショナル大島(分園)	私	2 0 0 6 6 5	大島6-22-9 1階	5858-6593				10	10	10	30	3歳～	B		164
	キッズスマイル江東大島	私	2 0 0 8 8 0	大島6-26-11	6807-0887	★ 6	10	11	11	11	11	60	57日～	B II		165
	かがやき	私	2 0 0 4 8 0	大島7-37-13	5858-9686	16	25	28	30	31	31	161	57日～	B II		166
	大島第四※1	区	1 0 0 2 3 0	大島8-12-20-101	3685-7471		13	18	20	22	24	97	1歳～	B		167
	アスク東大島※1	私	2 0 1 0 5 0	大島8-31-2	5609-7210	★ 6	10	12	14	14	14	70	57日～	B II	⑧	168
	キッズフィールド東大島駅前園	小A	2 1 0 1 5 0	大島8-42-8 2階	5858-9266	★ 3	4	5				12	57日～	D	⑧	169
	わかば	区	1 0 0 1 9 0	大島9-7-8-101	3682-1461	11	17	18	22	22	22	112	57日～	B		170
砂 町	小名木川	公	1 0 0 5 1 0	北砂1-3-30	3645-6807	11	17	24	28	30	30	140	57日～	B II		171
	北砂	区	1 0 0 2 5 0	北砂1-1-4-101	3647-4430		12	14	24	25	25	100	1歳～	B		172
	スクルドエンジェル北砂園	私	2 0 0 7 2 0	北砂1-9-6	6810-5277	6	10	12	15	15	15	73	6か月～	B II		173
	つくし	私	2 0 1 3 5 0	北砂3-4-15 1階	6666-6541		7	9	10	10	10	46	1歳～	B II		174
	砂町	私	2 0 0 0 8 0	北砂4-18-27	3644-6722	6	11	18	21	22	22	100	57日～	A		175
	キッズスマイル江東北砂	私	2 0 1 0 6 0	北砂5-1-23	6810-5311	★ 6	10	12	19	19	19	85	57日～	B II	⑨	176
	もりのなかま保育園 北砂園	小A	2 1 0 1 6 0	北砂5-1-26 1階	6666-7740	★ 6	6	6				18	57日～	B	⑨	177
	Milky Way International Nursery School北砂校	私	2 0 0 7 4 0	北砂5-1-28	6666-3937	● 9	12	12	12	12	12	69	57日～	D		178
	砂町友愛園	私	2 0 0 0 9 0	北砂5-14-10	3644-7332	● 6	11	18	21	22	22	100	57日～	A		179
	小鳩スマート保育所 北砂	小A	2 1 0 0 7 0	北砂5-16-13	6810-5622	★ 5	7	7				19	57日～	B	⑩	180
	にじいろ保育園 北砂	私	2 0 1 0 7 0	北砂5-17-5	6458-6321	★ 6	10	11	14	14	14	69	57日～	B II		181
	小名木川第二	区	1 0 0 2 7 0	北砂5-20-3-101	3647-9137	10	14	17	24	28	29	122	57日～	B		182
	亀高※3	公	1 0 0 5 2 0	北砂5-20-9-101	3647-9138	● 10	14	17	22	24	24	111	57日～	B II		183
	亀高第二※5	区	1 0 0 2 9 0	北砂5-20-10-101	3648-9371	11	16	18	21	21	22	109	57日～	B		184
	みらいく北砂園	私	2 0 1 0 8 0	北砂6-27-19	6659-7672	★ 6	10	11	12	12	12	63	57日～	A II		185
	東砂第三	公	1 0 0 5 6 0	東砂1-5-3-101	3640-6447	9	14	19	20	20	21	103	57日～	B II		186
	東砂第二※1	区	1 0 0 3 1 0	東砂2-6-4-101	3648-4488		12	14	15	19	19	79	1歳～	B		187
	東砂※1	区	1 0 0 3 0 0	東砂2-13-2-101	3648-0710		12	14	14	18	18	76	1歳～	B		188
	マミー保育園東砂	私	2 0 0 7 6 0	東砂3-28-1	5635-1555		30	30	30	30	30	150	1歳～	B II		189
	みらいく東砂園	私	2 0 0 8 9 0	東砂3-30-11	6666-5537	★ 6	10	11	11	11	11	60	57日～	A II		190
南 砂	ともしび	私	2 0 0 1 0 0	東砂6-2-16	3644-2747	● 9	19	19	20	20	20	107	57日～	A II		191
	もりのなかま保育園 東砂園※1	小A	2 1 0 1 1 0	東砂6-16-1	6666-0080	★ 6	6	7				19	57日～	B	⑩	192
	メリーポピンズ 南砂ルーム	私	2 0 1 3 2 0	東砂7-10-3	6458-6917		10	12	14	14	14	64	1歳～	D II		193
	東砂第四	区	1 0 0 3 3 0	東砂7-17-35-101	3648-7750		14	18	20	20	20	92	1歳～	B		194
	にじいろ保育園 東砂	私	2 0 1 0 9 0	東砂7-18-18	6666-7912	★ 6	14	14	22	22	22	100	57日～	B II	⑩	195
	キッズスマイル江東東砂	私	2 0 1 1 0 0	東砂8-19-4 1階	6666-7788		10	12	12	12	12	58	1歳～	B II		196
	南砂あら川※1	私	2 0 1 1 1 0	南砂2-2-11 1階	6659-8535		8	10	14	14	15	61	1歳～	B II		197
	南砂第二※4	公	1 0 0 4 5 0	南砂2-3-1-101	3649-1766	10	13	17	22	23	24	109	57日～	B II		198
	南砂第三※2	区	1 0 0 3 6 0	南砂2-3-3-102	3649-1767		17	18	22	23	24	104	1歳～	B		199
	南砂第四※1	公	1 0 0 5 3 0	南砂2-3-4-101	3649-2143	● 10	14	17	21	21	21	104	57日～	B II		200
	南砂第五	区	1 0 0 3 8 0	南砂2-3-6-103	3649-2144	20	25	25				70	57日～	B		201
	ドリームキッズランド	私	2 0 0 9 0 0	南砂2-28-27	6666-8793		11	11	11	11	11	55	1歳～	D II		202
	太陽の子 南砂2丁目	私	2 0 0 6 7 0	南砂2-36-10 1階	6666-0246	★ 6	12	15	18	18	18	87	57日～	B II		203
	南砂町	私	2 0 0 1 1 0	南砂3-10-8	3644-6720	★ 9	12	15	18	18	18	90	57日～	A		204
	グローバルキッズ南砂園	私	2 0 0 7 5 0	南砂3-14-6	6659-7600	★ 6	15	18	20	20	20	99	57日～	B II		205
	南砂第一	区	1 0 0 3 4 0	南砂4-4-1-102	3644-1706		16	19	20	20	22	97	1歳～	B		206
	ルーチェ保育園 南砂	私	2 0 0 4 9 0	南砂4-18-4 1・2階	6666-5501	6	10	11	11	11	11	60	57日～	B		207
	南砂さくら	公	1 0 0 4 9 0	南砂6-8-3	5690-2190	6	15	18	20	20	21	100	57日～	B II		208
	おはよう保育園 南砂町	私	2 0 0 7 3 0	南砂6-10-11	6666-3577	★ 6	14	15	15	15	15	80	57日～	B		209
	城東	区	1 0 0 3 9 0	南砂7-9-11	3646-7087	12	17	18	24	24	24	119	57日～	B		210
	ひまわり	私	2 0 1 3 6 0	南砂7-10-9 1階	3647-4868		7	9	10	10	10	46	1歳～	B II		211
	八幡	私	2 0 0 1 2 0	南砂7-14-17	3640-9830		9	11	15	15	15	65	1歳～	C		212
	新砂	公	1 0 0 5 0 0	新砂3-3-11	5677-1332	★ 9	18	20	24	24	24	119	57日～	B II		213

地区	保 育 園	所 在 地
白 河	1 おはよう保育園 清澄白河	清澄1-7-12
	2 ういず清澄白河駅前	清澄3-10-5
	3 ワークスコープ新大橋のびっこ (本園)	新大橋2-17-9 1階
	4 ワークスコープ新大橋のびっこ (分園)	新大橋3-16-4 1・2階
	5 ゆめの森	森下1-2-2
	6 太陽の子 森下三丁目	森下3-5-26
	7 神愛	森下3-10-7
	8 森下	森下3-14-6
	9 あゆみ	森下3-18-10
	10 グローバルキッズ深川森下園 (本園)	森下4-10-8 2・3階
	11 グローバルキッズ深川森下園 (分園)	高橋2-4
	12 グローバルキッズ森下五丁目園	森下5-11-2
	13 グローバルキッズ平野園	平野1-3-10
	14 さくらさくみらい 三好	三好2-6-11
	15 アンジェリカ白河	三好3-2-11
	16 白河★	白河1-7-1
富 岡	17 白河かもめ	白河1-5-1-101
	18 グローバルキッズ白河一丁目園	白河1-7-5 1階
	19 グローバルキッズ清澄白河園	白河3-1-11
	20 子供の村	白河3-3-6
	21 小鳩保育園 清澄白河	白河3-10-8 1～3階
	22 まなびの森保育園白河	白河4-9-2
	23 さんいく保育園清澄白河	白河4-9-25 2階
	24 たかもり	高橋6-4
	25 (仮称) 小鳩保育園 永代	永代1-12-5-101
	26 深川一丁目	深川1-6-15-101
	27 おうち保育園門前仲町	深川2-16-10
	28 ナーサリールーム ベリーベアー深川冬木	冬木1-5
	29 もんなかほうゆう	冬木11-17 1・2階
	30 まこと	冬木16-7
	31 小鳩スマート保育所 冬木	冬木22-24
岡	32 富岡クローバー	富岡1-4-10 1階
	33 アスクもんなか	富岡1-14-17
	34 コスモス江東富岡	富岡2-9-11 3階
	35 木下の保育園 富岡	富岡2-11-6 1階
	36 さくらさくみらい 富岡	富岡2-11-14
	37 古石場	古石場2-14-1-102
	38 太陽の子 越中島	越中島2-1-30 4階
	39 ホビンスナーサリースクール越中島	越中島2-1-32 1階

地区	保 育 園	所 在 地
小 松 橋	40 チェリッシュナーサリースクール木場	千石1-3-26
	41 小規模保育室ラッキーコナッツ	千石2-8-4 1階
	42 キッズスマイル江東千石	千石2-10-6 2階
	43 文化教養学園	石島6-7
	44 AIAI NURSERY 千田	千田18-8
	45 千田	千田22-8
	46 保育園ミルキーウェイ清澄白河園	扇橋1-15-3 1階
	47 マミー保育園扇橋	扇橋1-21-5 1・2階
	48 まかな	扇橋2-24-1
	49 アンジエ住吉扇橋	扇橋3-15-2
	50 猿江	猿江1-8-10
	51 キッズスマイル江東猿江	猿江2-6-3
	52 スマイルクラブナーサリー住吉	猿江2-16-5 1階
	53 グローバルキッズ住吉園	住吉1-7-8
	54 キッズフィールド住吉駅前園	住吉2-8-9 1階
	55 めばえ	住吉2-25-9
東 陽	56 毛利	毛利2-1-14
	57 アゼリヤ	木場1-3-5
	58 スマイルクラブナーサリー木場	木場1-4-5 2階
	59 さくらさくみらい 木場	木場1-4-7
	60 タムスわんぱく保育園木場	木場2-13-17
	61 MIWA 木場公園	木場4-1-65
	62 グレース	木場5-8-3 1～3階
	63 スターチス (分園)	木場5-11-15 3階
	64 スターチス (本園)	東陽3-27-32 3階
	65 マミー保育園東陽町	東陽2-2-14
	66 さくらさくみらい 東陽二丁目	東陽2-4-8 1・2階
	67 さくらさくみらい 新東陽	東陽2-4-39 1・2階
	68 ほっぺるランド東陽町	東陽2-4-46 2階
	69 東陽	東陽3-22-1-101
	70 テンダーラビング保育園東陽	東陽3-23-21 1階
	71 さくらさくみらい 東陽町	東陽5-28-8 1・2階
	72 Kid's Patio 江東おひさま園	東陽5-31-21 1階

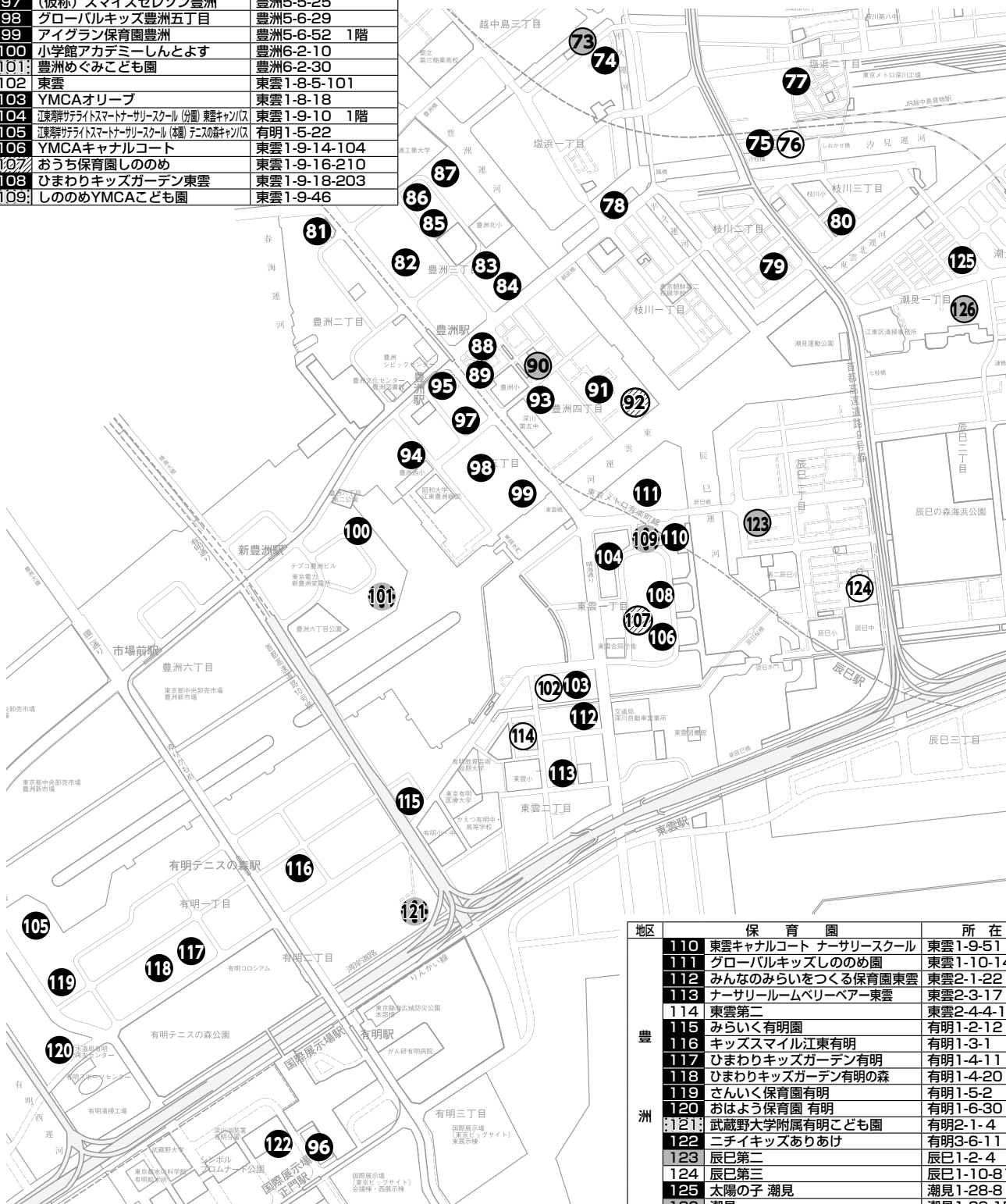
★白河保育園は大規模改修に伴い、仮設園舎（白河一丁目公園内：白河1-5-4）で保育を実施中。令和6年度末に本園舎に移転予定です。



地区	保 育 園	所 在 地
豊 洲	73 塩浜	塩浜1-3-10
	74 聖華しおかぜ	塩浜1-4-46
	75 LIFE SCHOOL 塩浜 こどものいえ	塩浜2-6-2
	76 塩崎	塩浜2-6-3
	77 キッズスマイル江東塩浜	塩浜2-14-5
	78 豊洲枝川さくらんぼ	枝川1-2-9
	79 深川愛隣	枝川2-25-10
	80 愛隣シャローム	枝川3-6-15
	81 MIWAシンフォニア	豊洲2-5-3-101
	82 ミアヘルサ保育園ゆらりん豊洲フロント	豊洲3-2-20-106
	83 TK チルドレンスファーム豊洲校	豊洲3-4-8 2階
	84 TK チルドレンスファーム豊洲第二校	豊洲3-4-8 2階
	85 進美幼児学園とよすナーサリ	豊洲3-5-21-102
	86 進美幼児学園第2とよすナーサリ	豊洲3-5-3 1階
	87 アスク豊洲	豊洲3-6-8 1階
	88 さくらさくみらい 豊洲	豊洲4-1-8 1~4階
	89 ミアヘルサ保育園ひびき豊洲	豊洲4-1-24
	90 豊洲	豊洲4-5-8
	91 ミアヘルサ保育園ゆらりん豊四	豊洲4-10-1-106
	92 おうち保育園とよす	豊洲4-10-4-106
	93 ひまわりキッズガーデン豊洲	豊洲4-11-20-138
	94 グローバルキッズ豊洲園	豊洲5-1-26
	95 江東湾サテライトナーサリスクール (分園) 豊洲キャンパス	豊洲5-5-1-101
	96 江東湾サテライトナーサリスクール (本園) 有明キャンパス	有明3-7-26 3階
	97 (仮称) スマイスセレンソ 豊洲	豊洲5-5-25
	98 グローバルキッズ豊洲五丁目	豊洲5-6-29
	99 アイグラン保育園豊洲	豊洲5-6-52 1階
	100 小学館アカデミーしんとよす	豊洲6-2-10
	101 豊洲めぐみこども園	豊洲6-2-30
	102 東雲	東雲1-8-5-101
	103 YMCAオリーブ	東雲1-8-18
	104 江東湾サテライトナーサリスクール (分園) 東雲キャンパス	東雲1-9-10 1階
	105 江東湾サテライトナーサリスクール (本園) テニス緑キャンパス	有明1-5-22
	106 YMCAキャナルコート	東雲1-9-14-104
	107 おうち保育園しのめ	東雲1-9-16-210
	108 ひまわりキッズガーデン東雲	東雲1-9-18-203
	109 しのめYMCAこども園	東雲1-9-46

保育施設MAP

- 区立認可保育園
- 公設民営認可保育園
- 私立認可保育園
- 小規模認可保育園
- 認定こども園 (幼保連携型)
- 認定こども園 (地方裁量型)



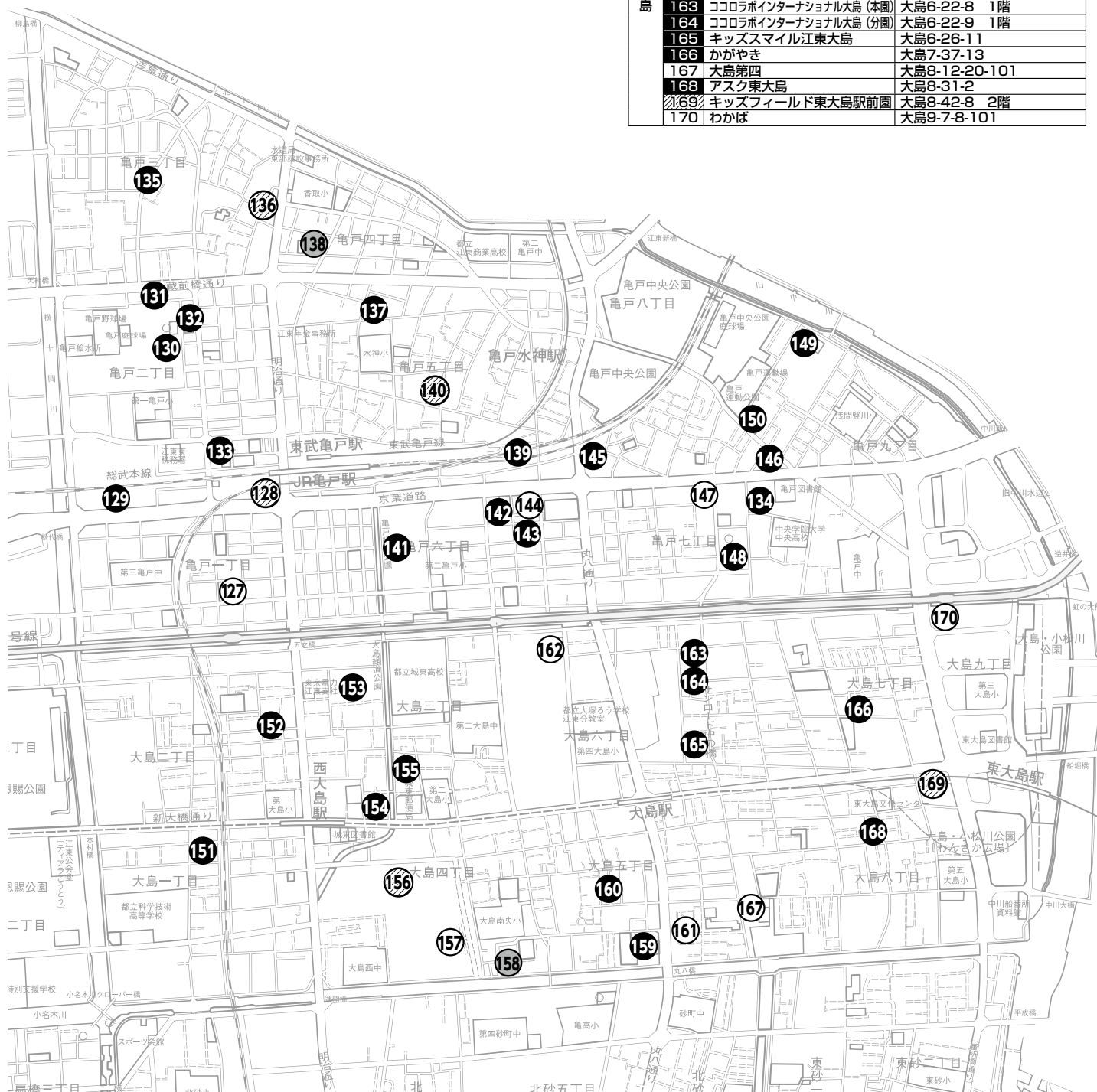
地区	保 育 園	所 在 地
豊 洲	110 東雲キャナルコート ナーサリスクール	東雲1-9-51
	111 グローバルキッズしのめ園	東雲1-10-14 1階
	112 みんなのめいをいをつくる保育園東雲	東雲2-1-22 2・3階
	113 ナーサリールームベリーベアー東雲	東雲2-3-17 3階
	114 東雲第二	東雲2-4-4-103
	115 みらいく有明園	有明1-2-12
	116 キッズスマイル江東有明	有明1-3-1 1階
	117 ひまわりキッズガーデン有明	有明1-4-11 1階
	118 ひまわりキッズガーデン有明の森	有明1-4-20
	119 さんいく保育園有明	有明1-5-2 2階
	120 おはよう保育園 有明	有明1-6-30 2階
	121 武蔵野大学附属有明こども園	有明2-1-4
	122 ニチキッズありあけ	有明3-6-11 3階
	123 辰巳第二	辰巳1-2-4 1・2階
	124 辰巳第三	辰巳1-10-81-101
	125 太陽の子 潮見	潮見1-28-8 2・3階
	126 潮見	潮見1-29-15-101

保育施設MAP

- … 区立認可保育園
- … 公設民営認可保育園
- … 私立認可保育園
- … 小規模認可保育園
- … 認定こども園（幼保連携型）
- … 認定こども園（地方裁量型）

地区	保 育 園	所 在 地
亀戸	127 亀戸第三	亀戸1-24-6
	128 かめのこ	亀戸1-40-8 1・2階
	129 おはよう保育園 亀戸	亀戸1-43-8 1階
	130 陽だまり	亀戸2-6-2 102
	131 (仮称) マミーズエンジェル亀戸	亀戸2-8-10 1階
	132 クオリスキッズ亀戸	亀戸2-10-10
	133 江東亀戸サテライトグローバルキッズ塾(分園)	亀戸2-18-5 1階
	134 江東亀戸サテライトグローバルキッズ塾(本園)	亀戸7-39-28
	135 にじいろ保育園 亀戸	亀戸3-43-23
	136 もりのななか保育園亀戸園	亀戸3-62-15-101
	137 アンジェリカ亀戸	亀戸4-13-18
	138 亀戸第四	亀戸4-21-13
	139 グローバルキッズ亀戸園	亀戸5-1-15
	140 サンライスキッズ保育園 亀戸園	亀戸5-29-19 1階
	141 ボビンスナーサリースクール亀戸	亀戸6-31-1
	142 ソラストこうとう	亀戸6-42-13
	143 コピーブリス쿨かめいど	亀戸6-53-11 1・2階
	144 亀戸	亀戸6-54-2-101
	145 まなびの森保育園亀戸	亀戸7-10-1 1階
	146 保育園ミルキーウェイ亀戸園	亀戸7-38-12 1・2階
	147 亀戸第二	亀戸7-41-16 3・4階
大島	148 亀戸こころ (分園)	亀戸7-63-3-118
	149 亀戸こころ (本園)	亀戸9-34-1-140
	150 亀戸浅間	亀戸9-36-10

地区	保 育 園	所 在 地
大島	151 グローバルキッズ西大島園	大島1-10-5
	152 マミー保育園西大島	大島2-36-15
	153 花と鳥	大島3-8-7
	154 まなびの森 プチ・ナーサリー西大島	大島3-14-5 1階
	155 大島なかよし	大島3-15-10
	156 キャリー保育園にしおおじま	大島4-1-2-105
	157 大島第二	大島4-1-6-130
	158 大島第五	大島4-21-3-101
	159 太陽の子 大島五丁目	大島5-27-13
	160 HOPPA おおじまタウン	大島5-30-12
	161 大島	大島5-40-4 1階
	162 大島第三	大島6-1-6-130
	163 ココロポインターナショナル大島 (本園)	大島6-22-8 1階
	164 ココロポインターナショナル大島 (分園)	大島6-22-9 1階
	165 キッズスマイル江東大島	大島6-26-11
	166 かがやき	大島7-37-13
	167 大島第四	大島8-12-20-101
	168 アスク東大島	大島8-31-2
	169 キッズフィールド東大島駅前園	大島8-42-8 2階
	170 わかば	大島9-7-8-101



地区	保 育 園	所 在 地
砂 町	171 小名木川	北砂1-3-30
	172 北砂	北砂1-1-4-101
	173 スクルドエンジェル北砂園	北砂1-9-6
	174 つくし	北砂3-4-15 1階
	175 砂町	北砂4-18-27
	176 キッズスマイル江東北砂	北砂5-1-23
	177 もりのなかま保育園北砂園	北砂5-1-26 1階
	178 Milky Way International Nursery School 北砂校	北砂5-1-28
	179 砂町友愛園	北砂5-14-10
	180 小鳩スマート保育所 北砂	北砂5-16-13
	181 にじいろ保育園 北砂	北砂5-17-5
	182 小名木川第二	北砂5-20-3-101
	183 亀高*	北砂5-20-9-101
	184 亀高第二*	北砂5-20-10-101
	185 みらいく北砂園	北砂6-27-19
	186 東砂第三	東砂1-5-3-101
	187 東砂第二	東砂2-6-4-101
	188 東砂	東砂2-13-2-101
	189 マミー保育園東砂	東砂3-28-1
	190 みらいく東砂園	東砂3-30-11

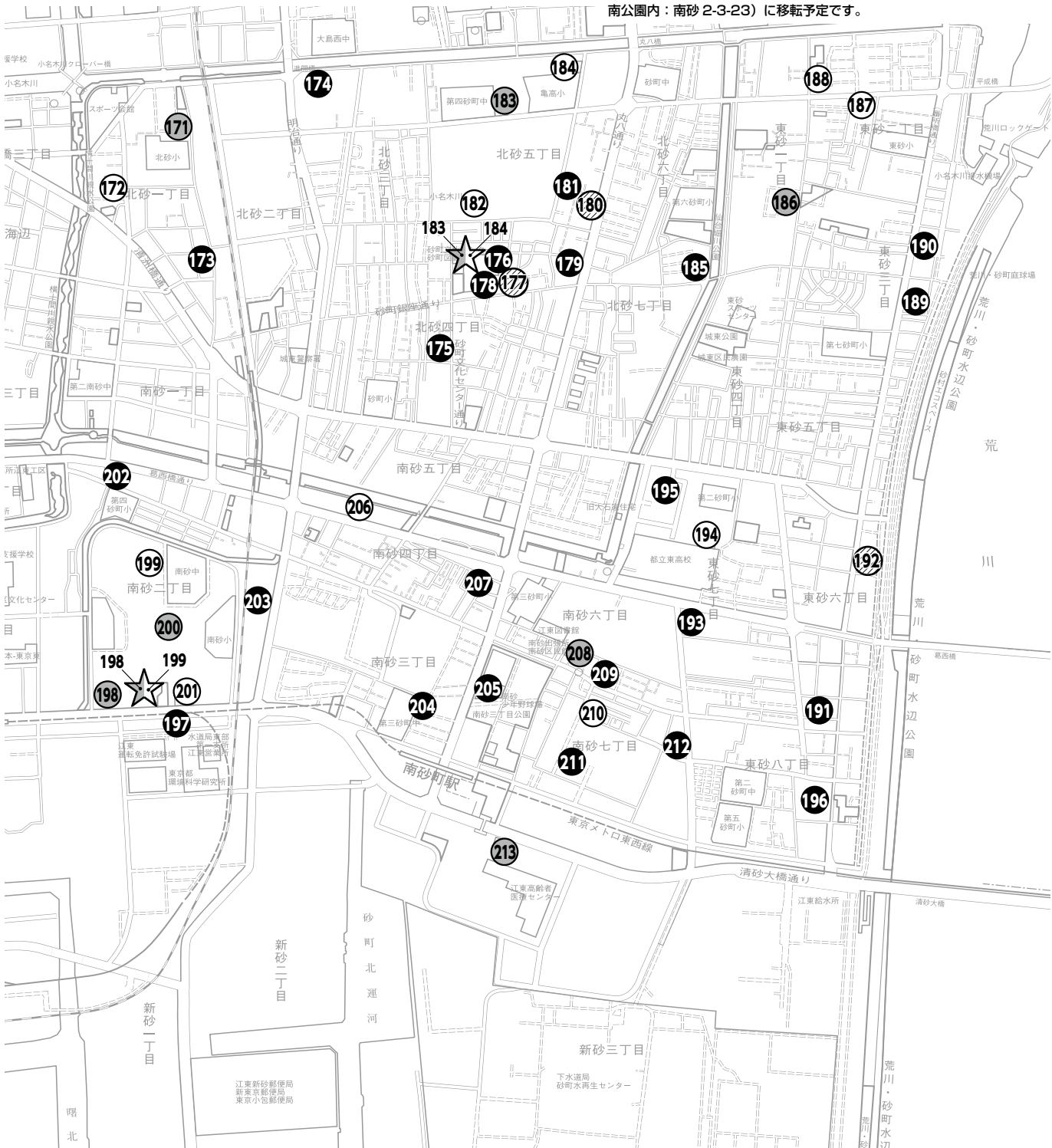
★亀高保育園は大規模改修に伴い、仮設園舎（砂町文化センター敷地内：北砂5-1-7）で保育を実施中。令和6年度末に本園舎に移転予定です。

★亀高第二保育園は大規模改修に伴い、令和7年度中に仮設園舎（砂町文化センター敷地内：北砂5-1-7）に移転予定です。

地区	保 育 園	所 在 地
南 砂	191 ともしび	東砂6-2-16
	192 もりのなかま保育園東砂園	東砂6-16-1
	193 メリーボビンス 南砂ルーム	東砂7-10-3
	194 東砂第四	東砂7-17-35-101
	195 にじいろ保育園 東砂	東砂7-18-18
	196 キッズスマイル江東東砂	東砂8-19-4 1階
	197 南砂あら川	南砂2-2-11 1階
	198 南砂第二*	南砂2-3-1-101
	199 南砂第三*	南砂2-3-3-102
	200 南砂第四	南砂2-3-4-101
	201 南砂第五	南砂2-3-6-103
	202 ドリームキッズランド	南砂2-28-27
	203 太陽の子 南砂2丁目	南砂2-36-10 1階
	204 南砂町	南砂3-10-8
	205 グローバルキッズ南砂園	南砂3-14-6
	206 南砂第一	南砂4-4-1-102
	207 ルーチェ保育園 南砂	南砂4-18-4 1・2階
	208 南砂さくら	南砂6-8-3
	209 おはよう保育園 南砂町	南砂6-10-11
	210 城東	南砂7-9-11
	211 ひまわり	南砂7-10-9 1階
	212 八幡	南砂7-14-17
	213 新砂	新砂3-3-11

★南砂第二保育園は大規模改修に伴い、仮設園舎（南砂二丁目南公園内：南砂2-3-23）で保育を実施中。令和7年度始めに本園舎に移転予定です。

★南砂第三保育園は大規模改修に伴い、令和7年度中に仮設園舎（南砂二丁目南公園内：南砂2-3-23）に移転予定です。



MEMO



【お問い合わせ先】

〒135-8383 江東区東陽4-11-28

◆保育園ナビゲーター：保育園入園に関する相談（江東区役所3階13番窓口）

TEL：03-3647-9809（直通）※つながりにくい場合、下記保育サービス係へお問い合わせください。
平日 9時00分～17時

◆江東区こども未来部保育支援課保育サービス係（江東区役所3階12番窓口）

TEL：03-3647-4934（直通）／FAX：03-3647-9290（FAXでの書類提出は不可）
平日 8時30分～17時（水曜日のみ8時30分～19時）



KOTO City in TOKYO
スポーツと人情が熱いまち 江東区